

令和３年美浦村告示第１４号

令和３年第１回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和３年２月１０日

美浦村長 中 島 栄

記

１．期 日 令和３年３月９日

２．場 所 美浦村議会議場

令和３年美浦村議会第１回定例会会期日程

期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事 内 容
３ 月 ９ 日	火	本会議	午前10時	開会 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙 議案上程、提案理由説明 予算審査特別委員会の設置
３ 月 1 0 日	水	委員会	午前10時	総務経済委員会（議案調査）
		委員会	午後２時	厚生文教委員会（議案調査）
３ 月 1 1 日	木	休 会		議案調査
３ 月 1 2 日	金	休 会		議案調査
３ 月 1 3 日	土	休 会		議案調査
３ 月 1 4 日	日	休 会		議案調査
３ 月 1 5 日	月	委員会	午前10時	予算審査特別委員会（議案審査）
３ 月 1 6 日	火	委員会	午前10時	予算審査特別委員会（議案審査）
３ 月 1 7 日	水	本会議	午前10時	一般質問
３ 月 1 8 日	木	休 会		議案調査
３ 月 1 9 日	金	本会議	午前10時	議案質疑、討論、採決 委員長報告、討論、採決 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 議長辞職、議長選挙、副議長辞職、副議長選挙 常任委員の所属変更、議会運営委員の辞任、 議会運営委員の選任、龍ヶ崎地方衛生組合議会 議員の補欠選挙、議席の一部変更 閉会

**令和３年第１回
美浦村議会定例会会議録 第１号**

令和３年３月９日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

（議案一括上程・提案理由の説明）

議案第１号 村道路線の認定について

議案第２号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例

議案第３号 美浦村区設置条例の一部を改正する条例

議案第４号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第５号 美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

議案第６号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第７号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第８号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第９号 美浦村地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）

議案第12号 令和２年度美浦村一般会計補正予算（第９号）

議案第13号 令和２年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議案第14号 令和２年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第３号）

議案第15号 令和２年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

議案第16号 令和２年度美浦村水道事業会計補正予算（第３号）

議案第17号 令和２年度美浦村下水道事業会計補正予算（第３号）

（議案一括上程・提案理由の説明・特別委員会設置・付託）

議案第18号 令和３年度美浦村一般会計予算

議案第19号 令和３年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第20号 令和３年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第21号 令和３年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第22号 令和３年度美浦村水道事業会計予算

議案第23号 令和３年度美浦村下水道事業会計予算

議案第24号 令和３年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	山 崎 幸 子 君
3 番	北 出 攻 君	4 番	松 村 広 志 君
5 番	葉 梨 公 一 君	6 番	小 泉 嘉 忠 君
7 番	塚 本 光 司 君	8 番	岡 沢 清 君
9 番	飯 田 洋 司 君	10 番	林 昌 子 君
11 番	小 泉 輝 忠 君	12 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	富 永 保 君
総 務 部 長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部 長	濱 田 勘 木 君
教 育 次 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	滝 口 弘 士

午前10時00分 開会・開議

○議長（下村 宏君） 改めまして、おはようございます。

第1回定例会へのご参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和3年第1回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりいたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思います。

村長。

〔村長中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） おはようございます。

令和3年第1回美浦村議会定例会にご参集をいただき、ご苦労さまでございます。

議会活動を通し、住民の福祉の向上や教育環境の充実など、本村行政の発展に尽力されておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

三寒四温と言われますが、3月に入り寒さも和らぎ一段と春を感じられるようになってまいりました。コロナ禍による緊急事態宣言も茨城県は解除されました。1都3県は解除が今月21日まで2週間の延期となりました。まだまだ気を緩めず、今まで以上に感染予防を徹底していかなければなりません。ワクチンの接種も急がれておりますが、感染しないことの予防に心がけることも大事であると思います。

明後日、11日には東日本大震災から10年を迎えますが、被災された方には、いまだふるさと・福島県に帰ることの出来ない避難者は、昨年12月時点で3万4,000人ぐらいいるとのこととあります。都道府県で受入れの多いのは、茨城県が3,066人、次が東京都で3,011人との新聞の報道がされました。早期の帰還を望みたいものであります。村としても予測出来ない自然災害などに迅速に対応出来るよう、稲敷広域市町村圏事務組合から職員1名を、他市町に先駆けて本年4月より派遣をしていただくことになりました。専門職でありますので、心強い限りであります。

美浦村の令和3年度の予算は、内示会において説明をさせていただきました。一般会計58億100万円、特別会計32億4,460万円、企業会計25億813万9,000円、合わせて115億5,373万9,000円の計上をさせていただきました。昨年と比較しまして、6億1,544万9,000円減額した予算となっております。

また、統合小学校建設に関しては、美浦中学校敷地内との報告もいただき、建設に関連する準備を整えていきたいと思っております。

4月に行われる木原城山まつり、5月の春の文化祭もコロナの収束が見込めない現状では、やむなく中止との判断をしているところであります。

令和3年度の事業は、前年に引き続き、6点を柱に推進してまいります。

1点目は、「自然豊かで美しく住みよい村づくり事業」であります。特に、江戸崎地方衛生土木組合が現在進めておりますごみ処理施設の工事が順調に進めば、令和4年4月には供用開始が出来る予定となっております。

2点目は、「子どもの健やかな成長を育む村づくり事業」であります。地域交流館みほふれ愛プラザ内に設置する「子育て支援センター」を中心に、本年度も子育て支援事業を推進してまいります。ファミリーサポートセンター事業、利用者支援事業も引き続

き実施してまいります。

3点目は、「村民が尊厳を持って豊かに暮らせる村づくり事業」であります。村民が心豊かな生きがいのある人生を送り、心身ともに健康の保持増進の生涯学習を通じた活動を支援し、親しみやすい環境を推進していきます。

4点目は、「いつまでも安心・安全に暮らせる村事業」であります。新型コロナワクチン接種事業の迅速かつ適切に開始出来るよう、体制を整備して実施していきます。また、母子保健事業を実施するとともに、予防接種事業、健康診断事業も実施してまいります。

5点目は、「個性と活力にあふれる村づくり事業」であります。ふれ愛プラザ前に設置してある「M i h o V i s i o n」で美浦村情報を発信していくとともに、地域おこし協力隊の導入も進めてまいります。

6点目は、「みんなと一体となって進める村づくり事業」であります。各種事業を推進し、役場、村民、関係団体、事業者等が一体となった村づくりを進めてまいります。

以上、令和3年度の基本的な考えを述べさせていただきました。他市町村に劣ることのない「美浦村に住んでよかった」と思えるような活力ある村づくりに、議員各位のご尽力をいただきながら、職員一同全力で取り組んでまいる所存であります。

今定例会に提案している案件は、議案第1号で、村道路線の認定についてが1件、議案第2号で、美浦村部設置条例の一部を改正する条例が1件、議案第3号で、美浦村区設置条例の一部を改正する条例が1件、議案第4号で、美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第5号で、美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例が1件、議案第6号で、美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第7号で、美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第8号で、美浦村介護保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第9号で、美浦村地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第10号で、美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第11号で、公の施設の指定管理者の指定についてが1件、議案第12号で、令和2年度美浦村一般会計補正予算（第9号）が1件、議案第13号で、令和2年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第14号で、令和2年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第15号で、令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第16号で、令和2年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）が1件、議案第17号で、令和2年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）が1件、議案第18号で、令和3年度美浦村一般会計予算が1件、議案第19号で、令和3年度美浦村国民健康保険特別会計予算が1件、議案第20号で、令和3年度美浦村介護保険特別会計予算が1件、議案第21号で、令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算が1件、議案第22号で、令和3年度美浦村水道事業会計予算が1件、議案第23号で、令和3年度美浦村下水道事業会計予算が1件、議案第24号で、令和

3年度美浦村電気事業会計予算が1件の24案件であります。

議員各位には、ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶いたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

3番議員 北 出 攻 君

4番議員 松 村 広 志 君

5番議員 葉 梨 公 一 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から19日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から19日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙を行います。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則に基づき、1名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、飯田洋司君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました飯田洋司君を当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました飯田洋司君が当選をされました。

ただいま、当選をされた飯田洋司君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第1号 村道路線の認定についてから、日程第20 議案第17号 令和2年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）までの、17議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

〔村長中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号から議案第17号まで一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 村道路線の認定についてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

今回、村道路線として認定のお願いをしている路線は、村道1976号線及び1977号線の2路線であります。

4ページの認定路線位置図をごらんいただきたいと思います。

村道1976号線については、竜ヶ崎工事事務所発注による国道125号バイパス整備工事に伴い、同バイパスに平行して村道1578号線に接続するまでの区間を新たに延長しており、村道103号線との接続箇所を起点として村道1578号線に至るまでの区間になります。

また、村道1977号線については、村道1976号線との接続箇所を起点として村道1578号線に至るまでの区間になります。

なお、この2路線につきましては、一部個人所有の私道があり、寄附を受けての整備となります。

続きまして、議案第2号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、行政サービスの向上を図り、かつ社会情勢の変化に柔軟に対応する行政組織として一部見直しを行った結果、消防防災関係の事務事業について、総務部から経済建設部に、子育て支援センターの運営等に係る事務事業について、教育委員会から保健福祉部に移管いたしますことから、本条例の一部を改正するものであります。また、今回の本条例の一部を改正することに合わせ、各部における分掌事務についても精査し、見

直しを行うものであります。

続きまして、議案第3号 美浦村区設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、美駒地区の厩務員宿舎が減少したことから行政区の見直しが必要になったため、本条例の一部を改正するものであります。また、今回の改正に合わせ美駒地区だけではなく、区全体を精査したことから、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第4号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、美浦村教育委員会事務局組織の見直しにより、教育次長を教育部長と変更することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第5号 美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、当該条例第4条第1項で規定されている「美浦村いじめ問題対策連絡協議会」の委員のうち、第4号の「適応指導教室」を「教育相談センター」と改めるものであります。

今般の改正理由といたしましては、本年度より「適応指導教室」を「教育相談センター」と改称したことにより、委員の名称変更をお願いするものであります。

続きまして、議案第6号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

この改正条例は、子供の医療費におけるマル福自己負担金の助成を廃止するものです。県制度においては外来、入院ともマル福自己負担金を控除した額を補助対象としており、村施策としてこの控除した額を申請により支給していたところですが、近年の厳しい財政事情を踏まえ、この独自施策分を廃止するものです。

続きまして、議案第7号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

この改正条例は、法律改正による新型コロナウイルス感染症の定義を改正するものです。

新型コロナウイルス感染症については、附則第4条で法律に規定されているものを引用しておりますが、法律改正で新型コロナウイルス感染症の位置づけが変わるため、村条例を改正するものです。

続きまして、議案第8号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご

説明申し上げます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正は、「高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」において、令和3年度から令和5年度までの3年間ににおける介護保険事業に係るサービス量等の推計により、新たな介護保険料率を設定したことから、第1号被保険者の保険料について改正するものです。また、令和2年度税制改正、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、条例について所要の見直しを行うものです。

続きまして、議案第9号 美浦村地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度の予算編成に当たり、美浦村地域交流館内にあります「子育て支援センター」の開所日を週6日から週5日にすることから、新たに水曜日を子育て支援センターの休業日とし、現在も水曜日が休業日であります地域産品直売所と併せて地域交流館の全館を休館といたしますことから、必要な改正を行うものであります。

続きまして、議案第10号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、再編成を含めた美浦村消防団の現状を踏まえ、団員の定数について、320人から230人に見直すものです。また、団員報酬について、近隣市町村の状況を鑑み、見直しを行ったことから、本条例の一部を改正するものです。

続きまして、議案第11号 公の施設の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和3年度より指定を予定しております、公の施設の指定管理者につきまして、指定するものです。

公の施設の名称は、地域産品直売所。地域交流館みほふれ愛プラザ内のことであります。指定する団体の名称は、水郷つくば農業協同組合。指定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となります。

なお、詳細につきましては、協定書の締結をもって取り交わす予定であります。

続きまして、議案第12号 令和2年度美浦村一般会計補正予算（第9号）につきましてご説明申し上げます。

21ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ1億1,728万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ86億9,017万4,000円とするものです。

今回の補正予算は、主に事業費が確定したものを中心に、現計予算の過不足の調整を

行うとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による財源の更正を行っております。

次に、第2条の繰越明許費の設定では、年度内に完了できない見込みの事業、江戸崎地方衛生土木組合の新ごみ処理施設建設事業の負担金及び新型コロナウイルス関連事業5件の事業につきまして、翌年度へ繰り越しをお願いしております。

次に、第3条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる業務委託料について、債務負担行為の追加及び変更をお願いしております。

次に、第4条の地方債の補正では、3件の追加及び3件の限度額の変更をお願いしております。

地方債の補正につきましてご説明申し上げます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、地方債の追加では、蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業が国の補正予算の補助事業に採択されたことにより、今回の補正予算で負担金の追加計上を行い、国の補正予算対応分の財源としまして、公共事業等債250万円の追加計上をお願いしております。

次に、道路整備事業では、村道整備事業の財源としまして計上しております。また、減収補填債においては、新型コロナウイルス影響等により地方税等の減収見込額の計上をお願いしております。

次の地方債の変更では、村債対象事業費の確定等により、それぞれの事業債で、限度額を減額いたしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。

35ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費の退職手当で、本年度退職者分の退職手当特別負担金として2,059万7,000円の計上をいたしております。

続いて、財政調整基金費の財政調整基金費では、新型コロナウイルスの影響により事業未実施等で余剰金が発生したため、1億5,430万6,000円の計上をいたしております。

36ページをお開きいただきたいと思います。

続いて、減債基金費の減債基金費では、財政調整基金費と同様の理由から8,000万円を計上いたしております。

次に、特別定額給付金費では、事業費確定により総額1,299万3,000円の減額をいたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

38ページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉費の医療福祉費、医療給付事業費では、執行額の見通しがついたことにより1,468万8,000円の減額をいたしております。

次の39ページをお開きいただきたいと思います。

児童福祉費の児童措置費、児童手当経費では、同様に、執行額の見通しがついたことにより1,500万円の減額をいたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

保健衛生費の予防費では、予防接種事業費で425万8,000円、健康診断事業費で517万9,000円、任意予防接種事業費で120万円を、新型コロナウイルスの影響等により一部未実施のため、それぞれ減額いたしております。

41ページをお開きいただきたいと思います。

清掃費の塵芥処理費、江戸崎地方衛生土木組合負担金では、事業費の確定に伴い2,801万4,000円の減額をいたしております。

なお、この負担金のうち、2億4,300万2,000円につきまして翌年度へ繰り越しをお願いしております。

続いて、教育費について申し上げます。

44ページをお開きいただきたいと思います。

中学校費の教育振興費、美浦中学校教育振興事業費では、中学校において新型コロナウイルスの影響から、校外学習の延期等の理由により616万5,000円の減額をいたしております。

ここまで主な歳出の補正項目につきましてご説明申し上げました。

ただいま申し上げました以外の各項目でも補正を行っておりますが、これは事業費の確定したもの、あるいは見通しのついたものの調整等でありますので、個々の説明は省略をさせていただきたいと思います。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

31ページに戻っていただければと思います。

初めに、村税では、歳入見込額の精査を行い、固定資産税の固定資産税、現年度課税分については、土地で151万8,000円の増額、家屋で778万1,000円の減額、償却資産で9,563万6,000円の増額をし、合計8,937万3,000円の増額補正をいたしております。

次の地方譲与税から環境性能割交付金までについては、本年度の交付決定状況等を勘案しまして、それぞれの予算額の調整をいたしております。

続いて、国庫支出金について申し上げます。

32ページをお開きいただきたいと思います。

国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金では、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金で2,537万6,000円の増額補正をいたしております。

続いて、寄附金について申し上げます。

33ページをお開きいただきたいと思います。

寄附金、一般寄附金の一般寄附金では、日本中央競馬会環境整備事業の交付額の決定及び日本騎手クラブ様より寄附をいただき、250万5,000円の増額補正をいたしております。

次に、34ページをお開きいただきたいと思います。

村債について申し上げます。

冒頭の地方債の補正でご説明いたしておりますので、説明は省略をさせていただきます。

なお、それ以外の項目につきましては、主に歳出予算でご説明申し上げました事業費の確定等に伴って、歳入予算の増減をいたしておりますので、個別の説明は省略をさせていただきます。

続きまして、議案第13号 令和2年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

53ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ386万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億8,946万2,000円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。

59ページをお開きいただきたいと思います。

第6款 基金積立金につきましては、今回の補正での歳入見込額、減額により、支払準備基金への積立額を減額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

58ページに戻っていただきたいと思います。

第6款 繰入金では、一般会計から法定分繰り入れて、交付決定額と予算現額との差をそれぞれ補正するものであります。

第8款 諸収入では、第1項の延滞金、加算金及び過料につきましては延滞金の収入額を見込み60万円を減額、第5項 雑入につきましては、交通事故に係る第三者納付金の収入額見込みにより100万円の減額をするものです。

続きまして、議案第14号 令和2年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

60ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正については、歳入歳出にそれぞれ664万円増額しまして、予算総額を13億403万1,000円とするものであります。

それでは、保険事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

68ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、総務費について、100万円を減額計上しております。

次に、保険給付費について、要介護認定者の増加及び要介護度の重度化に伴い、保険

給付費の増加がさらに見込まれるため、合計で1,040万円を増額しております。

次に、地域支援事業費について276万円を減額計上しております。

続きまして、保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。

66ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、保険料について、特別徴収で当初見込みを下回ったこと等により485万1,000円を減額計上しております。

次に、保険給付費の増加が見込まれ、一方で地域支援事業では事業の減少が見込まれるため、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、次の67ページをお開きいただきまして、繰入金、一般会計繰入金でそれぞれ増額、減額を行っております。

次に、繰入金、基金繰入金について、保険給付費の増加が見込まれるため、686万8,000円を増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定繰入金について、計画費収入による繰出金の増加が見込まれるため、50万円を増額計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

71ページをお開きいただきたいと思います。

諸支出金、地域支援事業費繰出金の地域支援事業繰出金では、計画費収入による繰出金の増加が見込まれ、サービス事業費、居宅サービス事業費の介護予防支援事業費では、新予防給付ケアマネジメント事業費で、委託による計画作成の減少が見込まれるため、それぞれ同額を減額しております。

続きまして、議案第15号 令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

72ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、補正後の予算総額を1億6,947万5,000円とするものです。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明いたします。

78ページをお開きいただきたいと思います。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料納付金について歳入で補正した額と同額の90万円を補正するものです。

77ページに戻っていただければと思います。

歳入についてご説明申し上げます。

第1款 後期高齢者医療保険料につきましては、調定額と収納状況から収入額を見込み、特別徴収保険料で210万円の減額、普通徴収保険料で300万円の増額をするものです。

続きまして、議案第16号 令和2年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

79ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、収入の水道事業収益で、1,538万1,000円

の減額補正を、支出の水道事業費用で99万円の減額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきましてご説明申し上げます。

83ページをお開きいただきたいと思います。

収入の水道事業収益の営業収益で1,207万1,000円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、コロナ禍により各事業や営業等を自粛したことにより、水道使用量が見込みより減ったためによる減額でございます。

また、営業外収益の長期前受金戻入では331万円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、長期前受金の各項目の金額の額が確定したことによる減額であります。

次に、支出予算につきましてご説明申し上げます。

84ページをお開きいただきたいと思います。

水道事業費用の営業費用で99万円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、配水場の電気使用量が見込みより少なかったため減額するものであります。

続きまして、議案第17号 令和2年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

85ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の事業収益で737万1,000円、支出の事業費用で118万2,000円の減額補正をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の資本的収入で715万8,000円、支出の資本的支出で797万2,000円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきましてご説明申し上げます。

91ページを開いていただきたいと思います。

収入の事業収益の営業収益で1,904万2,000円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、コロナ禍により各事業や営業等を自粛したことにより、排水量が見込みより減ったためによる減額でございます。

また、営業外収益で1,167万1,000円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、確定申告で消費税額が確定したことによる還付金でございます。

次に、支出予算につきましてご説明申し上げます。

92ページをお開きいただきたいと思います。

事業費用の営業費用で118万2,000円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、農業集落排水のマンホールポンプ及び処理場の電気使用量が見込みより少なかったため、合わせて176万円の減額をするものであります。

また、受益者負担金の一括納付が見込みより多かったことにより報奨金に不足が生じたため、57万8,000円の増額補正をお願いしております。

次に、資本的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。

93ページをお開きいただきたいと思います。

収入の資本的収入の負担金で715万8,000円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、受益者負担金の納付が見込みより多かったため増額補正をお願いするものです。

次に、支出予算につきましてご説明申し上げます。

94ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出の国庫補助金返還金で797万2,000円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、管渠整備に関する社会資本整備総合交付金の額が実績報告により確定したため、余剰分の返還金について増額補正をお願いするものであります。

以上、議案第1号 村道路線の認定についてから、議案第17号 令和2年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）の主な概要につきまして、一括してご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

済みません、ちょっと訂正をお願いします。

議案第14号で、介護保険特別会計補正予算の説明の中で誤りがありましたので訂正をお願いします。

71ページでございます。

減額と説明しましたが増減の誤りでありますので、訂正をよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長には提案理由の説明、大変お疲れさまでした。

○議長（下村 宏君） 次に、日程第21 議案第18号 令和3年度美浦村一般会計予算から、日程第27 議案第24号 令和3年度美浦村電気事業会計予算までの7議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

〔村長中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、議案第18号から議案第24号までの令和3年度一般会計予算、特別会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算並びに電気事業会計予算は、先般の予算内示会において予算編成の基本方針、予算の概要、重点事業及び主要な事業等の資料を提出し、ご説明させていただいておりますので、個々の説明につきましては省略をさせていただきたいと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております、令和3年度予算についての質疑は、予算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第18号 令和3年度美浦村一般会計予算から議案第24号 令和3年度美浦村電気事業会計予算まで以上7議案について、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、付託の上審査することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

これより予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いをいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時51分 休憩

午前10時58分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長から報告をいたします。

委員長に小泉輝忠君、副委員長に林 昌子君。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時59分 散会

**令和３年第１回
美浦村議会定例会会議録 第２号**

令和３年３月１７日 開議

一般質問

松村 広志 議員
飯田 洋司 議員
葉梨 公一 議員
林 昌子 議員

１．出席議員

１番	下 村 宏 君	２番	山 崎 幸 子 君
３番	北 出 攻 君	４番	松 村 広 志 君
５番	葉 梨 公 一 君	６番	小 泉 嘉 忠 君
７番	塚 本 光 司 君	８番	岡 沢 清 君
９番	飯 田 洋 司 君	１０番	林 昌 子 君
１１番	小 泉 輝 忠 君	１２番	沼 崎 光 芳 君

１．欠席議員

な し

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島 栄 君
教 育	長	富 永 保 君
総 務 部	長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部	長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部	長	濱 田 勘 木 君
教 育 次	長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課	長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課	長	菅 野 眞 照 君

１．本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	滝 口 弘 士

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

ただいまから、令和3年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに、議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

〔4番松村広志君登壇〕

○4番（松村広志君） おはようございます。4番議員の松村です。通告書に従って、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今月11日、東日本大震災の発生から満10年を迎えました。死者、行方不明者及び関連死された数は2万2,192人に上ります。改めてその被害の甚大さを痛感するところがあります。亡くなられた方々に対し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、今なお避難を強いられる方々、体調に苦しまれる方々へ心からのお見舞いを申し上げます。

先日行われた我が党の大会では、「真の復興である『人間の復興』に向けた新たな10年の闘いは、『大衆とともに』との立党の原点を持つ公明党の揺るぎない使命である」との決意を表明いたしました。

人間の復興とは、憲法で定める幸福追求権（13条）と生存権（25条）を念頭に、一人一人に焦点を当てた心の“復興への終わりなき闘い”であります。生きる意味や希望を失った被災者が、それを取り戻させてこそ、真の人間の復興と宣言をいたしております。

では、一つ目の質問をさせていただきます。

国の地域共生社会推進検討会によれば、地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながっていくことで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会としております。この4月より、介護や生活苦など複合的な問題を抱えて苦しむ住民に一元的に対応する「断らない相談窓口」を全国的に設ける事業が本格化いたします。これは、2020年6月に「断らない相談窓口」を各市町村に設置することをうたった地域共生社会関連

法がこの４月から施行されることによります。「８０５０問題」「ダブルケア」そして介護やひきこもり、生活が困窮するなど、複合的問題を抱える住民へのきめ細かな体制づくりは必要と考えます。本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） おはようございます。松村議員のご質問にお答えいたします。

国は、制度・分野の枠や、支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことの出来る地域や社会を作っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めております。地域共生社会の実現を図るため、今年度、社会福祉法を初めとする法律が改正され、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した生活課題の解決に資する市町村の包括的な支援体制の構築を推進するために、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を内容とする新たな事業「重層的支援体制整備事業」が創設されることになりました。社会福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことが出来るというものでございます。

現在、本村の相談窓口は、生活困窮、障害、高齢者に関することが福祉介護課、子育てに関することが健康増進課、子育て支援課と分かれておりますが、相談の事案としては、ご質問のとおり、経済的困窮や障害等と、二つ以上の課題が複合している場合も多く、それぞれの担当者が連携して、相談、支援業務を行っております。情報の共有にとどまらず、窓口での相談についても、課をまたいで複数の担当者が同席して対応を行うことも多くあります。警察や医療機関との情報共有や連携が必要となる場合も多く、それぞれの担当が行った相談や訪問での情報を集結して、よりよい方法を探りながら支援を行っております。

また、生活保護についての実施機関は茨城県となりますので、申請までの相談を村が行うこととなりますが、県、社会福祉協議会等の他機関とも連携して支援を行っております。

このように、複合した課題に対しましては、一人一人のお話をしっかりお聞きしながら、庁内で連携をとり、問題解決に向けて取り組んでおります。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

〔４番松村広志君登壇〕

○４番（松村広志君） 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯

が4割。就職氷河期世代の高齢化などの状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能の低下が懸念される中、従来の縦割りの制度では、複合化かつ複雑化した生活課題への対応が困難と考えられ、より柔軟性を伴う地域共生に資する体制への取組が急務と考えられております。

近年、地域や家庭を取り巻く問題は、重層的かつ複雑化し、加えてこのたびのコロナ禍や今後起こりうる大災害への備えの上からも、住民からの多角的な問題に対する対応窓口の明確化は必要と考えます。

窓口の設置の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

お尋ねいただきました「断らない相談窓口」の新たな設置につきましては、人的配置等からも難しいと思われませんが、どのような相談窓口が本村にとって望ましいのか、研究していきたいと思っております。

今後、より一層生活課題が混在した事案が増えると予想されますが、相談を受けたどの部署におきましても、必要な支援が酌み取れるよう、課内で職員が「共有」という意識を持ち、庁内での連携により、現在の体制の充実を図りながら取組を進めていきたいと思っております。

村民の皆さんが住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続するためには、医療や介護などの公的サービスのみならず、地域活動やボランティアによるサービスなど多様な社会資本を本人が活用出来るような地域の支援体制を構築することが大切であり、そのためには、「自助・互助・共助・公助」の連携によって様々な生活課題を解決していく取組が必要と言われております。自発的に自身の生活課題を解決する「自助」、個人的な関係性を持つ人同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う「互助・共助」についても相談に応じるほか、「自助・互助・共助」で支え合っているにもかかわらず、どうしても解決が出来ない課題に対する「公助」においては、縦割り行政に見られる「たらい回し」のようなことにならないよう、相談者に寄り添った支援をしていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

〔4番松村広志君登壇〕

○4番（松村広志君） 前向きなご対応をよろしくお願いいたします。

次に、SDGs（持続可能な開発目標）の本村の取組について伺います。

改めて、新型コロナウイルスにより亡くなられた方々に対し、衷心よりご冥福を申し上げます。さらに、災禍により苦しんでいる方々へ深くお見舞いを申し上げます。

「緊急提言パンデミック」の著者として世界的に有名な歴史学者のユヴァル・ノア・

ハラリー氏は、新型コロナ禍が世界を混乱と分断の闇に包み込む中、一貫してこのように訴えかけております。「『最大の敵はウイルスではない』。本当の敵は、互いを非難し合う『憎しみ、強欲さ、無知』といった『心の中にある悪魔』であるということだ。」（「コロナ後の世界を語る」朝日新書より）そして、ハラリー氏は、グローバリズムとナショナルリズムが混迷の度を深める歴史的岐路にあって、人類が選び取るべき道は「連帯」であると強く主張し続けております。

さて、「誰も置き去りにしない」SDGsの理念が、本村の第7次総合計画に導入されてから1年を迎えます。毎月の広報紙での連載を初め、お取り組みには感謝と敬意を表します。国内でも昨年12月より、政府が示した行動計画「SDGsアクションプラン2021」のもと、目標の達成に向け各自治体や民間企業がその動きを加速しております。

いまだ終息の見えない新型コロナウイルス、頻発する異常気象や環境問題、「持続可能な開発目標SDGs挑戦の10年」にあって特に重要な本年、さらなる推進には企業も含め、住民の方々の協力は不可欠となります。より「私ごと」「自分ごと」として取り組みを進めるため、幾つかの提案をさせていただきます。

初めに、気軽にゲーム感覚でSDGs取組の必要性を学ぶ「カードゲーム」についてであります。既に多くの企業や学校、自治体など幅広く導入がされているようです。中でも、千葉大学の学生が制作した「SDGs啓発ボードゲーム」が、昨年12月から千葉市内の中学校の授業に用いられ注目をされました。ほかにも幾つか種類があるようですが、ひとしく教育現場などでは高い評価を受けているようであります。

本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

〔総務部長平野芳弘君登壇〕

○総務部長（平野芳弘君） おはようございます。松村議員の質問にお答えいたします。

村職員は、令和2年3月に管理職がSDGsの研修を行いました。今年度は、一般職の研修を行う予定でしたが、会議室での集団での研修を避けていることから実施はしていませんが、今後時期を見て実施していきたいと考えています。

国連、国、県でも、いろいろな場面で啓発活動しているので、学校や職場でも、SDGsの情報に触れる機会があり、小中学生も興味を持っている人もいます。小中学校の事業の中では、時間的な制約がありますので、啓発ゲームを実施する予定はありません。SDGsを理解するためには、世界的な環境、人権問題などを知る必要がありますことから、小中学校の教育の中では基礎的な知識として、通常の授業の中での学習が重要ではないかと考えます。

以上、松村議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

〔4番松村広志君登壇〕

○4番（松村広志君） 国連によるSDGsを含む「2030アジェンダ」宣言では、「我々

は、地球を救う機会を持つ最後の世代かもしれない」と警告しております。

政府が掲げる「SDGsアクションプラン2021」では、SDGsの革新的なイノベーションを活用し、規制改革などの政策を総動員することで、効率的・効果的に目標を達成することが出来るとしています。

SDGsが達成された、しなやかで強靱かつ経済と環境の好循環を伴うポストコロナの時代を実現するには、地域社会での行動変容が求められ、あらゆる関係者が一体となって取り組んでいく必要があると思われます。

しかしながら、現状はいまだ周知についても、理念の共有においても多くの課題が残されております。このことを踏まえ、SDGsへの取組について住民への意識調査のアンケートを本村でも行ってはどうかと考えます。

意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

〔総務部長平野芳弘君登壇〕

○総務部長（平野芳弘君） 松村議員の質問にお答えいたします。

SDGsに関する調査は、民間調査機関や企業でも幅広く実施されています。本村だけの問題ではなく、世界的に取り組むものであり、意識調査は民間の調査を参考にしていきたいと考えます。

以上、松村議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

〔4番松村広志君登壇〕

○4番（松村広志君） SDGsは現代の危機の時代への羅針盤とも言われております。

SDGsが取り組む様々な課題をより身近な「私ごと」とするためにアイデアを募ってはどうかと考えます。

本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

〔総務部長平野芳弘君登壇〕

○総務部長（平野芳弘君） 松村議員のご質問にお答えいたします。

全国的に見ますと、各種団体でSDGsを身近に感じる事が出来るコンテストを実施しています。現在「広報みほ」では、SDGsの記事を掲載しています。村としては、SDGsの基本的な内容を住民の方々に理解していくことが重要ではないかと考えているため、このような啓発方法を実施しております。村としては、私ごとのアイデアコンテストの実施は考えていませんが、そのような取組みがあれば積極的に取り組んでいただければと考えます。また、村で協力出来るものについては支援を考えていきたいと思えます。

以上、松村議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

〔４番松村広志君登壇〕

○４番（松村広志君） 今から四半世紀前、1996年に出版された対談集「20世紀の精神の教訓」では、米ソの冷戦を終結させたソビエト連邦の元大統領ゴルバチョフ氏が来るべき21世紀を見据え、こう語られております。

「現在、人々を『結合』し、人々の信念を回復しうる思想、つまり人間が一体感、連帯感を実感できるような思想が欠如している。そのことによって精神の危機は深刻の度を増しています。」と。

そして、対談をされた公明党の創立者は、このように箴言されました。

「隣人同士や民族間の『分断』、自然・宇宙と人間の『分断』、何よりも本来、幸福のハーモニーを奏でるはずの心の『分断』。まるで中世のペスト（黒死病）のように蔓延し、ところ構わず猛威を振るうこれら『分断』の力を、どのように“善”の力で冥伏させていくかが、変革期の世界の不可避の課題となってくると思います。」

以上で、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

次に、飯田洋司君の一問一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

〔９番飯田洋司君登壇〕

○９番（飯田洋司君） ９番、飯田です。通告書に従い質問いたします。

まず初めに、マイナンバーカードについて質問します。

マイナンバーカードの健康保険証としての利用について、本村における準備状況と利用可能時期をお伺いします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤として国が進める施策でございますが、その状況についてご説明いたします。

初めに、マイナンバーカードの健康保険証としての利用についての準備状況についてご説明いたします。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになるのは、本年３月から順次始まる予定となっておりますが、利用するためには、事前にマイナポータルでの申込みが必要になります。事前申込みには、マイナンバーの読み取り可能なスマートフォンや、パソコンとマイナンバーカード読み取り機能付きカードリーダーから行うことが出来ますが、これらの機器をお持ちでないなど、申込みが困難な方に対しては、国保年金課窓口で端末による申込みのお手伝いをするほか、住民課前の窓側に自由に使える専用の端末を設置し、その他の手続と合わせて、利用申込みが出来るようにしております。

す。

このマイナンバーカードの健康保険証としての利用につきましては、村ホームページでご案内をさせていただいております。また、パンフレットを本年2月に国民健康保険に加入の約2,400世帯へ郵送しております。

村内の方で、健康保険証として利用するために申込みをした人数につきましては、調べるのが難しく把握できておりませんが、2月7日時点の厚生労働省の調査では、マイナンバーカード交付者のうち利用申込みをした人は約250万人で、カード交付者に占める割合は7.8%になっているとのことでございます。

次に、利用可能時期についてご説明いたします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、受診する医療機関や薬局がオンライン資格確認等システムを導入していることが必要となります。

厚生労働省では、本年3月末に医療機関等の約6割にシステムを導入する目標を立てておりましたが、さきに述べました厚生労働省の同調査では、システムの導入は28.5%と、目標達成は厳しい状況となっております。

村内の医療機関に対し、システム導入について照会をしてみました。現状では全機関がシステム未導入で、今後、システム導入を計画している最も早い医療機関でも本年7月頃の運用開始を予定しているとのことでした。

なお、利用出来る医療機関等につきましては、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページに掲載されるほか、利用できる医療機関等には、「マイナ受付」のステッカーやポスターなどが掲示される予定となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

〔9番飯田洋司君登壇〕

○9番（飯田洋司君） なかなか進まない日本の特徴でもあるのかなと思いますけども、大分コロナの影響が出ていると思います。

村内の私のかかりつけ医院でも、7月頃に導入可能な確認をしております。あとは、今回の導入に対して様子見というような形で様々な対応に分かれていました。県、国と協力して、目標以上の、現在の28.5%以上、国が目標とする60%以上になるよう、村としても努力していただきたいなと思います。

次に、マイナンバーカードをお持ちの方に対して特典付与の考えがあるか、お伺いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

〔総務部長平野芳弘君登壇〕

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

現在、国では、マイナンバーカードを使って予約・申込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージや買物をすると、そのサービスで、ご利用金額の25%分、

最大5,000ポイント、5,000円分がもらえる「マイナポイント」を実施しています。当初、キャッシュレス決済の還元対象期間は令和2年9月1日から令和3年3月31日まででしたが、令和3年9月30日までの半年間期間延長となりました。

また、笠間市ではクレジットカードなどのポイントや航空会社のマイレージなどを、自分の好きな「自治体ポイント」に交換・合算することで、地域の商店での日々の買物やオンラインショップから全国の特産品を購入出来る事業を実施しています。

マイナンバーカードのお持ちの方に特典を付与する理由としては、カードの普及と地域経済の活性化が挙げられます。令和3年2月28日時点での村のマイナンバーカード交付割合は25%、県は25.2%、国は26.2%となっています。既に村では、マイナンバーカードを使つての住民票と印鑑証明のコンビニ交付、中央公民館図書室での利用申請も出来るようになっていきます。現時点で、他の特典を付与することは考えていませんが、住民の方の利便性の向上に関するものについては、研究していきたいと考えます。

以上、飯田議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

〔9番飯田洋司君登壇〕

○9番（飯田洋司君） なかなか登録の数、数年前にやめた松葉部長に聞いたときに9%くらいだと思いますけども、本村のマイナンバーカード登録数が。これが何とか国のほうのポイントをつけるという形で、何とか25%まで引き上がったのかなと思っております。

うちの近所の奥さん方も、マイナポイントがもらえるということで、新たにマイナンバーカード登録という形で申請した方が数名おります。ただし、ちょっと混んでいたのでも時間がかかるということで、やっと3月の初旬頃にマイナンバーカードを登録して、マイナポイントをいただいたということをお話を聞いております。

ぜひですね、登録してよかったと思えるマイナンバーカードの利便性、今、研究しますという——本当に数年後、劇的に変わってくると思います。

日銀のほうも、キャッシュレスという形でデジタル通貨を試験的に導入するような予定ですので、どんどんIT化が進んでくるのかなと思っております。

本村でもですね、もっと利便性を増やしていただいて、本村のイベント参加者とかですね、ボランティア活動参加者、村事業協力者に対してですね、本村の特典ポイントまたはクーポン券を付与できるようなシステムを企画して対処していただきたいなと思います。今後の研究をお願いしたいと思います。

次にですね、先ほど言いましたけども、キャッシュレス化という形で、デジタル庁が今年9月ごろに発足されると思いますが、今後ですね、銀行口座とのひもづけもしくは、何ていうんですかね、銀行口座も使えるというようなマイナンバーカードが出来てくると思いますが、本村でのマイナンバーカードの利活用で独自の企画案というものがあるかどうか伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

〔総務部長平野芳弘君登壇〕

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの利用については、法令により定めなければならない、村独自の企画案は現在ありません。

資料をごらんいただきたいと思います。

総務省が令和元年11月に作成した「マイナンバーカードの普及、利活用に係る積極的取組事例集」です。

これには健康情報サービス、高齢者の移動支援等サービス、図書館利用サービス、各種証明書発行サービス、自治体の業務効率化等、その他の事業区分により17の事例が掲載されています。村でも既に実施している事業もありますが、このような情報も含め、マイナンバーカードの普及率や住民の利便性を考慮しながら、事業を検討していきたいと考えます。

以上、飯田議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

〔9番飯田洋司君登壇〕

○9番（飯田洋司君） 大変な使用の利便性っていうものが、こういった形で分かると思うんですけども、本村住民の利便性を第一に普及させていただきたいなと思っております。口座登録してよかったと、お得感が味わえる仕組みというのも対応していただきたいなと思っております。

次の質問に移ります。

各課所管の団体の会議についてお伺いします。

去年、今年と2年続けてコロナ影響甚大ですけれども、開催出来ない会議も多々あると思います。そのような中、Z o o mなどのW e b会議ツールを利用して会議を開催している各課所管の団体があるか伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

〔総務部長平野芳弘君登壇〕

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

現在のコロナ禍の中では、人と接する機会を減らし、密になることを避けなければなりませんので、村でも会議を開催するに当たっては、必要性や時期を考慮し、どうしても開催しなければならないものについて、感染対策をしながら実施しています。そのような中で、W e b会議については有効な手段の一つと考えます。国、県の会議などにおいて、必要な会議についてはW e bによる会議を実施しているものもあります。しかし、議員お尋ねの各課所管の団体の会議ということでは、村による開催の実績はありません。

以上、議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

〔9番飯田洋司君登壇〕

○9番（飯田洋司君） 本当に私は期待していたんですけども、どこか1カ所でもそういうW e b会議をやっているところがあったらいいなあという期待もありました。

我々議員もですね、平成25年にI C T活用で現在のi P a dを貸与されました。記憶は定かではないんですけども、準備期間も相当とりました。視察もやりました、視察研修もしました。職員と一緒にですね、講習会を二、三度開いて、ああでもないこうでもないという形で進んだ記憶がございます。議員もそうですけれども、職員の方も初めてi P a dっていうものに触れたので、お互いさまでしょうか、ちょっといろいろと手間取ったような記憶がございます。現在ではね、今年に入ってから議員間での自治研究に対してはZ o o mを使用して会議を二、三度行っております。本当に難しいのかなと、思っております。

それでは、次の質問です。

今後、W e b会議ツールを利用する考えがあるのか、お伺いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

〔総務部長平野芳弘君登壇〕

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

現時点で、村内の各課所管の団体の会議で、W e b会議ツールを活用する考えはありません。

先ほど申し申し上げました国、県等のW e bを利用した会議では、開催前に機器や導通の確認した後に、正式な会議となります。村内の各種団体で利用するためには、会議参加者のW e bを利用する環境が整備されていることが必要であり、さらにソフトやアプリへの操作の習得も必要です。一般の家庭でも、通信環境は整ってきていると思いますが、パソコン等の機器を使わない方もいます。このようなことから、現時点で村が関わる各種団体でW e b会議を活用することは困難と考えています。

以上、飯田議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

〔9番飯田洋司君登壇〕

○9番（飯田洋司君） コロナの影響もあっていろんな業務が滞っているというのも現状でございますので、今の部長の答弁、なかなか難しいのかなと思っております。議員も平成25年から導入して、いろいろと大変な思いをした記憶があります。毎日スイッチを入れてくれと、とにかく画面を見てくれというようなお願いをしたんですけども、なかなか進まず、最初の一步、スイッチを入れる一步がね、なかなか勇気が要るのかなと思っております。本当に非常に厳しいW e b会議でしょうが、前段の質問のマイナンバーカードに保険証、銀行口座、そして運転免許証のほか、いろいろなものが今後国策としてマイナンバーカードに付いてくると思います。

先ほど言いましたデジタル庁のほうも、スケジュールとして上げてきておりますので、

ちょうど国策として進むと。あと、今言ったような形で、条件としては同じ方向に進めるのかなと、私としては思っております。

Ｗｅｂ会議を進めるのは本当に大変だと思いますけれども、今から研究していただいて、現在は考えはないけれどもですね、国、県の協力を仰いでですね、１年後か２年後、もしくは３年後でも結構です。所管の諸団体でのＷｅｂ会議が１団体でもいいですから実施出来るようにしていただきたいなあと思っております。これは質問じゃなくて要望です。ぜひ、研究して進めていきたいなと思っておりますので、私も協力しますので、ぜひ対処していただきたいな。

以上、私の質問といたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了します。

ここで会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

11時に再開をいたします。

午前10時46分 休憩

午前11時01分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、葉梨公一君の一問一答方式での一般質問を許します。

葉梨公一君。

〔5番葉梨公一君登壇〕

○5番（葉梨公一君） 5番議員、葉梨です。通告書に従い質問をさせていただきます。

質問の前に、このたびの新型コロナウイルスにより亡くなられた方々に対しまして、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、感染されました皆様に対しましてもお見舞いを申し上げる次第であります。そして、連日新型コロナウイルスと闘っておられます医療関係者の方々、役場職員の皆様方に対しましても、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

都市計画道路布佐・上宿線の国道125号バイパスへの接続の見通しについて質問します。

現在、都市計画道路上宿・大須賀津線については、木原浜地区と共有地会所有の一部地域を残し完成に近づいてまいりました。土地の問題も茨城県竜ヶ崎工事事務所と共有地会との話合いで、共有地会が無償で供与することで一致し、施設（消防車庫と浜地区倉庫、そして公民館）の撤去費用も提示されまして、浜地区として了承いたしました。

残されました布佐・上宿線の125号バイパスへの接続、今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

〔経済建設部長濱田勘木君登壇〕

○経済建設部長（濱田勘木君） ただいまの葉梨議員の質問にお答えをいたします。

都市計画道路上宿・大須賀津線につきましては、現在県道上新田・木原線として茨城県竜ヶ崎工事事務所により工事が進められており、共有地の問題も解決の方向に向かっており、令和5年度末に完成予定となっております。

また、都市計画道路布佐・上宿線につきましても、現在木原郵便局交差点の改良が行われているところでございます。

議員ご質問の、この布佐・上宿線の国道125号バイパスまでの整備につきましては、以前、茨城県建設技術公社に完成形と暫定系の二つのパターンで設計を依頼をし、平成29年第2回定例議会全員協議会で報告をさせていただいております。

また、昨年度は国費等の補助事業を活用するため、茨城県と話し合いを行いまして、補助事業の対象は道路幅員等の制限や対象範囲も明確にする必要があるため、設計及び土地の買収等も含め相当な時間を要します。

また、本村の財政事情については危機的な局面を迎えており、本路線の重要性は十分理解をしているところでございますが、着手についてはしばらくお時間をいただかなければならないと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 葉梨公一君。

〔5番葉梨公一君登壇〕

○5番（葉梨公一君） この件につきまして村長にお尋ねをしたいと思いますが、ただいま質問をした件は、第7次美浦村総合計画の中にも明記されておりますが、近隣の住民も心配しているところでございますので、村長のご答弁をお願いします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 改めまして、定例会再開ご苦労さまでございます。

葉梨議員のですね、都市計画道路については、県のほうが今、郵便局のところの交差点を改良工事を進めております。それも含めてですね、浜地区の協力があって木原地区の区長会の総会も、総代も含めてですね、ご了解をいただいたということは大きな前進につながったものだと思います。

今、125号がちょうど4車線化をしております、布佐の十字路が今工事途中ということで、将来的にはその手前がとりつく、清明川寄りに布佐・上宿線が都市計画道路がつく……予定的にはそういう形になっているんですが、県のほうと竜ヶ崎工事事務所との話の中では、間近なところにもう一つ交差点を作るということは困難だということで、将来的には、今の布佐から来てる、木原に抜ける道路を拡張するかどうかを県のほうと検討をしながら、交差点を設けない部分でどういうふうにして新たに都市計画道路を作るかっていうのは、一つの課題になってくるかなというふうに思います。

一応、土地、区画の中では、もう余剰の道路分は確保してあるところもあります。郵

便局側については、なかなかそこまでは行っていないんですが、これも順次、村の計画として16メーターを少し小さくしてやると補助はつかないということになるんで、将来的に家屋の移転も発生してきますので、その辺は、ある程度年数をかけた中で予算の確保をどれだけ取れるか。それから住民との話し合いという部分を進めていかないと、なかなか難しい部分があるので、これも県のほうが仕上がりれば、村のほうは今の状態でいいというわけではございませんので、将来的に向けてバイパスへの接続が可能になることを目指して調整できれば、その方向性で検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 葉梨公一君。

〔5番葉梨公一君登壇〕

○5番（葉梨公一君） 第7次総合計画が終了する前ぐらいまでには、できればバイパスまでつなげていただきたいと思います。

次に、県道上新田・木原線の大山地区の東京医科歯科大学病院跡地までの未整備区間の整備計画についてお尋ねします。

未整備区間の整備は、村の産業基盤を充実させるためには大変重要で、整備が急がれると思われます。

今後の計画をお知らせいただきたいと思います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

〔経済建設部長濱田勘木君登壇〕

○経済建設部長（濱田勘木君） ただいまの葉梨議員の質問にお答えをいたします。

県道上新田・木原線の大山地区未整備区間の整備ですが、竜ヶ崎工事事務所では現在、本村の要望に応じて国道125号バイパスの延伸や都市計画道路上宿・大須賀津線の整備にご尽力をいただいております。

ご指摘の箇所については、長期にわたり付近住民の方々も含め整備の要望がある箇所かと思われます。

については、現在整備が行われている都市計画道路上宿・大須賀津線の整備完了後に早期に着手していただけるよう、竜ヶ崎工事事務所に要望してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 今、経済建設部長が話したとおりですけども、大山の病院跡地のところまで行くという途中の狭いところはなかなか難しいので、あそこも上新田・木原線という県の道路なので、できれば議員の近くに有力な県会議員がおりますので、ささやきでもいいから言っただいて、どこをどのようにつなげばいいか。ぜひ、議員のほうからささやいてもらおうと。声が届くぐらいの近いところにいると思うので、かなり有力な支援になっていただけるかなというふうに思いますので。ぜひ、土木委員

長も歴任した経緯がありますので、その辺も含めて上新田・木原線は有力な産業経済の発展にもつながりますので、議員からささやいていただいて、早めの時期の決定を出来ることを、私のほうからもひとつお願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 葉梨公一君。

〔5番葉梨公一君登壇〕

○5番（葉梨公一君） 私のほうからもささやいてみたいと思いますが、村長のほうからも少し、小さな声で結構ですから、ささやいていただきたいと思います。

次に、都市計画道路上宿・大須賀津線の上宿地先から阿見町島津地先までの新規計画の考えをお尋ねしたいと思います。

今後、上宿・大須賀津線での阿見町島津地先への都市計画道路といいますか、新しい、そういう考えがあるかどうか村長にお尋ねします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

〔経済建設部長濱田勘木君登壇〕

○経済建設部長（濱田勘木君） ただいまの葉梨議員の質問にお答えいたします。

都市計画道路上宿・大須賀津線については、現在、県道上新田・木原線として竜ヶ崎工事事務所により工事が進められております。

議員ご質問の、この路線の阿見町島津方面への延長については、都市計画道路の新設計画はありませんが、霞ヶ浦二橋計画の実現性が見えてきたところで、村道1038号線及び1001号線の県道への格上げ、延伸・延長を竜ヶ崎工事事務所のほうに要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 今、答弁中でしたけども、私語は現に慎むようお願いをいたします。

葉梨公一君。

〔5番葉梨公一君登壇〕

○5番（葉梨公一君） 皆さんに申し上げます。ただいま、経済建設部長濱田部長が最後の答弁でございましたので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは村長のお考えをお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それではですね、今、部長のほうも答弁がありましたけども、霞ヶ浦二橋という部分では、今の井川知事も立候補した際に公約の中に霞ヶ浦二橋のお話が入ってございました。でも、もう4年目に入りましたけども、なかなか政務調査費、調査費もつかないうちには、なかなかそこへは行けませんので、できるだけ調査費をつけてくれるようにということは、霞ヶ浦二橋の陳情に行くときにも、関係する市町村とお願いはしているのですが、なかなかそこまでいかないという。出来れば、県議会のか

すみがうら市から出ている外塚県議も、この霞ヶ浦二橋を2回ぐらいやっているんですね。ですから、これができると、要するに茨城空港へ行くのにかなり利便性がいいと。橋を作って1,000億円かかると言われていますけれども、将来的に、災害が起きたときに人命の救助を、守るための大橋につながるんじゃないのかってという意見も出ている部分がありますので、これは美浦村だけの問題じゃなくて、関係する……千葉県まで入りますから、そういう市町村が一体となって進めていくというふうになれば、本当に私とすれば、霞ヶ浦は4キロメートルぐらいなんで、瀬戸内には3本の橋がかかっているんですね。ですから、それだけ大事な部分を1,000億円かけても、これは将来的に見れば、その沿線の自治体は人口減少ではなくて、ある程度魅力的な市町村が出来上がるので、人口減少に歯止めがかかる。そして、いろんな企業も目を向けてくれるのではないのかなというふうに思っております。

ぜひ、霞ヶ浦二橋の実現が早めに県のほうが打ち出してくれれば、これはそこまで延びる上新田・木原線から分けた田んぼの中を、道路を、2車線擦れ違ふことが出来るような道路の整備は、美浦村のために一番有効であるというふうに思いますので、これも促していただけると、調査費がつくかなあというふうに思いますので、葉梨議員のほうから、併せて上新田・木原線と霞ヶ浦二橋の政務調査員をつけて、実現に向けて県が事業のほうに入っていただくことをやっていただけると、一番完成に近い道なのかなあというふうに思いますので、この二つの案件、私も言いますから。私は耳元でちょっと本人に話しますけれども、議員のほうからは常にそういう情報を発信していただければうれしかなあというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 葉梨公一君。

〔5番葉梨公一君登壇〕

○5番（葉梨公一君） 村長のほうからも大井川知事のほうへ、ちょっと大きめの声で、阿見町長と一緒にささやいていただければと思います。

美浦村の広域的観光、そして、産業基盤の充実、地域の活力を高める道路として重要でありますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） ご苦労さまでした。

今日は、茨城新聞社も来ております。

ぜひ、霞ヶ浦二橋については、村長が申し上げましたことをぜひ伝えていただければというふうに思います。

以上で、葉梨公一君の一般質問を終了いたします。

時間がですね、中途半端になってしまうので、ここで昼食のため休憩をさせていただきます。

午後1時から再開をいたしますのでご協力、皆さんよろしくお願いをいたします。

午前11時21分 休憩

午後１時００分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

〔１０番林 昌子君登壇〕

○１０番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、「おもいやりのまち宣言」についてです。

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく措置として、2020年３月13日に緊急事態宣言が発令されてから１年がたちました。この１年間、美浦村の住民の方々も不要不急の行動を避けて、新型コロナウイルスに感染しない努力をしまいいりました。執行部を初め、住民の皆様のご努力に敬意を表したいと思います。しかしながら、終息に向かうと思いきや、変異ウイルスの感染者がふえて不安は募るばかりです。住民からは、「ワクチン接種はいつごろできるの」「どこでできるの」など、ワクチン接種の早期実施を願う問合せが寄せられております。安心して人と接することが出来る平穏な日々を、私を含め、皆さんが待ちわびています。

そこで、今回お尋ねする宣言ですが、全国的には、人権や認知症・防災に絡めた宣言がなされています。新型コロナウイルス感染症拡大以降は「新型コロナを乗り越えよう」「コロナ差別がゼロのまち」宣言を発表する自治体が出てきています。

資料をごらんください。

稲敷市では２月に、「おもいやりのまち宣言」をしました。

三つの宣言ですが、「お願い１」に関しましては、稲敷市でも新型コロナ感染者が出たとき、実際にインターネットやSNSで心ない書き込みをされた方がいたそうです。そこで、「お願い２」で「相手の立場に立って考えよう」と呼びかけて、「お願い３」で「お互いを思いやる気持ちを忘れずに、誰もが安心して暮らせるまちにしましょう」と結んでおります。裏面は後ほど参考にごらんください。

次の資料は、庁舎に張られている横断幕の写真です。

大きな字で見やすく、住民の目に訴えて呼びかけています。ごく当たり前のことで、改めて宣言することはないかもしれない。ですけれども、不安の連鎖で当たり前のことが当たり前に出来ない、モラルと倫理観の欠如に陥ってしまった人の行動で、傷つき悩む人をつくらないためには必要ではないかと考えます。

本村は、茨城県最大のクラスターが発生した事業所のある自治体として注目を浴びています。今こそ、本村もこのような取り組みで、住民が思いやりを持って一緒にコロナに打ち勝つ宣言ができたかと考えます。

宣言のことを質問するに当たり、まず、本村の新型コロナウイルス感染症の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

〔保健福祉部長吉田正己君登壇〕

○保健福祉部長（吉田正己君） 林議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活を大きく変えました。外出自粛宣言が出され、公共施設の利用の制限もございました。

新型コロナウイルス感染症に対しましては、昨年2月27日に「美浦村新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、情報収集と感染防止に関する対策を講じてまいりましたが、この約1年間で村内居住者における新型コロナウイルス感染症患者の発生は120名を超える数に至っております。

本年1月に村内事業所で発生しましたクラスターについては、終息報告がございましたが、全国的に、また県内村内におきましても、まだまだ新型コロナウイルス感染症は終息していない状況でございます。

現在、新型コロナウイルスワクチン接種の準備を進めておりますが、ワクチン供給のスケジュールについて確定していないなど、ワクチン接種全体に関することについては、いまだ不透明なところが多い状況にあります。接種券については、ワクチンの供給状況に応じて発送することになりますが、村民全員に接種ができるようになるには、まだまだ時間がかかる見込みでございます。今後は、ワクチン接種の予約や問合せに対応するコールセンターを今月22日に開設するとともに、ワクチン接種に関する情報について、チラシや村ホームページ等により随時周知していく予定でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番林 昌子君登壇〕

○10番(林 昌子君) ワクチン接種時期は不確実ですので周知はできませんけども、本村もただいま22日にコールセンターが設置されるとお話ありましたように、そのことに関しては早々に住民に周知をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。接種までの流れ等、聞けるだけでも住民の皆様が安心してもらえると思います。丁寧な対応をお願いいたします。

先ほどの稲敷市の宣言と違う宣言例をご紹介します。

資料をごらんください。

これは三重県玉城町の宣言ですが、人口1万5,384人と、美浦村の人口と近い規模の町です。

玉城町では、「やさしさ」と「おもいやり」あふれるまちづくり宣言を昨年8月17日に宣言していますが、何と、その宣言した時期というのが、新型コロナウイルス感染者がゼロ人のときに宣言しています。これから危惧される状況を察知し、乗り越えるための宣言です。

一つ目に、不確実な情報や事実と異なる情報があふれているときに、本当に正しい情

報なのかを冷静に判断し、誤った情報等をメールやSNSなどで拡散することをやめて、「新しい生活様式」を身につけ、安心できる暮らしにつなげようと呼びかけています。二つ目には、感染は誰にでも起こりうる可能性があるとの大前提で、感染者は非難されるのではなく、守られなければならない。「何かお手伝いできることはありませんか」「お大事に」など思いやりのある行動をとり、皆で助け合いの気持ちを持って、この事態を乗り越えよう、としています。最後に、全ての人々への差別・偏見やいじめは決してしてはいけないし、許してはいけない。常に「ありがとう」「おかげさま」など感謝の気持ちを忘れず、オール玉城で応援しましょう、と結んでいます。

宣言後、社会福祉協議会では「元気でやさしいたまきびと宣言」という動画をYouTubeで発信したり、小学生は「コロナ禍で自らが考え、話し合ったこと」や、中学生は「コロナに関わる偏見やいじめ、差別について実施した授業や取り組み」を発表して、人権意識を高めるなどの活動をしていました。このような活動をされている中で、実際に町に感染者が出ました。いつどこで感染者が何人出て、PCR検査をした後の経過までホームページで逐一報告しているのですが、報告内容に対しての批判の声や感染者へのいじめ行為は出ていないそうです。これは、宣言効果のたまものと、関係者は「宣言して本当によかった」と喜ばれておりました。

美浦村においても、大きな風評被害が表に出る前に「おもいやりのあるまちづくり」、宣言名は指定をいたしません、宣言をして、住民と一体となってコロナ禍を乗り越えられたと考えます。

村長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、林 昌子さんのおもいやりのまち宣言、それから今コロナ状況等を踏まえて、村の対応、なかなか政府は発表しても、なかなか政府が決めるんじゃないくて、各自治体はその接種方法も含めて対応しなさいと。そういう中で進めているんですけども、これも、実はもう新聞に載ったのは、茨城県では水戸市を初め11市のみが26日までの間で報道がされたんですけども、その11以外33の市町村は、いまだワクチンの配布の日程すら決まってないというのが現実なので——そして、ほぼ大きな市では市の中の医療機関と調整ができるんですが、美浦・阿見・稲敷市・河内は、稲敷郡の医師会と調整をしないとワクチン接種の予定がつけられない。自治体だけで出来るものではないということで、これも4市町村で協議をして、稲敷医師会との調整によってワクチンの配分をどうするかを決めていかざるを得ないのかなというふうに思っております。これも、今週から来週にかけて協議がされた上で、今度は議員のほうにも、村民のほうにも通知が出来るのかなというふうに思います。県のほうは、4月12日に接種券を配りなさいというふうな話は来ているのですが、ワクチンの各自治体のめどが立たないのに、接種券だけを郵送しても、なかなか、先ほど部長が言ったようにコールセ

ンターでの予約の煩雑さが出てきてしまうということもありますので、その辺も含めて、4市町村の中の担っていただく稲敷医師会のほうとの調整をした上で、正確な日にちが出て、何人が接種出来るという部分が明確に答えられるようになったときには、議員初め、その接種出来る方には早めに報告をしていきたいというふうに思っております。

稲敷市と玉城町のおもいやりのお話がありましたけども、議員おっしゃるように、美浦の中では、なかなかホームページだけではなくですね、役場の東側の交差点のところにMihovisionという視覚で訴えるものも、よその市町村にはありませんけども美浦の中にはそういうものがあって、宣言も含めて——先ほど稲敷市の庁舎に横断幕が載っていたのが映りましたけども、美浦はそういう部分で、Mihovisionでいろんな報告を出せますので、ぜひ、そういうことも踏まえて、宣言をするよりも、職員がまず、そういう思いやりを持って、そして、その職員が行動していることを村民も理解した上で、お互いが同じ気持ちに立って進めることがいいと思うので、まずは宣言よりも、そういう感謝を持って、議員おっしゃるような、ありがたいというような言葉をですね、常に発信できるような村内の風土を作っていければうれしいのかなというふうに思います。

ぜひそういう意味では、見識が豊かな林議員のほうからいろんな情報を発信していただけるとうれしい限りであります。よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） 宣言はしなくともということでございましたが、そういうことであれば、職員の行動、住民が役場に來たときに、本当に今日もよくいらっしゃいましたと、その住民に対して感謝の行動をとっているかどうか。また、いろんな住民と接している方々のね、担当の方々がどういう対応をしているか、またそういうときに、また、村長の思いが全職員に伝わるように、また、村長の指導力を期待したいと思いますが、住民、個々人のモラルや倫理観の欠如に関して、行政は本当に感知出来ない領域であることは承知しています。

しかしながら、美浦村に住んでいる人がより快適に、過ごしやすい環境整備のためには、ハード面だけではなし得ない、ということは村長も重々承知されていると思います。ハード面とソフト面の調和がとれたときこそ、「共感」「励まし」「感謝」の、心かよう地域づくりが出来るのではないのでしょうか。

そのためのかじ取りは、ただいまも申しました村長の使命であります。どうか今後も村長の思いがしっかり村民に伝わるPR活動を展開されて、村民とのよい関係づくりが築かれることを願っております。

また、もしこの状況が悪化するようなことがあったら、再度また宣言についても検討課題に入れていただけたらと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、宣言については終わりにさせていただきます。

次に、複合災害対策についてです。

去年は阪神・淡路大震災発生から25年。そして、今年には東日本大震災発生から10年という節目であります。今年の3月11日、14時46分に、私は本庁舎におりました。庁舎にいらっしゃる皆様と一緒に黙祷をする中で、被災された皆様へ哀悼の意をささげるとともに、さらなる復興を願わせていただきました。

先月の2月13日には福島県沖でマグニチュード7.4、最大震度6強を観測する地震が発生し、震災から10年を迎える直前の3月9日11時45分、三陸沖ではマグニチュード7.3、最大震度5弱の地震が発生しました。大きな地震が立て続けに発生した上に、どちらの地震もなんと東日本大震災の余震とされ、10年がたった今でも、東北地方太平洋沖地震の余震領域内では、規模の大きな地震が絶えず、今後も地震に対する警戒が必要な状況でございます。

内閣府では、首都圏直下型地震や南海トラフ地震が30年以内に発生する確率を70%から80%と算定されています。

現在、変異種のウイルス感染者がふえ、第4波が警戒される声が強まっています。マスク・うがい・手洗い・3密を避ける生活がまだまだ続くように思います。

新型コロナウイルスが終息する前に巨大地震が発生し、複合災害に巻き込まれるXデーは、あしたかもしれないのです。

そこで、新型コロナウイルスと自然災害の複合災害に備える取り組みをどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

〔総務部長平野芳弘君登壇〕

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

現在のコロナ禍の中では、大規模災害が発生した際、避難生活での飛沫感染リスクを軽減するため、「分散避難」も重要となっています。国の関係省庁や県でも各種啓発活動を展開しています。村でも「広報みほ」で、大雨シーズンになる昨年6月と8月に、避難所に行くことだけでなく、ほかの安全な場所へ行くことも必要である旨の内容を掲載しました。

これまで、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」相当の避難情報が発令されることが想定される場合、地域交流館みほふれ愛プラザを一時避難場所として開設し、状況を見て、美浦村中央公民館を開設する対応をとっていました。コロナ禍では、従来と同様とはいかず、初めの段階で複数の避難所を開設することが想定され、避難生活が3密状態にならないよう配慮する必要があります。避難所での3密対策として、多くの避難場を開設するための防災用具の拡充や、避難所用パーテーションの用具を「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して準備しております。これら新たに導入した防災用具を使用した避難所運営訓練についても、まず村職員が体験し、感染症の状況を見ながら、一般の住民についても実施を考えていきます。

昨年は幸いにも、本村周辺への台風の上陸もなく、住民の避難情報を発信することはありませんでした。今後、住民の避難に関する情報を発信する場合には、その都度感染症の状況を考慮し、避難方法や避難場所についてお知らせしていきます。

以上、林議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） 平野部長には申し訳ございませんでしたが、一つ目の項目を読み上げるのを抜かしてしまいました。申し訳ございません。飛沫感染のリスクを下げるための避難所運営訓練と住民周知をどのように実施するかについて答弁をいただきました。

避難所や避難場所の周知に関しては、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

「まず村職員が体験し、感染症等の状況を見ながら、一般の住民の実施については考えていきます。」との答弁ですけれども、職員訓練の実施は大前提ですが、住民に関しては、記憶に新しいうちに実施するのが有効と考えますので、新型コロナウイルスの収束状況を見て、早期に実施されることを期待したいと思います。

次に二つ目、分散避難時の一時避難所の体制整備をどのように考えているか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

〔総務部長平野芳弘君登壇〕

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

避難所の開設については、村の災害対策本部を中心に、防疫対応にあたる健康班——これは健康増進課ですけれども——と、避難所運営にあたる福祉班、教育班及び学習班——これは福祉介護課、国保年金課、学校教育課、子育て支援課及び生涯学習課ですけれども——で連携して、迅速かつ安全に避難所運営できるよう情報を共有していきたいと考えます。

以上、林議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁は、執行部のみで運営する場合の体制の答弁かと思います。規模も小さい災害の場合の対応でございます。

昨年6月の一般質問で、大規模災害時の分散避難は、歩いて行ける各地区公民館も検討する旨の答弁をいただいております。

その場合、とても執行部だけでは無理ということは、重々承知されていることと思います。

各地区の住民の方々に避難所の運営をする人が、必ず必要になってきます。

そこで三つ目、避難所運営の中心となる人材育成の取り組みについてお尋ねをいたし

ます。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

〔総務部長平野芳弘君登壇〕

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えします。

村防災計画では、「避難所運営職員は、自治会、PTA、自主防災組織等の住民組織のリーダーからなる避難所運営委員会を立ち上げ、避難者の自主運営体制を確立する。」とあります。現在、自主防災組織に結成及び資材等の補助をする制度を実施していますが、引き続きこの事業を進めるとともに、リーダーとして活躍出来る人材を育成するため、防災士研修費等支援制度を周知していきたいと考えます。また、茨城県では、令和3年度に向けた取組案ということで、自主防災組織を結成し、防災活動を行った自治会への支援制度の創設があります。このようなことも決定し次第、広報紙等で周知したいと考えております。

以上、林議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 今、部長のほうからですね、自主防災組織という話をされて、これも県が2年間で各市町村で自主防災組織を立ち上げたところには補助を出して、そういう、地域の防災組織を強化していこう。それには、防災士としての資格を持っている方が先頭に立ってやってもらうということは、地域のほうにも力強い力になると思うので。

実は、今の部長も防災士は持っていますし、林議員も持っていられるので、その辺は、コロナだけではなくですね、避難所運営も含めて、そういう勉強をしてきた。せっかく、そのノウハウを地域のほうに届けていただけるよう、指導願えればうれしいかなというふうに思います。ぜひ、今回質問の中にもありましたので、議員、また、うちの部長も先頭に立ってですね、地域のそういうところに地区の防災組織を立ち上げるようにご尽力いただければありがたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） 村長より前向きな答弁をいただけたと思います。

本当に人材活用の仕方、今ある人材を有効活用すること、これはとっても大事なことでと思います。新しくってというのはとても難しいんですよね、新規ってというのは。ですので、今いる人材をどう生かしていくかということも、今後の計画の中で、ぜひ、令和3年度、少しずつそういう人材活用が進みますことを期待をしております。私で出来ることはやらせていただきますから、どんどん遠慮なく声をかけていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

再質問をいたします。

「防災士研修費等支援制度を周知していきたい」と、先ほど部長より答弁ありました。茨城県の防災大学は、現在年2回実施されています。多くの人に知っていただきたいと思いますが、現状ではどのように住民に周知しているのかお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

〔総務部長平野芳弘君登壇〕

○総務部長（平野芳弘君） 林議員の質問にお答えいたします。

令和2年度については、村ホームページに掲載しました。村広報紙「広報みほ」については、月1回の発行であることから、募集の日程と広報紙の発行日を考慮して、掲載できる場合には掲載します。今後も、より多くの方に内容を知っていただけるよう、M i h o V i s i o nへの掲載も考えていきます。

以上、林議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） M i h o V i s i o nは交差点の道路が今整備されているところですが、今以上に見やすくなり、効果的だと私も考えております。

ホームページに掲載とありましたが、ホームページのトップ画面を見ますと、防災対策をクリックし、自主防災組織を開くと、「防災組織の補助金制度」と防災士の画面が出てきて、その下に「いばらき防災大学」のホームページが出てきます。そこで初めて「防災士研修費等支援制度」の説明がされています。たどりつきにくいのですが、通常時でしたらこれで仕方ありません。ただ、防災大学の募集要項が出たときだけでも募集期間中の「最新情報」として、ホームページのトップ画面に掲載していただきたいと思います。防災組織の補助金制度が導入されたときからお願いしていますので、今実現していないことにちょっと危惧しております。

トップ画面の「最新情報」は、そのときに興味や関心のある住民の目に触れる場所です。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

角度を変えて質問いたします。

以前は、日中での震災発生時は、子供と高齢者を意識した避難を考えられていました。でも、新型コロナウイルス感染症拡大以降は、生活形態の変化で、リモートワークなどにより自宅で過ごす人もふえています。また学校の先生方も得意でございます。防災分野でこの若い人たちに協力してもらう事業を進める考えはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

〔総務部長平野芳弘君登壇〕

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

今、村の消防団の再編を行っております。各地区の分団の活動もこれまでとは変わっていくことも考えられます。また、新たに自主防災組織としての活動をしていこうとい

う地区もあります。このような活動の中で、消防団員を含め、地域の方々が参加出来るように、助言していきたいと考えています。

以上、林議員の答弁といたします。

続いて、議員の皆さんには4月以降の人事の内容はお知らせしたと思うんですけども、その中に稲敷広域のほうの消防署から、いなほ消防署から美浦村のほうへ交流の職員ということで1人、消防士の方がいらっしゃいます。そういう方についても、そういう知識を生かしていただいて、防災のほうについても、専門家のほうからいろいろ助言をいただきながら、職員として、一緒に活動していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） 4月から稲敷広域から派遣をしていただけるということは、本当に心強い限りでございます。いろんな専門分野を経験されている方ですので、ぜひその方のご尽力を賜りながら、自主防災組織のレベルアップを図っていけたらと思います。

消防団員が加わる自主防災組織は、活動のレベルアップが期待できます。

リモートワークの若い方の協力も、先ほど答弁でございましたけれども、併せて検討していただきたいと、さらにもお願いをするものであります。

そこで、自主防災組織として積極的な事業をしている地域をモデル地区に指定し、サポートすれば、防災関係の人材育成が図れると考えますが、このような取り組みを推進出来ないか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

〔総務部長平野芳弘君登壇〕

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

既に自主防災組織として、独自に訓練を行っている地区があります。村の担当者にも、訓練の相談はありますので、その中で新たな取り組みも提案していきたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） 複合災害対策について、最後結びとして申し述べさせていただきます。

コロナ禍中に発生した大きな余震は、感染症対策を徹底しながら避難所を運営することの難しさが浮き彫りされました。しかしながら、女性や高齢者、障害者といった多様な主体も含めた、多義的な防災体制の拡充がなされていたのです。これはまさに東日本大震災の教訓から浮き出されたものです。

東日本大震災の経験が無駄にしないためにも、現在、福島でも4歳だった子が中学生

となり、現在、語り部として活動しているとテレビで報道されていました。過去の教訓を忘れない。生きたくても生きられなかった——ごめんなさい——多くの方々の思いを、私たちは継承し、同じ後悔を繰り返してはいけないと思います。

本村も、家屋の全壊・半壊・土砂崩れ・停電で不便な日々を過ごした経験をしました。地震のとき・水害のとき・複合災害のとき、どんな大災害が来ても、「自分の命は自分で守る」と迷わず、即座に行動できる住民をふやしていく。この取り組みが、必ず美浦村の住民を守ることにつながります。さらなる災害対策の充実を願い、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございました。

最後に、地域おこし協力隊について質問いたします。

来年度より「地域おこし協力隊事業」を実施することが、予算内示会にて示されました。

私は、他地域での地域おこし協力隊の活動を拝見する中で、何度となく美浦村の地域活性化のために、地域おこし協力隊の活用を訴えておりました。やっと実現することに感謝を申し上げます。

そこで、具体的にどのような活動を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

〔総務部長平野芳弘君登壇〕

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

資料をお願いいたします。

議員お尋ねの地域おこし協力隊についてですが、令和3年度予算編成が大変厳しい中、約800万円の予算を計上させていただきました。人口の減少や高齢化が進行する中、村の課題を少しでも解決していく方法として、財源が特別交付税として確保できる本事業を導入するものです。

それでは、資料の中で説明いたします。

地域おこし協力隊ですが、総務省が主管する事業となっており、3大都市圏を初めとする都市地域から、過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動した上で生活の拠点を移し、当該地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱するものです。隊員は、1年からおおむね3年間にわたり、地域に居住しながら、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしに対する支援を行うなどの、地域課題解決のための活動を行いながら、最終的に地域への定住・定着を図る取り組みです。地域おこし協力隊の活動に要する経費は、報償費、旅費、作業道具等の消耗品、事務的経費など、隊員1人あたり440万円を上限に国から財政措置（特別交付税措置）を得られるものです。

本村においては、令和2年度に2名を募集させていただきます。採用にあたっては4月早々から公募を行い、美浦村の課題解決に意欲的なものを採用し、最短で6月からの活動をお願いする予定です。

議員ご存じのように、隣の稲敷市を初め、既に多くの地域おこし協力員が全国各地で

活躍されています。令和元年度においては、5,503人の隊員を1,071団体が採用しており、多くの自治体がこの制度を活用し、積極的に地域おこしを図っています。

議員ご質問の「具体的にどのような活動を考えているのか」のご質問でございますが、ただいま申し上げましたとおり、公募により選定を経るため、当該者がどのような課題解決のための活動を目指すのか、現時点では申し上げられませんが、本村が抱える少子化や地域経済の活性化に資する活動に熱意を持った方を選ぶことで、地域課題解決につなげていければと考えております。

済みません。先ほど答弁で令和2年度と申し上げましたが、令和3年度に2名の募集ということで訂正させていただきます。

以上、林議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） それでは、再質問をいたします。

美浦村の財政が逼迫する今、全額、国の特別交付税措置でこの事業が展開出来るまでのご努力は大変だったかと思います。大いに評価をいたします。

それでは資料をごらんください。

ここで、先ほど部長からもありました、稲敷市の状況を紹介させていただきます。

稲敷市は6年前から実施しております。募集は10月から募集をかけて、新年度4月から活動を開始する流れの地域協力隊です。本年活動している隊員は7名。写真に伸び伸びと写っておりますが、5期生3名、4期生2名、3期生2名ということで、1人は写真を撮っている人ということになります。斜線部分が、募集要項の斜線部分がございますが、これは希望者がいなかった部分と、お試し協力隊として今現在活動しております、可能だったら正式な協力隊になるという、正式協力隊となるという約束で今活動をお試ししているそうです。

移住定住のコンシェルジュとして移住活動の支援をしたり、マスコットキャラクターを活用した地域活性化活動を現在しております。

ある隊員は、「楽しい体験を」とのミッションを自身で掲げて、古民家改修、自分で古民家改修をして「体験型グリーンツーリズム」を確立しています。

相談できる先輩がいることで、水かさを増す成果を上げており、広報紙に隊員の活動が随時掲載されておりますので、住民との交流が図られています。

この事例を見ますと、募集要項で応募者の必須の条件と自治体の活動の希望部分を記載しているところがあります。

本村でもしこのような形で募集をかけるとした場合の募集要件の内容を教えてください。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

〔総務部長平野芳弘君登壇〕

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

基本的には、公募の際の募集要項等により定めることになります。

現在想定しているものについては、まず「求める人材像について」として、一つ目に地域の活性化に意欲があり、地域住民等と積極的にコミュニケーションがとれる方、二つ目に、活動終了後も美浦村に定住する意思がある方、三つ目に、心身ともに健康で、誠実に活動を行うことが出来る方であることをうたう予定です。

さらに、「募集要件」として、求める人材像に合致した上で、一つ目に、令和3年4月1日現在で満20歳以上おおむね50歳未満の方、性別は不問ということで、二つ目に、現在、3大都市圏を初めとする都市地域等に居住し、委嘱後、生活の拠点を美浦村に移し、住民票を異動出来る方、三つ目に、基本的なパソコン操作（ワード・エクセル等）が出来、かつ、インターネット（ホームページ、SNS等）を活用した情報発信が出来る方、最後に、普通自動車運転免許を有している方とする予定です。

以上、林議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） ただいま部長から紹介された人材像ですね、村民からの情報収集をする活動が基本となると思いますので、その求める人材像というのは的確だと私も思います。

それでは、先ほど紹介した稲敷市協力隊ですね、いろんなものを作成していただいています、ごく一部なのですが、小説家になった方がいます。3期生の方です。3期生の方が稲敷市に移り住んできて、このような、稲敷市の物語をつくりました。稲敷市でしか書けなかった物語がここにということで、これは販売しておりません。いろんなキャンペーンだとかイベントとか、そういうときに皆さんにお配りをしている本です。また、イナシキライドということで、サイクリングにも力を入れていますので、こういう、地図とか、こういうものを作成していますが、行政が作るマップというのは公平性を求めますけれども、地域協力隊が作ったということで、公平性というよりも、利便性だとか、目につくもの、これをPRしています。稲敷市の本というのもつくりまして、ぱっと見で何を言いたいかが分かる。すごく分かりやすい本でございます。ここで、もう市に移住して起業している方の紹介もしております。この袋は最近出来たばかりなんです、こういうものも新しいデザインを作っていただいて、皆さんにこれを持ち歩くことでまた、稲敷市のPRにつながるということで、こういうものの案を出していただいて、活動していただいています。

協力隊が作ったものとして、このように目を引くPR重視のグッズを作ったり、SNSを駆使し、全世界に情報発信をしているのが現状です。

任務期間終了後も市内で起業して市の活性化に大きく貢献しています。

最後に村長に伺います。

本村に移住して本村のために活躍される地域おこし協力隊員にはどのような人物を期待して、どのような分野に活動をしていただきたいと考えているか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 林議員のですね、地域おこし協力隊。隣の稲敷市のいろんな活動してきた成果の部分を見せていただきました。

美浦では初めて今度募集に入るんですけども、水郷つくばりんりんロードっていうのが180キロメートルで、日本一長いりんりんロードとして一応走り出しましたけども、まだ、それほど大きく来場者があるということではないんで、できれば土浦が起点で北のほう、桜川市のほうへ行く部分と、それから霞ヶ浦ぐるっと一周する部分とありますので、なかなかその、筑波鉄道の後という結構交差点が多いんですが、霞ヶ浦のほうに来ると、沿岸のところはほぼ交差点はないんで、結構走りやすいのかなと。土浦から美浦の大地先のところまでだと約30キロ弱ぐらいだと思うんですが、そこに休憩をちょっと出来るようなものが出来るといいなという意見もありますので、出来れば、そういう美浦の地域性を理解されて、どういう提案をプレゼンテーションしてくれるかも、一つの選考のあれにはなるのかな。全然美浦村を知らなくて来て、2年とか3年とかということじゃなくて、ある程度理解をした中で、どういう地域に美浦があって、ということもいろいろ考えて、美浦の中に手を挙げてくださる地域おこし協力隊としては、いろんな市町村の地域おこし協力隊のそういう行動の部分も理解した上で、美浦に手を挙げてくれるものだとも思っております。

そういう意味で、今回、令和3年度に実施できれば、それを一つの手本にして、第2の協力隊、第3の協力隊というような提案をする方がふえてきていただけることが、これは魅力にもつながるし、継続性にもつながっていくのかなというふうに思います。そういうときに、どういう提案をするかを、まず基準を見てみたいなあというふうに思っております。

これは、国もそういう特別交付税で補っていただけるんですけども、サイクリングに関しては、県も協力を出来るということなので、うまい融合性があればね、ひとつ美浦の協力隊の宣伝をしながら、第2、第3の協力隊を発掘していけるようにしていきたいというふうに思っております。

霞ヶ浦のことをよく知らない人で――霞ヶ浦で、要するに、水産物とかいろんなものも、前はたくさん業者もいたんですが、今だんだん少なくなって、その発信力もちょっと弱ってきているんですが、その辺を含めて、食材の発信から含めて、何て言うんですか、そういう美浦の宝的なものは私が見るよりも、よそから来て感覚的に見てもらうと、私らは当たり前だと思っていても、そういうものが当たり前じゃなくて、SNSで発信すると、協力隊の力ってのはそういうところが大きいのかなあというふうに思ってい

るんで、期待は大きいんですけども、まずは今年のね、応募状況を見て選考の中で考え方をきちんと聞いて、それで、協力隊としてやっていただける方を選考していければいいかなというふうに思っております。

期待なんですけれども、期待はものすごく持っているんですけども、期待に合う方が応募を、手を挙げてくれないとあれなので。もし、東京都あたりにとか、3大都市圏の中からでもいいので、美浦村をよくご存じの方が魅力を発信していただけるというのが一番いい選考かなあというふうに思いますので、ぜひ、議員からもそういういろんな連絡の取れるような方が、応募したいなという方がいたら、応募してくださるように促していただければ幸いかなというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

〔10番林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） やはり外から来た人の目と、地元の方の目の違いというのは、村長もずっと地元いらっしゃいますから、より多く感じている部分かと思います。そういう意味では、協力隊の目玉ではないでしょうか。一番期待出来るところだと思います。ぜひそういう人がね、その選考のときに、そういう期待する方が来てもらえるのが一番ですけども、村長言われたように、何も知らないで来るよりも、きちんと下調べをして、この実態調査をし、美浦のよいところを見つけてくれた上で、募集、公募を受けてくれる、そういう方が来てくれるには、やっぱり事前の、やっぱり周知とかね、募集の仕方によって、より美浦のPRをしてもらう、美浦の魅力をよりPRしてくれる人を望むというかね、そういうこちらの思いも募集要項の中できちっとうたっていいかと思います。

本当に期待をするところなんですけれども、美浦の現状を見ますとね、現在コロナ禍で自営業の方も苦しい状況であります。知恵を出し合って乗り越えなければいけないです。

また、村内で活動されている各種団体もたくさんあります。まちづくり美浦もそうですけれども、それぞれの活動、それぞれで活動するのではなく、どこかの部分を、お互いのいいところを補いあって、そのつなぎ役としてコーディネートしてもらえたら、もっとその団体の方々のレベルアップと、またやりがいも充実されて、協働のまちづくりが実現するのではないかと思います。

その働きかけ役として協力隊が、またそういうところ、いいところをピックアップしていただいて、つなげてもらえたらなってすごく期待するところです。

そして、村の要望だけこなす協力隊ではなく、自分の得意分野を伸び伸びと活動させていただいて、美浦村が大好きになって、美浦村大好き人間として永住をしてもらいたいなと思うわけです。

この事業が成功しますことを期待をして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1 時 5 4 分 散会

**令和３年第１回
美浦村議会定例会会議録 第３号**

令和３年３月１９日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第１号 村道路線の認定について
- 議案第２号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例
- 議案第３号 美浦村区設置条例の一部を改正する条例
- 議案第４号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第５号 美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例
- 議案第６号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第７号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第８号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第９号 美浦村地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）
- 議案第12号 令和２年度美浦村一般会計補正予算（第９号）
- 議案第13号 令和２年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
- 議案第14号 令和２年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第３号）
- 議案第15号 令和２年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
- 議案第16号 令和２年度美浦村水道事業会計補正予算（第３号）
- 議案第17号 令和２年度美浦村下水道事業会計補正予算（第３号）
- (一括上程・委員長報告・討論・採決)
- 議案第18号 令和３年度美浦村一般会計予算
- 議案第19号 令和３年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 議案第20号 令和３年度美浦村介護保険特別会計予算
- 議案第21号 令和３年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第22号 令和３年度美浦村水道事業会計予算
- 議案第23号 令和３年度美浦村下水道事業会計予算
- 議案第24号 令和３年度美浦村電気事業会計予算
- (議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)
- 発委第１号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則
- 議案第25号 令和２年度美浦村一般会計補正予算（第１０号）

議長辞職の件

議長の選挙

副議長辞職の件

副議長の選挙

常任委員の所属変更の件

副議長の議会運営委員の辞任の件

議会運営委員の選任

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の補欠選挙

議席の一部変更

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	山 崎 幸 子 君
3 番	北 出 攻 君	4 番	松 村 広 志 君
5 番	葉 梨 公 一 君	6 番	小 泉 嘉 忠 君
7 番	塚 本 光 司 君	8 番	岡 沢 清 君
9 番	飯 田 洋 司 君	1 0 番	林 昌 子 君
1 1 番	小 泉 輝 忠 君	1 2 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島 栄 君
教 育	長	富 永 保 君
総 務 部	長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部	長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部	長	濱 田 勘 木 君
教 育 次	長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課	長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課	長	菅 野 眞 照 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	滝 口 弘 士

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。
第1回定例会へのご参集お疲れさまです。
ただいまの出席議員は12名です。
これより、令和3年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。
本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりいたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。
日程第1 議案第1号 村道路線の認定についてを議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第2号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第3号 美浦村区設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第4号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第5号 美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第6号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第7号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正

する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第8号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第9号 美浦村地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第10号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・
服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について
（地域産品直売所）を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第12号 令和2年度美浦村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第13号 令和2年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第14 議案第14号 令和2年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第15 議案第15号 令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第16 議案第16号 令和2年度美浦村水道事業会計補正予

算（第３号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第17 議案第17号 令和２年度美浦村下水道事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第18 議案第18号 令和３年度美浦村一般会計予算から、日程第24 議案第24号 令和３年度美浦村電気事業会計予算までの７議案を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 小泉輝忠君。

〔予算審査特別委員長小泉輝忠君登壇〕

○**予算審査特別委員長（小泉輝忠君）** 令和３年度美浦村当初予算の７議案について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、令和３年３月９日、本会議において設置され、当日、議案第18号 令和３年度美浦村一般会計予算から、議案第24号 令和３年度美浦村電気事業会計の７議案が付託となりました。

特別委員会は、３月９日、15日、16日の３日間開催いたしました。

３月９日の特別委員会において、正副委員長の互選を行い、指名推選により、予算審査特別委員長に、私、小泉輝忠、副委員長に、林 昌子君が選任されました。

３月15日、16日の特別委員会では、当委員会に付託された、議案第18号 令和３年度美浦村一般会計予算から、議案第24号 令和３年度美浦村電気事業会計予算の７議案について、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第18号 令和３年度美浦村一般会計予算、議案第19号 令和３年度美浦村国民健康保険特別会計予算、議案第20号 令和３年度美浦村介護保険特別会計予算、議案第21号 令和３年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 令和３年度美浦村水道事業会計予算、議案第23号 令和３年度美浦村下水道事業会計予算、議案第24号 令和３年度美浦村電気事業会計予算について、いずれも全員賛成で可決いたしました。

以上の結果を、美浦村議会会議規則第41条第１項の規定により報告いたします。

○**議長（下村 宏君）** 委員長の報告が終了いたしました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため省略をいたします。

○**議長（下村 宏君）** 日程第18 議案第18号 令和３年度美浦村一般会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（下村 宏君）** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（下村 宏君）** 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○**議長（下村 宏君）** 日程第19 議案第19号 令和３年度美浦村国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第20 議案第20号 令和3年度美浦村介護保険特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第21 議案第21号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第22 議案第22号 令和3年度美浦村水道事業会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第23 議案第23号 令和3年度美浦村下水道事業会計予算
の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第24 議案第24号 令和3年度美浦村電気事業会計予算の
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第25 発委第1号 美浦村議会会議規則の一部を改正する
規則を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長 沼崎光芳君。

〔議会運営委員長沼崎光芳君登壇〕

○議会運営委員長（沼崎光芳君） 発委第1号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

追加議案書3ページをごらんください。

本案は、「標準」町村議会会議規則の改正に伴い、これに合わせた規則の改正を行うものであります。

今回の改正内容は、第2条において、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、第89条では第1項において、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、「署名または記名押印」と改めるものです。

詳細につきましては、新旧対照表をご確認ください。

以上、発委第1号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由を説明させていただきました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第26 議案第25号 令和2年度美浦村一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

〔村長中島 栄君登壇〕

○村長(中島 栄君) それでは、議案第25号 令和2年度美浦村一般会計補正予算(第10号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、新型コロナワクチン接種事業費について、不足が生じるため、追加議案としてお願いするものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ100万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を86億9,117万4,000円とするものでございます。

続きまして、第2条、繰越明許費の追加では、前号の一般会計補正予算で議決いただきました「新型コロナワクチン接種事業費」につきまして、7ページの第2表のとおり、追加をお願いしております。

それでは、ただいま申し上げましたことにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

衛生費、保健衛生費の予防費では、新たに新型コロナワクチン接種事業費として、ワクチン接種に要する経費100万円を計上しております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

10ページに戻っていただきたいと思います。

国庫支出金、国庫補助金の衛生費国庫補助金で、歳出予算でご説明申し上げました事業費の財源となる、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で100万円を計上しております。

以上、令和2年度一般会計補正予算(第10号)の内容についてご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(下村 宏君) 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで会議の途中ですが、暫時休憩といたします。

午前１０時３０分 休憩

午前１０時３５分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

都合により、副議長に議事の進行をお願いいたしますので、本席を副議長と交代をいたします。

よろしくお願いします。

〔副議長山崎幸子君着席〕

○副議長（山崎幸子君） それでは、暫時の間、議長の職務を務めさせていただきますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

先ほど、議長下村 宏君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 追加日程第１ 議長辞職の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、下村 宏君の退席を求めます。

〔１番下村 宏君退場〕

○副議長（山崎幸子君） それでは、辞職願を朗読いたさせます。

事務局長。

○議会事務局長（正慶將暢君） 朗読いたします。

辞職願

このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

令和３年３月19日 美浦村議会副議長 山崎幸子 殿

以上でございます。

○副議長（山崎幸子君） お諮りいたします。

下村 宏君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、下村 宏君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

下村 宏君の入場を許します。

〔1 番下村 宏君入場〕

○副議長（山崎幸子君） 下村 宏君にご報告いたします。

議長辞職の件につきましては、許可することに決定いたしました。

ここで、下村 宏君にご挨拶をお願いいたします。

〔1 番下村 宏君登壇〕

○1 番（下村 宏君） 慣例と申しますか、一応2年という区切りで、皆様には、同僚の皆様はじめですね、村長はじめ執行部の皆様には大変ご協力をいただき、2年間やり遂げてまいりました。厚く感謝を申し上げたいと思います。

また、コロナ禍の中でご協力いただいたこと、本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（山崎幸子君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

○副議長（山崎幸子君） 追加日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に下村 宏君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、副議長が指名いたしました下村 宏君を、議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました下村 宏君が議長に当選されました。

ただいま当選されました下村 宏君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長に当選されました下村 宏君にご挨拶をお願いいたします。

〔議長下村 宏君登壇〕

○議長（下村 宏君） ただいまは、議長に当選させていただき誠にありがとうございます。

私も残りあと2年というようなことで、精いっぱい努力をしていきたいというふうを考えております。

また、県の町村議会会長職が来年6月までありますので、それに関してもですね、皆さんのより一層のご支援とご協力をお願いしたいというふうに思います。

コロナ禍の中での議長ということで、本当に皆さんにはご迷惑をかけるかと思いますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長（山崎幸子君） これで、議長の職務を終わります。

ご協力ありがとうございました。

本席を議長と交代いたします。

〔議長下村 宏君着席〕

○議長（下村 宏君） ただいま、議長の職に就任をいたしました。

議員各位、村長はじめ執行部の皆様方に改めてご支援ご協力、よろしく願いをいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

午前10時45分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（下村 宏君） 再開します。

○議長（下村 宏君） 先ほど、副議長 山崎幸子君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 追加日程第3 副議長辞職の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、山崎幸子君の退席を求めます。

〔2番山崎幸子君退場〕

○議長（下村 宏君） それでは、辞職願を朗読いたさせます。

事務局長。

○議会事務局長（正慶將暢君） 朗読いたします。

辞職願

このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

令和3年3月19日 美浦村議会議長 下村 宏 殿

美浦村議会副議長 山崎幸子

以上でございます。

○議長（下村 宏君） お諮りいたします。

山崎幸子君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、山崎幸子君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

山崎幸子君の入場を許します。

〔2番山崎幸子君入場〕

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君にご報告をいたします。

副議長の辞職の件につきましては、許可することに決定をいたしました。

ここで、山崎幸子君にご挨拶をお願いいたします。

〔2 番山崎幸子君登壇〕

○副議長（山崎幸子君） 皆様にはご協力いただき、副議長という職を2年間全うすることができました。

ただ、この1年間コロナ禍で何も出来なかった、ということがとても心残りではあります。ですので、次の副議長をやられる方には、その分頑張っていたきたいと思えます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（下村 宏君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

副議長に小泉嘉忠君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました小泉嘉忠君を、副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小泉嘉忠君が副議長に当選をされました。

ただいま当選をされました小泉嘉忠君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました小泉嘉忠君にご挨拶をお願いいたします。

〔副議長小泉嘉忠君登壇〕

○副議長（小泉嘉忠君） 議員各位の推薦により、副議長に就任することになり、ありがたく思っております。今後、副議長の職務を遂行します。そして、なおかつ、議長を補佐し、議会運営に関しては、公正かつ円滑な進行に務めていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。（拍手）

○議長（下村 宏君） ここで会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 日程第27 常任委員の所属の変更の件を議題といたします。

総務経済委員の塚本光司君、山崎幸子君、岡沢 清君から厚生文教委員に、厚生文教委員の林 昌子君、小泉嘉忠君、葉梨公一君から総務経済委員に、それぞれ常任委員会の所属を変更したいとの申出があります。

お諮りいたします。

申出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定をいたしました。

会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

休憩中、各常任委員会を開催していただき、委員長・副委員長を決めていただきたいというふうに思います。

総務常任委員会は議員控室、厚生文教委員会は委員会室というようなことで分かれて、決めていただきたい。

以上です。

午前11時14分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 先ほど、各常任委員会が開催され、各正副委員長が互選をされましたので、その結果を報告いたします。

総務経済委員会では、委員長に小泉輝忠君、副委員長に北出 攻君。

厚生文教委員会では、委員長に塚本光司君、副委員長に山崎幸子君。

以上です。

○議長（下村 宏君） 副議長から一身上の都合により、議会運営委員を辞任したい旨の申出がありました。

副議長の議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 追加日程第5 副議長の議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、小泉嘉忠君の退席を求めます。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 休憩というようにも出ておりますので、暫時休憩をさせていただきます。

午前11時32分 休憩

午前11時34分 開議

○議長（下村 宏君） それでは、再開をいたします。

着席願います。

小泉嘉忠君の退席を求めます。

〔副議長小泉嘉忠君退場〕

○議長（下村 宏君） お諮りいたします。

本件は、副議長の申出のとおり、辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の議会運営委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

小泉嘉忠君の入場を許可します。

〔副議長小泉嘉忠君入場〕

○議長（下村 宏君） 小泉嘉忠君にご報告をいたします。

副議長の議会運営委員の辞任につきましては、許可することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） お諮りいたします。

議会運営委員に欠員が生じたので、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として選任を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として選任を行うことに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 追加日程第6 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、山崎幸子君を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員はただいま指名したとおり、山崎幸子君を選任することに決定をいたしました。

会議の途中ではありますが、暫時休憩をいたします。

午前11時37分 休憩

午前11時42分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議会運営委員会において、正副委員長が互選されましたので、報告をいたします。

委員長に沼崎光芳君、副委員長に山崎幸子君。

以上です。

○議長（下村 宏君） ただいま、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に選出されております小泉嘉忠君が副議長に就任したことにより、同組合議会議員を辞職いたしましたので、同組合議会議員に欠員が生じました。

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行うことに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 追加日程第7 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の補欠選挙を行います。

定員は1名です。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に、山崎幸子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました山崎幸子君を、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、山崎幸子君が龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました山崎幸子君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（下村 宏君） お諮りいたします。

副議長選挙に伴い、議席の一部に変更が生じたので、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第8として、一部変更を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第8として、一部変更を行うことに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 追加日程第8 議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更をいたします。

議会事務局長に議席番号並びに氏名の朗読をいただきます。

議会事務局長 正慶君。

○議会事務局長（正慶將暢君） それでは、朗読いたします。

1番 下村 宏議長、2番 小泉嘉忠副議長、3番 北出 攻議員、4番 松村広志議員、5番 葉梨公一議員、6番 塚本光司議員、7番 岡沢 清議員、8番 飯田洋司議員、9番 山崎幸子議員、10番 林 昌子議員、11番 小泉輝忠議員、12番 沼崎光芳議員、以上でございます。

○議長（下村 宏君） ただいま朗読をしたとおり、議席を一部変更をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第28 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、令和3年第1回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

美浦村議会副議長 山 崎 幸 子

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 北 出 攻

署 名 議 員 松 村 広 志

署 名 議 員 葉 梨 公 一

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 1 号)

令和3年3月9日 開議

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席委員

委員長	小 泉 輝 忠 君
副委員長	林 昌 子 君
委員	下 村 宏 君
〃	山 崎 幸 子 君
〃	北 出 攻 君
〃	松 村 広 志 君
〃	葉 梨 公 一 君
〃	小 泉 嘉 忠 君
〃	塚 本 光 司 君
〃	岡 沢 清 君
〃	飯 田 洋 司 君
〃	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席委員

な し

1. 本会議に職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子

○議会事務局長（正慶將暢君） それでは、予算審査特別委員会、大変お疲れ様でございます。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、小泉嘉忠委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いいたし

ます。

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいま、事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから予算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時予算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選まで、ご協力よろしく願いいたします。

午前10時53分 開会

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいまの出席委員数は12名でございます。
定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。
これより委員長の互選を行います。
お諮りいたします。
委員長選挙は、指名推薦の方法により行いたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。
よって、指名推薦により行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、臨時委員長が指名いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。
よって、臨時委員長が指名することに決定いたしました。
それでは、小泉輝忠君を委員長に指名いたします。
ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。
よって、小泉輝忠君が委員長に当選されました。
ご協力ありがとうございました。
それでは、委員長と交代をいたします。

○委員長（小泉輝忠君） それでは、委員会を再開いたします。
これより副委員長の互選を行います。
お諮りいたします。
副委員長の選挙の方法は、指名推薦の方法により行いたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

よって、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、委員長が指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

それでは、林 昌子君を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

よって、林 昌子君が副委員長に当選されました。

○委員長（小泉輝忠君） 以上で、予算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の予算審査特別委員会は、3月15日午前10時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

お疲れ様でございました。

午前10時56分 散会

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 2 号)

令和3年3月15日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第18号 令和3年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第19号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第20号 令和3年度美浦村介護保険特別会計予算
- 4) 議案第21号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 5) 議案第22号 令和3年度美浦村水道事業会計予算
- 6) 議案第23号 令和3年度美浦村下水道事業会計予算
- 7) 議案第24号 令和3年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席委員

委 員 長	小 泉 輝 忠 君
副 委 員 長	林 昌 子 君
委 員	下 村 宏 君
〃	山 崎 幸 子 君
〃	北 出 攻 君
〃	松 村 広 志 君
〃	葉 梨 公 一 君
〃	小 泉 嘉 忠 君
〃	塚 本 光 司 君
〃	岡 沢 清 君
〃	飯 田 洋 司 君
〃	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席委員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島 栄 君
教 育	長	富 永 保 君
総 務 部	長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部	長	吉 田 正 己 君

経 済 建 設 部 長	濱 田 勘 木 君
教 育 次 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
税 務 課 長	大 竹 裕 幸 君
収 納 課 長	柳 堀 浩 君
住 民 課 長	嶋 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 澤 光 一 君
福 祉 介 護 課 長	葉 梨 美 穂 君
健 康 増 進 課 長	藤 田 良 枝 君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君
都 市 建 設 課 長	吉 田 公 一 君
経 済 課 長	木 村 光 之 君
生 活 安 全 課 長	笹 倉 英 雄 君
上 下 水 道 課 長	圓 城 達 也 君
学 校 教 育 課 長	小 山 久 登 君
子 育 て 支 援 課 長	福 田 浩 子 君
生 涯 学 習 課 長	吉 原 克 彦 君
幼 稚 園 長	坂 本 千 寿 子 君
大 谷 保 育 所 長	保 科 八 千 代 君
木 原 保 育 所 長	永 井 弘 子 君

1. 本会議に職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	滝 口 弘 士

午前10時00分 開議

○委員長（小泉輝忠君） 予算審査特別委員会へのご参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席委員数は12名です。

それでは、ただいまより予算審査特別委員会を再開いたします。

付託されている案件は、お手元の議事日程のとおり、議案第18号から議案第24号までの7議案となっております。

広範囲な審査になりますので、委員におかれましては、質疑の際、予算書及び予算説明資料の当該ページ並びに科目名を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。

また、執行部におかれましても、明快な答弁をお願いします。

さらに、発言の際には、挙手をしていただき発言許可を得てから、マイクを使用して、はっきりと発言するようお願いいたします。

それでは審査に入ります。

○委員長(小泉輝忠君) 議案第18号 令和3年度美浦村一般会計予算を議題とします。

初めに、第9款 教育費の審査を行います。

教育費の教育総務費、予算書174ページから185ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員(塚本光司君) 皆さんおはようございます。

そしたらですね、まず、タブレット383、T T配置事業費の件なんですけども、予算書だと179ですね。4番のT T配置事業。こちらはあくまでもですね——これと、次の特別支援教育支援員配置事業費ってやつ、それを続けて、同じところにあるんで。4のT T配置事業費っていうのが、あくまでも予定というふうにあるもんですから、タブレットのほうにですね、383ページ。これ、予定とあるのは、確保が出来たのかの確認でございます。

それと、下の5番の特別支援教育支援員配置事業費って結構長いんですけど、今まで生活介助員ということで、昨年度は多分、名前が変更になったようですけど、ちょっと私の記憶だと何か元年……2年のときだったか、3年度は増える、1名増やすようなことで聞いて、伺っていたような記憶がするもんで。去年の夏だか、秋だったかは。それがこれ、何か逆に減らしているようなあんばいですよ。小学校7、中学校1の予定とあるようですが、これも配置が出来たのか、確保出来たのか。あと、学校別の配置が決定しているのであれば、その辺もお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○委員長(小泉輝忠君) 小山 学校教育課長。

○学校教育課長(小山久登君) それでは、塚本委員のご質問のほうにお答えをしたいと思います。

まず、T T配置事業でございます。今年度というか、令和3年度のT T配置の予定人数としては、4名を予定しております。基本的に人数を確保をされておりますが、内訳といたしましては木原小が2名、そして大谷小が1名、最後に美浦中が1名という予定になっております。確保のほうは立っておりますので、今申し上げたとおりの配置となる予定でございます。

続きまして、次の事業5事業、特別支援教育支援員配置事業でございますが、こちらにつきましては、今年度から生活介助員から特別支援教育支援員の配置事業というところに名称が変更になっています。こちらの理由といたしましては、まず、昨年度まで、本年度ですかね、令和2年度までは生活介助員ということでございましたけども、障が

いのある児童生徒の生活上の介護を主な目的とするようなことでもございました。しかしながら、令和3年度からにつきましては、障がいのある児童生徒の自立を促進する支援を行うことを目的というところに主眼が移っているところでございます。そういうことでもございまして、名称とともにそういう内容も変わっているというところでございます。

先ほど委員がおっしゃったように、増やすというか、当然一対一であれば対象の児童生徒が増えている状況でございますが、今申し上げましたように、児童生徒の自立を促進するという意味もございしますので、あくまでも一対一ということではなく、一対二、あるいは一対三とか、そういう症状、状況に応じまして支援員のほうの配置をしていくという予定でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ありがとうございます。

私も美浦の特別支援学校とかにボランティアで何回か、年に行くもんだから。あそこなんかもね、一対一のマン・ツー・マンの感じで、かなり大変なんですけど先生方。またそれとは違うんでしょうが、これ、減らすっていうことはそれだけ1人の介助に、今年新たに令和3年度からこのように特別支援教育支援員というような名前、呼称が変わるということで負担は増えるんじゃないのかな。それは、ベテランであるよ云々で対処、対応するんだらうけども、時間であるとかその辺も変わってないんですか。なかなかこれ学校からの要望どおり配置することが困難であるっていうふうに総合評価の部分にはあるようなんですけども、時間とかそういったものについてちょっと。日付、日にちですね、これ201日とかありますけど。

○委員長（小泉輝忠君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

介助員につきましては——ごめんなさい。支援員につきましては、今年度まで1日5時間の勤務となっておりましたところ、令和3年度から1日6時間の勤務というところで、先ほど申し上げたように、チーム——一対幾つというような対応のほうでなるべく出来るようなことで1日1時間当たりの勤務時間のほうは増えてございます。

基本的に勤務日数につきましては学校がやっている日数ということで、令和3年度につきましては201日というところになります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） これ最後です。

さっきTTのほうは、各小学校——木原2、大谷1、中学校1と伺いましたけど。これ、聞き忘れているかもしれません。こっちの支援員のほうは、各学校どんなふうになっているんでしたっけ。

○委員長（小泉輝忠君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 現在のところ確定はしておりません。現在、各学校に
対して、どのような対応をとれるか検討中でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 次に、質疑ありますか。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 質疑ではないんですけど、皆さんにお願いなんですけど。この
予算書のページ数を言ったときに、すぐに質疑に入らないで、ページ数を言ったらちょ
っと時間をいただきたいんです。私たち、ページをめくっている間に、探している間に
質問されちゃうと、質問の内容がちゃんと聞き取れないような状況で入っちゃうので、
少し——ページ数を言ったら、ちょっと数秒時間をいただきたいと思います。よろしく
お願いします。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑のある方、おりますか。

林委員。

○委員（林 昌子君） 済みません、今の塚本委員の質問のことでちょっと確認なんで
すけれども、事業内容のほう、予算書のほうの説明では、先ほど塚本委員も言われたよ
うに、令和3年度小学校7名、中学校1名予定ってあるんですけども、これはあくま
でも当初の予定であって、実際の配置が4名になったというふうに解釈でよろしいでし
ょうか。

〔「4人がTT、7人と1人——8人が特別支援教育支援員、前の介助員」
と呼ぶ者あり〕

○委員（林 昌子君） 勘違いですかね、TTと介助員を間違えましたね、私がね。

○委員長（小泉輝忠君） よろしいですか。

〔「はい。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑ありますか。

小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） それでは、今の生活介助員の件でお尋ねします。

予算書で207ページ、タブレットで443ページになります。

○委員長（小泉輝忠君） 185ページまでなので。

○委員（小泉嘉忠君） そこまで行ってないですね。分かりました。済みません。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑ありますか。

質疑がないようですので、教育総務……

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 失礼いたしました。よろしいですか。

○委員長（小泉輝忠君） 185ページまでですか。

○委員（松村広志君） はい。

○委員長（小泉輝忠君） どうぞ。

○委員（松村広志君） 予算書183ページ、お願いいたします。

13美浦村教育クラウド事業費、これの34美浦村教育クラウドサービス利用料について、予算書では2,974万4,000円と、これ前年度の予算では3,811万9,000円と、これは実際実績に基づいて算定されていると思うんですけども、これをこれだけ大幅に下げた根拠をちょっとお知らせ、教えていただきたいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） ご質問のほうにお答えしたいと思います。

13の美浦村教育クラウド事業でございますが、令和2年度にですね、9月から新たな5カ年の契約を行っているところでございます。令和2年度予算につきましては、その契約を行うための債務負担として、令和元年度12月のほうで債務負担行為をさせていただいて予算額のほうを定めましたが、そのときの設定した予算額のほうが2,700……ごめんなさい。275万円ですかね、月。ということで計算をしておりました。しかしながら、実際の契約額につきましては月々222万5,000円と、約50万円ほど金額が下がったということがございまして、実際、令和3年度はその金額によって予算を積算いたしましたので、約600万円程度ですかね、大きく予算額のほうは小さくなっているというところでございます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 済みません、確認ですが、今おっしゃった令和2年度12月の予算でちょっと聞き取りにくかったので、二百七十幾らと言われたんですか。もう一度お願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 令和2年度の当初予算の積算の見込みでは、月々275万円を予定しておりました。実際契約額のほうが222万5,630円というところで、約50万円ほどの差が出ているというところでございます。

○委員長（小泉輝忠君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 承知しました。ありがとうございます。

○委員長（小泉輝忠君） 次に、質疑ありますか。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 予算書の181でございまして、タブレットページ389です。

教育相談センター事業費の部分です。これは前にね、よく、公園クラブハウス等で前の美浦中の小松校長先生とか、こう……ことなんですけども、今度名前も教育相談センターとなって、一番下の備考欄にあります、勤務時間も7時間から6時間になり、人数も1名減りましたよってということのようでございます。

今これ、不登校の関連においては、現状では児童生徒、そちらを利用したりであるとか、学校——門に入っていけない、教室入っていけないっていう子供たちっていうのは

実際にいるんですか、現状としてはどんなあんばいなんでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

実際、児童生徒で学校に行けない児童生徒というのは、実際、現状もあります。クラブハウスの教育相談センターに直接来る方もいますし、中学校の教室には入りませんが、教室の適応指導教室のほうに行って勉強しているという児童生徒も——生徒もいます。ですから、基本的にまだまだ教室に直接行けないという子供たちはいるというところでございます。

○委員長（小泉輝忠君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 私もちっと去年にね、ちっとコロナの絡みでクラブハウス1回も行っていないんだけど、その前、その1年前——2年前ですね、要は。そのときには、もうクラブハウスはたまにしか利用していないよ、っていうようなあんばいだっただけでも、それはちっと今ここで言うのも酷かもしれないので、人数が減ってるということ、時間も減ってるということは、それだけ需要的にはあれなんだろうから、いい方向なのかなというふうに受け取りました。はい、ありがとうございます。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑ないですか。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 同じく181ページ。スクールガード事業費でございまして、これは、9、一番下、スクールガード事業費181ページ。ページはiPad391です。こちらですね、やっぱり同じく備考一番下にあるように、41万円ほど下げました。登下校時にいろんな老人会さんなんか頼んだりとか、いろんな部分でやってたようなんで、子供の見守りをやってたようなんですけど。これを下校時だけにしたんでしょうか。約半分ぐらいの予算減らしたようですが、この辺は、同じような形では子供たちと関われないと思うんです。朝っぱら登校であるとか、そういったときに、どの辺まで危ないよ、危険だよっていうのは何とも分かりませんが、前もってね、この辺は、予算削っちゃった点をお聞かせください。

○委員長（小泉輝忠君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

委員おっしゃりますように、令和3年度の予算につきましては、令和2年度に比べまして約41万円のほうの減額ということになっております。理由といたしましては、スクールガードリーダーさんが現在、朝・夕方と、登下校と、お見守りをしていただいておりますが、令和3年度からは下校のみのパトロールということになりました。こちらにつきまして、基本的に過去2年ほど——もっと遡ってもあれですけども、朝の時間帯での登校時の、何ていうんですかね、周りの危険度というのは、やはり学校の先生方も当然立哨してますし、保護者方も立哨してますということで、かなり安全性は高まっていると思いますけども、下校につきましては、先日、不審者情報があつたように、やはりい

ろいろと危険があるというところがございます。こういう中ですね、やはり満額のとか、朝晩のスクールガードのパトロールは出来ればいいんですが、なかなか諸事情ございまして、下校のみのパトロールに限定したというところがございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 天災は忘れた頃にやってくるじゃないですけども、そんなことあっちゃいけないですけど、この間も大谷小学校近辺でどうのこうのっていうのはね、夕方のことだったようですが。これ、こちらのほうで予算、朝に関しては出しませんよっていう形。スクールガードとしてはですね。我々には連絡きましたけども、保護者であつたり、PTAさんであつたり、そういったところなんかは、ふだんの現場へ出ていかないと、何とも説明きかないんでしょうけども、どのようなあんばいなんか、ちょっと危惧する部分がないとは言えない、ということでやめておきます。はい。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、教育総務費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の小学校費、予算書184ページから199ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

北出委員。

○委員（北出 攻君） 予算書の193ページの教育振興費の2、小学校要保護準要保護児童就学援助費について質問をさせていただきます。この制度につきましては、生活保護を受けてる、受けてないにかかわらずですね、困窮している世帯に援助しているというところかと思えますけれども、それで間違いないのかちょっとお伺いします。

○委員長（小泉輝忠君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 北出委員のご質問にお答えいたします。

こちら、要保護準要保護の就学援助費というところがございますが、こちらの目的につきましては、経済的な理由によりまして就学することが困難な児童生徒の保護者に対しまして、生活保護に準じた援助をするというところが趣旨となっております。

○委員長（小泉輝忠君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 趣旨のほうは分かりました。

それでですね、現在コロナ禍ということで職を失う方がいるわけがございますけれども、またですね、自営業者につきましても——自営業者については、休暇——休んだ分に関しては、去年——前年度の申告に基づいて多分出るんであると思うんですけども、実際にはですね、自営業者については申告をしてないというような方があって、かなり困窮しているというような世帯も見受けられるわけがございます。それでですね、この

ような一時的にですね、困窮する方についても対象となるのかどうかですね。で、貯蓄等があれば、蓄えがあればですね、乗り切るというようなことが出来ると思うんですけども、このような貯蓄が、蓄えがないというような方については、かなり窮地に陥っている方も中にはおるというようなことで、私のほうに聞いております。このような方にもですね、助けの手が届くのか、対象になるのかですね、こちらちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） ご質問にお答えいたします。

この就学援助に対象になるかどうかというのは、基本的に前年度の所得によって判断するというのが大原則でございます。さらに、そうは言いながらも、やはり委員がおっしゃったような、こういうコロナ禍での急激な収入状況の悪化というところも当然考えるところでございます。そういうところにつきましては、当然、大原則としての所得状況の証明等必要でございますけども、ある意味、ケース・バイ・ケースでご相談いただくというところもあるかと思えます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） その辺の援助ですね、よろしくお願いいたします。

こちら国のほうからのですね、援助というのは結構あったかと思うんですが、このような細かいところのですね、援助に関しては、やはり地方自治体の責務ではないかなと思いますので、その辺は子供たちがしっかりと勉強できるような形で援助のほうですね、お願いできればと思いますので、その辺を要望しておきます。

以上です。

○委員長（小泉輝忠君） ほかに質疑ありますか。

北出委員。

○委員（北出 攻君） 済みません。申し訳ございません。中学校費のほうにも、要保護、準要保護というのはあると思いますので、生徒のほうにもあれにもよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 予算書の189ページ。タブレットのほうも言ったほうがいいですか。

タブレットのほうは、409ページです。その中の4番、大谷小学校学校管理費で、10番需用費の中の6番修繕料、施設等修繕料。これが去年は理科室の床と、できれば体育館の床の修繕っていうことで17万8,000円で計上されておりましたが、今年度は具体的なその修繕箇所はあるのか、それとも、取りあえず修繕料としてこの金額を設けているのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（小泉輝忠君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

今年度大谷小学校のほうの学校管理費修繕料につきましては、備品のほうで5万円、施設のほうが13万6,000円の合計18万6,000円の修繕料を計上をお願いしております。この中でまず、備品につきましては、特定のものは想定しておらず、何らかの不具合があったときのために5万円のほうの予算をお願いしているというところでございます。

続きまして、施設につきましてはですが、こちらについて現在想定されているのが体育館のガラスと、そのドアレールの補修というところで計上が上がっております。そのほか予備的なものもございまして、合わせて13万6,000円の計上ということであります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 了解いたしました。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、小学校費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の中学校費。予算書198ページから205ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

○委員長（小泉輝忠君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） それでは予算書で203ページ、タブレットで433ページの中で、昨年もお尋ねしてると思うんですけども、一番最後のこの20番の特殊建築物定期調査報告書業務委託費料とあります。これは昨年もお尋ねしたと思うんです。これは何年ごとにそういう調査をするのかを教えていただければと思っております。

○委員長（小泉輝忠君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） それでは小泉委員のご質問にお答えをいたします。

こちらの特殊建築物の定期調査報告業務委託というところで299万円の予算が計上されておりますが、こちらにつきましては、基本的に3年に1回、この特殊建築物——うちで申し上げれば小中学校ですか、こちらのほうの建物の定期調査の報告をしなければならぬということになっておりまして、令和3年度が3年に1回の年に当たるというところでございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、中学校費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の幼稚園費、予算書204ページから211ページについて質疑を許します。

質疑のある方どうぞ。

小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 先ほどはとも済みませんでした。

それではですね、予算書で207ページ、タブレットの443ページ。先ほどお話があったと思うんですけど、特別支援教育支援員、これ去年はね、先ほどから伺っているんですけど、生活介助員が名称変更になったということでよろしいんですね。それで昨年の予算ではですね、599万1,000円の予算が上げられておりましたんですけど、今回は883万3,000円ということで数字が上がっておるんですけども、その辺の人員の増と、それとどういう仕事をやってもらうのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 坂本 幼稚園長。

○幼稚園長（坂本千寿子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本年度、先ほどありました特別支援教育支援員というふうに名前が変わっております。それは、確認のとおりでございます。それで幼稚園といたしまして、今年度介助——支援を要するもの——増加——新入園児におります。ということで、具体的には2名ほど増えております。その関係での増加ということになっております。

よろしいでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がある方、どうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑はないようですので、幼稚園費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の社会教育費、予算書210ページから231ページについて質疑を許します。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、社会教育費の質疑を終結します。

続きまして、教育費の保健体育費、予算書230ページから243ページについて質疑を許します。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、保健体育費の質疑を終結いたします。

ここで、執行部の入れ替えを行います。

自席にて休憩願います。

午前10時39分 休憩

午前10時44分 開議

○委員長（小泉輝忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第1款議会費、第2款総務費の審査を行います。

議会費、予算書40ページから43ページについて質疑を許します。

質疑のある方どうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 予算書の51ページで、タブレットのほうは23ページです。

○委員長（小泉輝忠君） ちょっと済みません。そこまでまだ行っていない。43ページまでです。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、議会の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の総務管理費、予算書42ページから73ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） どうも失礼いたしました。

予算書の51ページで、タブレットは23ページです。この中の区長会費なんですけど、区長のほうの区の割り振りってということで、以前、全協だったかでお示ししていただいたんですけど。ちょっと改めて今年度区長の人数は全部で何名いるのかということと、報償費が1名につき——区長と副区長とだと思うんですけど、報償費の額もできれば教えていただきたいと思います。

それで、報償費総額で1,216万円、昨年よりもトレセンのほうが区長——区を多分少なくしたんじゃないかと思うんですけど。そうすると、区の数が減ったって、区長の人数が減ったってということなんですけど、それでも余り昨年と金額は変わらないようになっていると思うんですけど、その辺はどうなっているのか——ちょっと待ってください。確認します。（資料を確認）今も、多分変わっていなかったような、その辺の説明をよろしく願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 総務課の青野でございます。

山崎委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目でございます。区長の人数についてでございますが、今議会の案件として提出させていただいているところでございますが、基本的には、現在の条例上は55になっておりますので、区長の数は55でございますが、今回の議案を可決していただきますと、この人数から減るということになりますので、現在といいますか、議案の人数よりは多い人数となっております。ここから、美駒分の再編ということで、人数は今年度から減るというような形になっておりますので——令和3年度ですか、減るというような形になっておりますので、予算上は現在の55区長ということで、予算のほうは計上させ

ていただいております。

続きまして、区長の報酬でございます。こちらにつきましては、何て言いますか、平均割と、そのほかに一戸当たりの戸数ということで、各区長の報酬を算出させていただいております。そのほかですね、各区に区長様の報酬と副区長様の報酬ということで皆様にお渡ししているところでございますが、区割りのほかに、役場のほうから回覧物があるかどうかということによっても金額が変わってきます。細かい数字になってしまいますが、算出の根拠を読み上げさせていただきますと、まず区長様でございます。報酬的には、1人当たり5万円でございます。それに一戸当たり1,500円を加算させていただくような形になっております。副区長様でございます。副区長様につきましては、これは回覧物がありまして変わってくるんですが、まず回覧物がある方につきましては、1人当たり3万円でございます。回覧物がない副区長様におかれましては、1万円ということになります。それで、回覧物がある副区長様におかれましては、一戸当たり1,500円でございます。回覧物がない副区長様におかれましては、その半分の750円ということで、その個数と報酬を合わせた額を各区長様、副区長様にお渡ししているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 了解しました。

まだ区割りのほうが確定して——議会が終わらないと確定しないってということで、3年度からもう少し区長の人数は減るってということになるということですね。

○委員長（小泉輝忠君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 山崎委員のご質問にお答えします。

そのとおりでございます。

○委員長（小泉輝忠君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） 二つほど質問させていただきます。

予算書の65ページの地域おこし協力隊事業について、でございます。実施計画書及び行政評価シートの71ページに、目的等は記載をされております。詳細については、同僚から一般質問があるので、その中で明らかにしていただければいいのかなというふうに思いましてですね、私からは、3年度予算については大変厳しい予算の中にあって、新たな事業として本事業が浮上した理由と、合わせて800万円近い事業費の調達方法をお伺いをいたします。

もう一つは、新型コロナ関連予算について、今後どのような事業を予定をしていくのか。3年度予算とどう関わってくるのか、現時点での考え方をお聞かせください。

よろしく願いをいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 下村委員のほうからお尋ねいただきました日程につき

まして回答したいと思います。

まず、地域おこし協力隊事業に関しましては、先ほど下村委員のほうからございましたように、内容につきましては、一般質問の答弁のほうで回答させていただきたいと思っております。下村委員のほうからもご指摘がございましたように、令和3年度予算編成に関しましては、議会の皆様にもご理解をいただきながら、かなり厳しい査定、予算をつけさせていただいて、結果といたしまして、一般会計予算で9.9%の減という、かなり厳しい予算を組ませていただいたところでございます。その中で、今回の地域おこし協力隊事業費といたしまして798万6,000円の皆増、3年度でいきなり約800万円の予算を計上をさせていただきました。地域おこし協力隊につきましては、議員の皆様ご存じのように、近隣市町村におかれましては、かなり活発に利用されて——利用といいますか雇用、それからそのあとの活動をされている状況がございます。本村におきましては、今までなかなかこの協力隊の活用まで踏み込めなかったところでございますが、3年度以降、できるだけ村おこしといいますか、村の様々な課題の解決に活用できればということで、財源につきましてどうなのかということで、県のほうの市町村課のほうのヒアリングで確認をさせていただきまして、普通は普通交付税といいまして市町村に対して国から来る交付税、その別枠といたしまして特別交付税という枠がございます。この特別交付税に関しましては、各市町村の様々な個別施策を反映して——これはよく災害等でも、ここで上乗せしてくる財源でございますが、これに関しまして、地域おこし協力隊——総務省事業でございますが、予算の積算は基本的に基準額が決まっております。1人分で約400万円掛ける2名で、約800万円なんですけれども基準額が決まっております。その基準額に対して800万円で村のほうに計画をすれば、その分を特別交付税の決定額に対して上乗せをして給付するというふうな部分を確約といいますか、私も非常に不安でしたので、その部分の確約をとりまして、初めて予算のほうに計上させていただいたということでございます。財源に関しましては、今申し上げましたように、今回のかなり厳しい一般会計、それも一般財源のほうから充てる事業としては、とてもこれだけ大きい額をこの事業に充てるというのは、村としてはなかなか出来ないところでございますが、ただいまご説明をさせていただきましたように、特別交付税の別枠として、この部分が全額交付されるというふうな確約をとった上で予算化をさせていただいたところでございます。この事業につきましては、こちらのシート、それから同僚議員の一般質問の答弁のほうで詳細に、今決まっている中でご説明をさせていただければと思っております。

2点目のコロナの予算に関してでございますが、実は、令和3年度の当初予算の中の編成の中には、いわゆるコロナ交付金ですね、地方創生臨時交付金、これは1銭も計上をさせていただいておりませんでした。現状の段階で申し上げますと、大きく3回、国のほうから内示が来ておりまして、2回分まではもうお金が入ってきている。3回目の内示が、3月入ってすぐ——いや、2月の終わりかな。済みません——ありまして、要

はその時期、国の最後の補正予算。そこで枠の配分がございました。それを踏まえて、総務省のほうが各市町村に幾らということで枠が来たものでございますが、それは変な話ですけど、令和2年度で使ってもよかったんですが、当然、その時期の交付ですから——内示ですから、執行も出来ませんので、繰り越しをもともと認める仕組みになっておったものでございます。事業の2年度の精算をしながらプラスマイナスをしつつ、3回目の配分を受けたものの精算額を繰り越す仕組みにさせていただき——国のほうが生きておりますので、現状8,300万円余り、令和3年度のほうに繰り越しという申請をさせていただいております。ただ、この繰り越しという表現なんですけれども、国のほうは、先ほど申し上げました令和2年度の最後の補正予算でも成立をしております、それを3年度のほうに2年度予算を繰り越すという処理をします。市町村側に関しましては、全て令和3年度予算のほうで策定をして執行してください、というふうなものになっております、今、後段の冒頭で申し上げましたように、令和3年度の当初予算の編成の段階では、額も仕組みも全て決まっておりますものでしたから、一切、この予算書には入っておりません。ただいま申し上げましたように、8,000万円余りの額が、まだこれ精算が終わった後、恐らく交付決定というのも内定また来ると思っておりますけれども、その額が決まった段階で、令和3年度で美浦村が行うコロナ予算——コロナ対策予算というものを執行していくというふうなことになると思っております。令和2年度と同じように、国の補正——済みません、国の補助事業、そういうものもこれからも出てくるでしょうし、そういうものの裏補助の部分であったりとか、その部分なんかを精査しながら、美浦村として一番いい形でコロナ対策をしていくというふうな考えで執行していければと考えております。当然執行するためには、議会の皆様に予算を通していただかなければ1銭も執行出来ないと同時に、国のほうのコロナ交付金というのは予算がついてる、市町村予算きちんと作成されているということが全て前提になりますので、間に合うのであれば、当然、次の通常議会は6月になるんですけれども、今後皆さん毎月1度集まりいただいておりますので、そういう中でご相談をさせていただきながら、早めに執行したほうがいいものに関しましては臨時会なり、専決で予算を——議会であれば通していただく。専決であれば、ご了承していただきながら、やっていければというふうに考えております。

あくまでも12月予算になりますので、令和3年4月から令和4年3月までに執行するものが、今申し上げました8,000万円余りの予算の執行になってまいりますので、どの段階でどういうふうに進めていくかというのは、年度が明けたらば、速やかに執行部のほうで今の案というものをつくりまして、議員の皆様にも速やかにお示しをさせていただきながら、時間の長くかかるもの等があれば、できるだけ早く予算をつけていただいて契約をしないと執行出来ませんので、その辺の段取りをしていきながら、ご相談をさせていただきながら進めていければというふうに考えております。

済みません。ちょっと長くなりました。申し訳ありません。よろしくお願いします。

○委員長（小泉輝忠君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） 今、3回目の予算ということで8,300万円、これについては十分な検討をしていただいてですね、案が固まりましたらですね、早期に議会によく説明をして、事業計画を作成してですね、村の発展に最大の効果が出せるように期待をしますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○委員長（小泉輝忠君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 予算書の57ページでございまして、タブレットの東京医科歯科どこだ……43だ。43です。タブレット43。

こちらの東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地、去年まではいろいろとワーワーワー大騒ぎして、クラウドファンディングとかあったんですけど、何か最近出てこないんでどうしたのかなあというふうに思っていたんですけど。こちらのですね、このiPad43のほうの部分で、ここにも事業概要のところにあります施設の簡易的な修繕、雑草除去委託と——それで令和2年度以降は、地方創生推進交付金を活用して整備する……整備できるか可能性を検討すると。ここの予算委託料では、元年が48万1,000円、この2年度が94万円ということで委託料ですね。この辺の検討をするとなると、これ3年度に関してはまだあくまでも予定ということで、まだ3月の段階では出てないということの確認です。確認というか、多分そうでしょうから、その辺の確認です。

それとごめんなさい、令和2年は草刈りを2回多分実施してんのかな。ことしも2回実施したんですけど、ちょっと昨日、気になって見に行ってきたら、えらい雑な、道路のほうにね、ゴールドだかシルバーさんだか分かんないけども、もうひどかったんですよ。もう数カ月前だと思います。干からびてましたから、葉っぱが。その辺もちょっと心配になったもんで。

○委員長（小泉輝忠君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 塚本委員のほうから今ご質問いただきました、この東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地管理費、まず、前段のほうで大きな質問というかいただきましたので、その部分をまずお答えしたいと思います。塚本委員ご指摘のとおり、例のクラウドファンディングだったり、屋根の問題であったり、議員の皆様にはご迷惑をおかけして、結果といたしまして、先ほどちょっと申し上げましたコロナ交付金ですね、その令和2年度分を1,100万円使わせていただきまして、現在、パスコといういわゆる測量会社さんなんですけど、県のGISといって地図システムなんかをやっている大手の測量とか地図屋さんです。本村はですね、地図システムがパスコじゃなくて朝日航洋という違う会社を使ってるんですけど、今回の大山の病院跡地の1,100万円の契約の相手方としては、パスコのほうと契約をしております、今月中、3月中に——要は図面化、地図化、それとあと、それに対する論評等を加えた報告書を上げてね、という契約を締結させていただいております。その中で、あそこの建物の——全部を1,100万円でき

る範囲ですから細かい設計じゃないですけども、かなり今レベルの高い設計も図面も上がってきておりまして、そういうものをまとめた上で、令和3年度で議員の皆様にもまずそれをきちんと示しをいたしまして、あそこの跡を今後どうしていくのかということをお決めいただければなというふうに考えておるところでございまして、当然建物の詳細とか図面とか、あとはその論評も入りますので、それを残すのか壊すのか、あるいはどうするのかっていうことを、村と——行政サイドといたしましては、令和2年度で予算を一度要求させていただいたように、あそこを使っていくしかないかなということで、防水だけ予算を最初要求させていただいたところだったんですけども。その部分も含めまして、建物たちをどうしていくかということをまずお決めいただいて、じゃあ残すなら残す、壊すなら壊すで、どういうお金をかけて——当然単年では出来ませんので、複数年度かけて税も入れるでしょうし、それから当然開発するとなれば、民間の力も借りながらということに当然なりますので、そこら辺のちょっと、これは3年度だけで結論が出るとは、行政サイド——私どもサイドも考えておりませんが、まずもって、あそこの在り方、まず壊すか壊さないか。その判断を村の議会と行政サイドが認識を統一しまして、それから進めていければという——そのための資料として、今回、本年度中に上がってまいりますので、年明けの1回目の議会であり、その前の自治研究会がちょっと今の段階ではあれですけども、早めにそれをお示しさせていただきまして、病院跡地——当然国のほうから払い下げるときには「公園にするよ」と、「図面上も全部建物を壊すよ」というふうになっておりますけれども、それはそれとして置いて、議員の皆様と執行部と、当然地域の皆様の考えもいっぱいありますので、集約を図りながら、村としての進め方というものを考えていければというふうに考えているところですよ。当然3年度予算に関しましては、ただいま申し上げましたものに関しては反映はしておりません。あくまでも、維持管理にかかる費用として計上させていただいておりますので、除草の部分に関してはちょっと若干増やしておりますけど、先ほど塚本委員のほうからご指摘があった、ちょっと乱れているとか散らかってますよね、という話がありましたが、令和2年度申し上げますと、シルバー人材センターのほうで、全面2回除草というのをやっております、年中フィルムコミッションの現場のほうにはうちの職員も行っております、目は実は入っていると思ってました。ちょっと今指摘をいただきましたので、現地のほうはもう一度確認をいたしますが、第三者といいますか、撮影隊であったりとか、うちの職員も同行しますので、そういうことが荒れるってことがないように、そこはきちんと管理をしていきたいと思っております。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 何か昨日、これまた見てたんだけど、あれ、どこだっけ。何かフェンスが、地域おこし——先ほど下村委員ところで、なんか地域おこし協力隊事業のところだったのかな。どっか見てたら、あそこのフェンスを、何かあの木のフェンス

はもう寄りかかったら倒れそうになりました、私。ドーンとちょっと受け身とりましたけど。多分その……どっかで出てるんだと思うんです。どっかで見た記憶があるんで。はい、念のため。

○委員長（小泉輝忠君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 今塚本委員のほうからご指摘のフェンスの修繕とか修理っていうのは、地域おこし協力隊のほうで、あそこのパネルが張ってあるゾーンがあって、その下に倉庫とかがあると思うんですけど。あの辺の手助けとかもしていただくために、今のフェンスの構造上、真ん中の新しく村道として整備した道路に対してはきちんとした出入口が確保されているんですけども、ぼろぼろの倉庫といいますか、車庫といいますか、その前を通ってトイレの前を突っ切ったところ、全面塞いじゃっているんですよ。フェンスで頑丈に。そこら辺の出入口も確保しないと、あの辺のエリアの振興のためには困るかなということで、安中のほうの協力をしていただくためには、そのフェンスの一部加工するしかないだろうということで、地域おこし協力隊のほうでは予算化をしています。

東京医科歯科大学の病院跡地の管理費のほうでも、毎年ご存じのようにいたずらがありますので、小規模ないたずらであれば、職員が行ってペンチで番線を回して復旧しているんですけども、壊れているところがあれば、当然お金をかけて直すしかないってことが一つと、今塚本委員のほうからございましたように、スチールじゃない部分の外回りのフェンスといいますか、そこがちょっと傷んでいるのは重々分かっておりまして、私が来た3年前から傷みが出ていたんですが、そこにどういうふうに税金をかけるかというのは、将来どうするかが決まらないと税金を投入するってなかなか難しいので、今のところ抜本的に今ご指摘いただいた、その湖岸側ですか、湖岸側のスチールじゃないほうのフェンスを直す予定は、今の予算の中ではありませんけれども、先ほど申し上げましたように、病院の跡地、それを今後どういうふうにやっていくかということをお決めいただいた上で、保全をするものは保全をし、終了するものは終了し、開発するものを開発する、というふうな方向が出てきたときに考えていければというふうに考えております。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 今の地域おこし協力隊の件に関して、ちょっと関連でお聞きしたいと思います。

この地域おこし協力隊、これは、これから協力してくれる人を募集してやるわけですよ。それで募集して決まったら、村サイドのほうから、こういった関連のものを考えてくださいっていうのか、それとも全く地域おこし協力隊の人たちに任せて、全てお任せして考えてもらうっていうことなのか、その辺がどういう方向性でやるのか、それ1点と、もう一つなんですけど、一つ上の市民活動支援事業費、これが昨年から事業が新規で始まって、昨年はどのような事業を行ったのかって、それもちょっとお聞かせいた

だきたいんですけど。

お願いします。

○委員長（小泉輝忠君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 山崎委員のほうからご質問いただきました。

まず、地域おこし協力隊の中身なんですけれども、例えば、一番分かりやすい例で言いますと、稲敷市で今小説を書いている地域おこし協力隊がいます。つまりは、各市町村の課題を、都内であつたり、都市部から移住をしてもらう——住民票を持ってくるのが大前提です。都市部の人を、美浦村だったら美浦村の中に住民票を持ってくる、まず住民になってもらいます。住民になってもらった上で、村の様々な課題をその人たちが解決をしていくものとマッチングが成立するということが大前提であります。ですから、村の課題っていっぱいあります。これは今ちょっと言いました、大山地域の問題もありますし、農業であつたり、それから商業にもありますし、福祉にもありますし、村の課題っていうのは、もう本当にいっぱいあります。その都区内、都市部からいらっしゃった方が美浦村に住んでいただいて、その美浦村の課題を解決していくということを——要はプレゼンテーションじゃないですけども、まず協力隊に手を挙げた人からプレゼンテーション的なものを受けます。村のほうで合致した人を採用する、という形になります。ですから今、どういうものをどこまでっていうのは、済みません、一般質問も出ておりますので、これぐらいということであれなんですけれども。要は、何をしてもらうためにどうのこうのっていうことではなくて、まず、美浦の住民として美浦村の課題を率先して解決して、できれば提示をしてもらう、というのは国の構想です。ですから、おおむね3年ぐらいで皆さん満期——5年までいけますけど。基本3年なんですけど、3年終わって「さようなら」って出ていっちゃうのは、それを失敗と見るか。ただ、3年の間に村の課題が解決されれば、それは成功でしょうし。評価軸っていうのも非常に難しいんですけども、「これ」って一本釣りでするものでは決していないということになってます。ですから、予算も総額でつけていますけど、内容によっては、補正をお願いして組替えていくという形。上限だけが決まっておりますので、2人分の上限で事業費はとってあるという形に現状はなっております。公募要領が出ますので、それで手を挙げてもらって。スタートはどんな早くても、恐らく6月とか7月頭とか。ですから、今回の初年度は1年間の活動は、ちょっと難しいというふうには考えております。

もう一つの19の市民活動支援事業費の7のほうですが、これは県のほうの事業に該当があつたときのために枠取りをしているところなんですけれども、令和2年度はありませんでした。ゼロです。それから、8の集落いきいき活動助成事業、これはもともと総務課のほうで、地域の——地区ですね、の活動で助成に該当すれば補助金を出しますよっていうものを、予算的に市民活動支援事業ということでまとめて企画財政課が担当したほうがいいだろうということで、こちらに持ってきたものなんですけど、これも令和2年度はありませんでした。令和2年度はちょっと人の集まる形は、何も恐らく地区の活動も

出来てない。地区の祭りなんかも全部中止になっていますし、3年度は当然あるということを見込んで予算はつけております。

○委員長（小泉輝忠君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 先ほど下村委員のほうからありましたように、地域おこし協力隊のことなんですけども、一般質問が出ているというようなところで、詳細についてはそちらで説明をしていただけるというようなことだったんですが、美浦村の財政、財政今厳しいんだよというようなことで、緊縮予算を3年度立てるわけなんですけども、その中で住民としては、「何でこんなに金がないんだ」というようなところが出てくると思うんですよね。だから、ないというよりも「何でそんなことになっているんだよ」というような話になってくると思うんですよね。それは学校の建設というようなことにおいて、そちらに回していくというようなことなんだろうと思うんですけれども。この地域おこし協力隊、何で新規事業をやるんだというようなところがあると思いますので、金がないないって言っていてねとかあると思いますので、一般質問の最初の説明のときに、その予算的なものも説明の中に入れてもらえればと思いますけど、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 北出委員の質問にお答えいたします。

一般質問につきましては、林議員といろいろ調整していますので、そちらで協議しながら進めたいと思います。

よろしく申し上げます。

〔「休憩とらないの、暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので……。

〔「質疑あるよ、まだ締めないよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） まだありますか。

〔「まだ締めないでしょ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 締めません。

では、ここで休憩といたします。

11時30分に再開しますので、よろしくお願いいたします。

午前11時18分 休憩

午前11時29分 開議

○委員長（小泉輝忠君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長が退席をしております。

質疑のある方はどうぞ。

松村委員。

○委員（松村広志君） 予算書51ページをお願いします。

2、広報活動費の4、印刷製本費の中の印刷製本、これが今回の予算では205万4,000円、昨年度の予算書では179万6,000円、これが増えている内訳を教えてください。

○委員長（小泉輝忠君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 松村委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらのほうの印刷製本費でございますが、広報みほのほうの印刷製本費になっております。金額につきまして昨年度より増えているというようなことでございますが、こちらにつきましては、今回の予算策定する上で3社から見積りをいただきまして、その平均額ということで計上させていただいた金額でございます。ちなみに、昨年度におかれましても同様の見積りをいただきまして、予算は決定したところでございますが、今年はそのいただいた業者からいただいた見積りについて、昨年度より大きかったというところが原因でございます。特段部数等を増やしたというようなことによる原因ではございません。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 承知しました。ありがとうございます。

○委員長（小泉輝忠君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 先ほどの地域おこし協力隊の件で、一般質問で詳しく説明はするんでしょうけれども、予算書に載っているの、予算書に載っているもので分らないところは聞いていきたいと思うんですけれども。賃借料で自動車の借上料70万円、住宅の借上料120万円、先ほども話しが出ていたのが旧鹿島の海軍の自動車車庫敷地内の給水管の設置、フェンスの改修、この辺をもう少し詳しく説明をしていただきたいんですけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の事業費の使用料及び賃借料の賃借料、こちらが190万円、自動車が70万円、住宅が120万円。それから次の67ページの工事請負費、土木工事のほうの給水管のほう63万円で、フェンスのほう59万4,000円、ということの内訳というか考え方でございますが、先ほどの塚本委員の答弁の中でフェンスの話がございましたが、こちらのフェンスがこれになってます。

まず賃借料のほうからですけれども、先ほど東京都区内等から本村に住民票を移していただくという話をさせていただきましたけれども、その住宅は、基本的には借家で大丈夫な仕組みになっておりまして、その借家を借り上げて、その借家に住んでもらうと。その借家の借上料としての120万円。それに伴って、当然移動は、本村の場合にはなかなか自動車がないと移動出来ませんので、移動のための自動車の借り上げということで70万円で、賃借料で合計190万円を計上させていただいているところでございます。

次の工事請負費の2点でございますが、これはあくまでも先ほど来申し上げておりますように、こういう予算は一応組む関係上、計上はさせていただいておりますが、もし、そのいらっしゃった協力隊員の方が全く大山地区の関連のない部分での雇用ということになれば、この予算は減額をするつもりでおります。

ただフェンスに関しまして、先ほど申し上げましたように、何側、東側、道路から見て……東側でよろしいですかね。真ん中の道路があつて、パネルのゾーンがあつて、反対側。トイレの前を通過して今フェンスで突き当たりなっているんですが、そこに入り口がない構造になっておりますので、これは本当はあつたほうがいいということで、ここで予算をつけておるところなんです。大山地区の問題は先ほど下村委員のほうから質問があつた全体の話の流れの中でも申し上げましたが、大山地区をどうするかというのは、来年度正式に議会の皆様に先ほど申し上げました報告書を提示した上で決めていただくということで、左側の——道路に入つて行って左側の病院跡地のほうの開発のほうはどうするかということを決めていただくわけなんです。企画財政課といたしまして、今回の地域おこし協力隊に関しましては、茨城県のほうが今、つくば霞ヶ浦りんりんロードという自転車道路の整備を力を入れて進めておるところでございます。本村の大山地区に関しましても、ぜひ何かやってほしいという依頼がかねがね出ておまして、本年度予算で何ていうんでしたっけ、自転車を引っ掛ける……済みません専門用語忘れまして。ラックですね、サイクルラックを設置する工事を今行っているところで、今年度終了する予定をしております。そういう意味で、大山地区のつくば霞ヶ浦りんりんロードに対して何も出来ないっていう問題がちょっと、ずっと企画財政課のほうでございましたので、もし、地域おこし協力隊がそういう、つくば霞ヶ浦りんりんロードのお客様とのコミュニケーションを利用して何かやりたいということがあつたときのために、上の給水管設備ですか。水道がトイレのところにしかないものですから、何をやるにしても水が必要ということで、それは見積りをとらせていただいて、工事請負費として給水管——要は1カ所水道を設置する工事で63万円、それと、先ほど来申し上げております、トイレの前の反対側に出る、村道のほうに出るための——要はフェンスを1回切つて出入口を作りたいということで、59万4,000円の工事費を上げさせていただいております。

根本的な話で大変申し訳ないんですけれども、先ほど来申し上げておりますように、地域おこし協力隊に関しましては、公募というプロセスを踏んで、募集して、手挙げをしていただいて、村が採用して初めて国からのお金が回るという仕組みになっておりますので、これに関しましては、今申し上げましたように企画財政課の懸案といいますか、つくば霞ヶ浦りんりんロードに対する一部対応をこの辺でやっていただければなという、ちょっと済みません。思いを込めまして、予算をここで上げさせていただいてということでございます。この執行に関しましては当然、先ほど申し上げましたように、地域おこし協力隊と美浦村のマッチングが成立すれば、執行していきたいというふうに考

えておるところでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） この自動車借上料70万円というのは、今の段階でどういう車を想定しての70万円計上なのか。あとは住宅借り上げ料、月にすると家賃は10万円ほどだと思うんですけども、村としてはどれぐらいの規模の住宅を想定しているのか。安中地区で10万円っていうのはなかなかいい値段で、もう逆に、何個か手を挙げているところがあるのか。10万円となると結構いいところ、敷地も広いところなのかなって、想定しているのかなと思うんですけども。場所なんかも、今ずっと話を伺っていると、結局は大山といっても、大山のスロープの周辺の話が多いのかなと思うので、あの辺の近くに村としては、もうそういう想定した場所があるのか。それがあって、この10万円っていう金額ではじいたのか、枠をとったんでしょうけど、その辺ちょっとお伺いしたいのと。

あと、給水管のほうは、水道・ガスって聞こえたんですけど、ガスも引くということ。給水だけですよ、水道だけ、水道だけね。一応、水道を引いて何か事業をやるときに使えればいいな、ということで、水道を予算化したっていうことですか。

あと機械器具費なんかも見てるので、この機械器具費がどういう器具を想定して予算化してるのか、その辺ももう一度ちょっとお話を伺えればと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） まず、65ページの賃借料の自動車借上料と住宅借上料のうち、内容と申し上げますか、沼崎委員のご指摘のとおり、済みません、枠取りでございまして、ご指摘のとおり、安中地区で10万円払った借地、借家といたしますか、かなりボリュームもという話に当然なると思うんですけども、幾らか——済みません、当たってみたという事実はあります。当然、この額があれば、間違いなく賃貸借契約が締結できるだろうということで、車のほうで70万円、借家のほうで120万円。70万円のほうも確か小型車といたしますか、普通の何ていうんでしょうか、小さなヴィッツみたいな、ああいうもので見積りをとったはずです。

済みません、後段のほうの機械器具費10万円なんですけど、これも本当に済みません。ご指摘のとおり枠取りでございまして、国の今回の地域おこし協力隊に関しましては、要綱が結構細かく定まっておりますし、どういうものに対して、その、国のお金を充てていいかというものが、指示が既に来ておりますし、近隣市町村の予算書等も複数参考にさせていただきながら3年度の予算をつくらせて、（案）として本当に初めてやる事業ですので、大変申し訳ないですが、枠取り的な予算が多くなっているというものでございます。

大変申し訳ございませんがよろしく願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。

車に関しては当然ね、そんな大きな車じゃなく、想定してこの金額だと思うんですけど。住宅に関しては、幾らかもう当たっているということなんですけども、正直、安中地区におかれては、結構な空き家等もあって、それをどうするかということで困ってる方も中にはいるでしょうから、その辺は住宅を選定するに当たっては、十分注意していただいて。住民の方から不平不満というか、金額を10万円見ていますけど、10万円で借りるのか8万円で借りるのか分かりませんが、役所のほうである程度、もう何ていうんだらう、高い金額で借りてもらっていいな、とか不平不満っていうのは出るんじゃないかなと思うので、その辺は十分注意していただいて、公正に。借りるのであれば、ちゃんとやってもらいたいなと思います。

あと機械器具費の10万円ということで、いろいろ例えば、草刈り機だとかね、いろんな――稲敷でもそうだったのかな。いろいろこう住宅を借りてもやっぱり、なかなかすぐ住めるような状態じゃなくて、自分らで改修してなんていうのも、稲敷のほうではやっていたような記憶もあるので、いろいろこう自分たちで作っていったり、きれいにしていったりっていうことをしなくちゃいけないんで、機械器具は当然何かね、揃えなくちゃいけない部分があるので、これぐらいはしょうがないかなと思うんですけども。

一応、この地域おこし協力隊を、先ほど話がありましたけども、この財政難で、財政難だと言いながらもこれをやるっていうのは、住民はね、やっぱり内情的なものは分からないので、本当にお金ない、お金ないって削られていて、結局、じゃあこの考えはどうしたんだということで先ほど質問ありましたけども、やっぱりその辺はよく説明をして、特別交付税にプラスして入ってくるということなので、その辺は十分住民に理解されるような形で説明をしっかりとさせていただくと、今の計画というかね、パスコのほうで図面化して、一応それも――要は並行してね、あつちはあつちで、ある程度今後を見通した図面っていうのが今度出来上がってくるんでしょから、これと並行して、こっちでうまくかみ合えば、新しい何かでね、そういうのが逆に参入していきたいという人が手を挙げてくれるような人が出てくれば願ったりかなったりなのかなと思うので、ぜひせっかくやるのであればいい人に来てもらって、地域おこしを協力隊に関してはいい人を選んでいただいて、美浦村にない発想でね、美浦村の中に入るとなかなか気づかない部分もあるので、そういう新しい発想を持った人を選んでもらって、厳正に選んでもらって事業を成功すればなと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 沼崎委員ご指摘のとおり、例えば借家一つにしても公平性も当然必要なので、その辺も配慮しながら、かつ、当然協力隊で入ってくれる方が決まった段階で、どういう目途で、どういうふうに使いたいかってことのバランスを考えて、合理的に考えながらもきちんと住民の皆様が納得していただけるような進め方をしたいと思います。

事業全体に関しましても、先ほど平野部長が答弁させていただいたように、林委員の

ほうから質問をちょうだいしておりますので、その中でなぜこういう財政状況の中、こういう新しい事業にお金をかけるのかという部分を織り込ませていただきまして、林委員のほうにもお願いをさせていただきまして、答弁の中でやればなというふうに考えております。

よろしくお願いします。

○委員長（小泉輝忠君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 先ほど休憩時間に林委員のほうからぜひとも入れてほしいという話がありましたので、入れていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 予算書の69ページの台湾交流事業費、タブレットは89ページです。それと続けて、同じページでもう一つ、2点質問したいんですけど、その次がその下の防犯対策事業費で、タブレットは91ページ。

まず最初に、台湾交流事業費についてお伺いいたします。これ令和3年度の予算として20万円計上されているんですけど、令和2年度のときも予算が30万円、令和4年度も予算は30万円となってるんですけど、この令和3年度だけなぜ20万円なのかということが1点。

その次に、タブレット91のほうの防犯対策事業費で、これがライオン号車検で、防犯カメラ用SDカード購入というふうに書かれてあるんですよね。これはSDカードは、SDカードがもういっぱいになったから交換で購入なのか、それともSDカードの故障なのか。

これは、防犯カメラに対して何台分のSDカードを購入するのかということと、SDカードは入れ替えるんだったんだら、その精度のいいもの——よく沼崎委員が何でしたっけ、なんか性能のいいSDカードを……それをちゃんと考えられてあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） まず69ページ5番、台湾交流事業につきましてご説明をいたします。この事業に関しましては、議員の皆様ご存じのように、敦化中が来たときの対応の費用でございまして、令和4年度と5年度が30万円のままになっておるのは、済みません、私のチェック漏れでございまして、20万円、20万円というふうに直すのが正しいものでございまして、令和2年度30万円つけていたものを、令和3年に関しては20万円やって、もし来た場合には20万円やっていこうということで今年予算を絞りました。当然、それでできれば4年度、5年度も20万円という予算を予定していくというのが指示でございまして、この行政評価シートのほうの令和4年度、令和5年度の30万円に関しましては、私のチェック漏れでございます。

大変申し訳ありませんでした。

○委員長（小泉輝忠君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

防犯のほうですけれども、SDカードにつきましては、耐用年数というのがございまして、今あるのが壊れているというわけではなくてですね、壊れる前にSDカードの交換をする作業になります。性能等につきましてはですね、業者さんともですね、調整させていただいて、現在あるものと同等のものを入れる予定になっております。個数につきましては、6枚を予定しております。

以上です。

〔「何枚ですか」と呼ぶ者あり〕

○生活安全課長（笹倉英雄君） 6枚であります。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） これは沼崎委員が仕切りと言っていたいた、少しでもSDカードの性能のいいものについていうのは、やっぱり難しかったんでしょうか。

〔「カメラだよ。カメラ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 山崎委員の質問にお答えいたします。

SDカードにつきましては、恐らく画素数の録画だろうかと思いますので、性能を上げても画質がよくなるということではないかと思われまますので、今あるSDカードが駄目というわけではなく、恐らく同等のものを入れれば問題はないのではないかと考えております。

以上です。

〔「カメラを変えないと駄目」と呼ぶ者あり〕

〔「本体を変えないと駄目、了解しました」と呼ぶ者あり〕

〔「SDカードを変えてよくなれば……（笑う者あり）」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 予算書63ページでございます。iPadは59ページになります。

予算書63の7番ふるさと応援寄附金事業費2,790万円で4,000円、その中の報償費1,500万円ということで、iPadのほうの59のやつですと、これの次のページがそうなんですけど、令和元年の受入れ実績3,091万1,000円、2年度は多分、前に戻って令和2年度受入れ予定額2,500万円とございます。この、令和3年度、ここは、この評価シートでいくと二千何だ……目標は3,254万7,000円と出ていますけども、またまた59にちょっと戻ってもらんですけど、令和元年にこれ報償費が1,923万3,000円、令和2年はガクッと下がって750万円。また、来年度令和3年は1,500万円っていうふうに、かなり乱高下してるようですが、事務局のほうとしては、これは分析は。どうも2年度はコロナ絡みもあったもんだから、通信販売なんてのは、かなり伸びてるようなんですけども。私なんか素人考えだと、もっと2年度って売れてよかったんじゃないかねえのってふうに逆に思っちゃったりしてるんですが、その辺はどんなふうに分析をなさってるのかですね、

元年度、2年に比べて。そこへ持ってきて、この3年度の新年度の予算でしょうから、その辺をちょっとお伺いしたいというのと、今ちなみに、どれくらいの協力をしてきている地元の会社があるなどの確認ですね。その辺をお聞かせいただければと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 塚本委員のほうから63ページのふるさと応援寄附金事業費についてのご質問をいただきました。

これの3年度予算の考え方と、済みません、もう一つ、行政評価シートの令和2年度と令和3年度の比較なんです。令和2年度と令和3年度の比較の場合に、まだ令和2年度の決算が済んでおりませんので、令和2年度の当初予算との比較ということになります。令和2年度に関しましては、補正予算を2回ですかね、お願いをしております、歳入のほうも増やしております、当然それに伴う、報償費等も大きく増加、予算上、今している状況でございます。その状況を見込みまして、令和3年度の予算を策定をするわけでございますが、実を申し上げますと、今の塚本委員のほうからコロナの関係でネット関係の購買はかなり伸びていますよねというご指摘を賜ったところなんですけれども、本村の令和2年、3年の1・2・3月、年が明けてからの3月が、令和2年の1・2・3月をちょっと下回っているという状況が今、生じております。大きな流れをよんで令和3年度予算の編成はちょっと出来ておりませんで、令和3年度の予算は今のこの3月の状況を見ると、ちょっと過剰に予算を見てしまっているというふうな、もう既にちょっと分析が出ております。それ対策を何もしないのかということでございますが、議員の皆さんは茨城新聞等でごらんになったと思うんですが、大洗町がですね、ほとんど力を入れてこなかったんですが、マルチチャンネル化といいまして——うちは「ふるさとチョイス」と「さとふる」しか今やってないんですが、そのほかにも楽天であったりとか様々なふるさと応援寄附金の入り口ですね、ポータルサイトというものがございます。要は、扱う商品が同じでも、入り口は多いほうが、要は国民の方が、他市町村の方が、美浦村のふるさと応援寄附金に入ってくる入り口が多いほうが、これはいいに決まっておりますので。私が来たときは1チャンネルしかなかったものを「さとふる」を増やして、来年度当初にはチャンネル増やせるように今既に準備を始めております。そういう関係で、令和3年度予算でちょっと大きめのというか、頑張った予算を要求し、歳入のほうもですね、予算書、済みません、29ページお願いいたします。ここの中段、18寄附金、1寄附金のところの指定寄附金の15番、美浦村ふるさと応援寄附金5,000万円という予算を計上させていただいております。これは済みません、過剰に見積もったつもりは実はなかったんですが、今申し上げましたように、なかなかちょっとここ3月の動きが非常に鈍うございましたので、その辺の対応を図りながら、令和3年度の目標はこの5,000万円を達成できるように、企画財政課のほうの担当と詰めていければというふうに考えてます。当然それに伴いまして、歳出ってのは、そのいわゆる返礼品の調達費用から、システム利用料から、郵送料から、費用がマックス50%って言われてる

んですが、国のほうで。費用全体で、例えば1,000万円だったら500万円まで費用がかかってもそれはしょうがないだろうという国の基準がございますので、その基準の中でちゃんと運用しながら、3年度は5,000万円を目指して、予算を計上した以上は頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ニュース等でもありますが、自分の村の予算よりも三十何億円集めたなんていうような高知県のほうの町もあるようですから。その辺をうまく、3割以上は返さないっていうようなあんばいで、守りながらいければなと思いますので、ひとつ期待したいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 済みません。塚本委員の質問一つ、お答えのほうが漏れておりました。事業者の数という質問ございました。済みません、具体的な数をちょっと今、資料ちょっとつくっておいてきちゃったんですが、20社ぐらい実はあるんですよ。ただ実際に動いているのは、まず、お米が2社、それからマスク、それからごみ袋、それからお味噌、甘酒——お味噌と甘酒は同じ会社です。実質6社とか7社とか。やっぱり固定のお客さんがついたお米とか、何遍も買ってくれる、ごみ袋もなくなったら買ってくれる。マスクは例のやっぱり特需がございましたので、その時ガーって出て、今でもポツポツ出ています。ですから、実際に美浦村のふるさと返礼品の優良な提供事業者としては片手ぐらいしかないので、この辺の開拓も進めてないわけではないんですが、あと済みません、ウナギ屋さんもありましたね。

要は、個人商店がお客様相手にしながら商売しつつ、ネットで発注を受けたものを——ネットで出来る人はネット、出来ない人はファクスだったり電話だったりで対応するんですが、発注のための小箱に入れて、注文表は今「さとふる」が来るんですけど、発送票を作って発送してっていうその手間ですかね。それがなかなかご理解いただけないというか、その手間を回収するだけのマージンがなかなか出ないという仕組みにちょっとなっております。そのためにも、ある程度単価の低いものでもボリュームが出ないとやっぱり商売なりませんので、そういう部分も含めて、来年度チャンネルを増やす流れがありますので、事業者のほうにも説明をしながら、事業者の数も増やさなきゃならないですし、あとは商品の魅力向上ですね。当然、インターネットで並べて選んでもらわないと、美浦村のお米が、商品が出ませんので。あとは、実は茨城町——常陸牛というのは茨城県内のどの市町村も対応できるので、うちも常陸牛をやっているんですけど、やっぱりなかなか難しいので、その辺も含めて対応していければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑の途中ですけども、昼食のため休憩したいと思います。

1時に再開しますので、よろしくお願いいたします。

午後零時01分 休憩

午後1時00分 開議

○委員長（小泉輝忠君） 以前に引き続き、会議を開きます。

質疑のある方はどうぞ。

下村委員。

○委員（下村 宏君） 予算書のページ67、5の産業後継者対策事業費について伺います。実施計画策定及び行政評価シートを見てみますと、77ページで結婚新生活支援事業補助金150万円増額になっておりますけども、これについての内容的なものをちょっと教えていただければありがたいなと思います。ちなみに、この予算は去年はなかったというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（小泉輝忠君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 下村委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

67ページ、産業後継者対策事業費の中の10補助金といたしまして、結婚新生活支援事業補助金として、今年度150万円を計上させていただいております。この事業については、今年度から新たにといいますか、実はこの事業については内閣府管轄で既に行われてる事業でございます。今回の予算書のほうにも計上させていただいておりますが、企画財政課のほうで定住促進というような部分でやっております。

内容的には、美浦村に結婚して新たに住んでいただける方に、引っ越し費用とか、あとは何ていうんですかね、賃貸が発生する場合には、その一部を補助して美浦村のほうに住んでいただくというような、国で行っている事業に美浦村が乗っかるといいますか、美浦村でもそれを実施しようと、昨今の問題になっております少子化とか、人口減少に幾らかでも歯止めをかけるためというような事業でございます。

財源といたしましては、半分が県——国の事業でございますが、県から流れてくるといような事業でございます。今回150万円ということで計上させていただいておりますが、75万円を県からの補助金として賄うものでございます。ちなみに、今年度国で行ってる事業の内容といたしまして、所得制限とか、あと結婚される方の年齢とかそういうのがあるんですが、そういう要綱に合わせて美浦村でも作成しまして、今回の予算、議会が通りましたら、来年度から要綱を作成して事業を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） このサポートの関係ですね、出会いサポートもあるようでありますので、両方とも見てみますと、大事な事業だというふうに思いますので、商工会でもやっていただけてるんですけども、そちらもリードする、役場のほうがリードする形でですね、推進を強化して行ってほしいなというふうに希望して、私の質問を終わります。

す。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） ちょっと関連なんですけど、今のこの結婚新生活支援事業補助金。これは、その上のいばらき出会いサポートセンター。こういう出会いサポートとか、そういったものを通して結婚した人ではなくって、何もしないで美浦村に住んでくれるっていう方は全て対象なんですか。全てっていうか、所得制限とか年齢制限はあるでしょうけど、そういう出会いサポートは全く関係なく、それはまた別物と考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 山崎委員のご質問にお答えします。

こちらはあくまでもこの事業というような形の考え方ですので、出会いサポートで出会ったからどうこうというものではございません。あくまでも、結婚されて美浦村に住んでいただけると、先ほど委員が申しましたように、所得制限とか年齢制限がございますが、美浦村に住んでいただける方に対しての補助というようなことでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それは、金額的とか、あとは1回限りなのか、1組につき幾らなのかとかっていうのはどうなってますでしょう。

○委員長（小泉輝忠君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 山崎委員のご質問にお答えします。

申し訳ありません、ちょっと説明不足で。この補助事業につきましては、現在これから要綱を策定するというようなところでございますが、基本的には、既に国で行ってる事業でして、上限が30万円でございます。1回きりでございます。ですから、30万円と150万円の予算を計上してございますので5組。増えれば、今後、上のほうには要望していきたいと思いますが、基本的には30万円と5組というような形で、予算のほうは計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 今、上限30万円っておっしゃいましたけど、30万円以外の金額っていうのもあるんですか。1組全て30万円もらえるっていうことなのか、その上限っていうのがどういうことなのでしょう。

○委員長（小泉輝忠君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

要綱については、今からなんであれなんですけど、基本的には幾ら引越す費用がかかったというところの中の何%というような考え方でおりますので、当然、計算すると

50万円になったとしても、それは上限は30万円だよと。例えば、計算すると28万円だというような方については、上限の30万円ではなくて、それで算出される金額というような形で考えております。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑のある方。

松村委員。

○委員（松村広志君） 予算書55ページ、お願いします。

3の公用車管理費、これ705万8,000円とられてます。昨年の予算書では、952万3,000円と。これは確か私の記憶ではプリウスの絡みで、これの代用というか購入というようなお話があったと思うんですけども、これどのように使われたかというか、実際どうなったかっていうのをお聞きしたいのが1点目、まずそれをお願いします。

○委員長（小泉輝忠君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 申し訳ありません。どのように使われたかということですか。決算的なものは、ちょっと資料を持ってきてないので明確にお答えすることは出来ないんですが、基本的に昨年度と比べまして、200万円強の金額が少なくなっております。これは今まで計画的にですね、公用車が古くなったら買い替えとかというような形で行ったところでございますが、今回につきましては、財源的なものもございますので、令和3年度の公用車の購入については見送ったということで、今年度の金額については減額といたしますか、昨年度と比べて減っているところでございます。

以上でございます。

松村委員の質問については、実際、何に使われたかということでしょうか。申し訳ございません。

○委員長（小泉輝忠君） 松村委員。

○委員（松村広志君） おっしゃるように、決算に関することなのでちょっとはばかるかなと思ったんですけども。詳しく後でお聞きできればというふうに思います。

それに絡んで、4年度、5年度で、評価シートのほうで拝見しますと、今年が先ほど申し上げた705万8,000円。4年度、5年度に関しては、また増えて955万8,000円を予算として組まれています。この件がやはり、車の新車購入費の予定ということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 今年度につきましては、先ほど申しました財政的な面で新車購入にいたしましては見送らせていただいておりますが、来年度以降につきましては、昨今の災害等もございますので、当然ガソリンといたしますか、できるだけ電氣的なもの、燃費がかからないようなものに買い替えたいというような計画がございますので、また来年度については、新たに要望するというような形の中で、今回、計画書のほうには、今年度より増えた金額で計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 関連してお尋ねします。

シートの2枚目のほうで、公用車の維持管理台数の下ですね。安全な運転に資するため、古い車両から順次廃車し、年間1台は新車両を購入するとあります。この中の、順に廃車するに当たっての古い車両の定義というのはおかしいですけれども、どのような判断で古いまたは廃車というふうに査定されているのかお尋ねします。

○委員長（小泉輝忠君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 松村委員のご質問にお答えさせていただきます。

古い車両というような考え方、当然年数というようなところも考えられますが、また、実際乗っているうえで、車に対しても当たり外れというものがございまして、若干年数的には1年新しくても、維持管理的な修繕とかそういうものは少ないというような考え方の中で、年数というのも一つの判断材料、もう一つは、現状でどのような車両の状態であるかというのも、現状になっております。

また、できるだけ電気自動車等の購入も今後は考えていきたいということがございますので、そういうような観点から順次、優先順位をつけさせていただいて、車両の購入を図っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 最後にもう一つお尋ねします。

先ほどごらんいただいたシート2枚目の下のほうの「対応策提言等」についてのこの中の、「古い車両の廃車を優先するが、職員等の安全確保第一であるため、『週前歴』の多いという……」この「週前歴」って、これはどういう意味で解釈すればよろしいでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 松村委員のご質問にお答えさせていただきます。

誠に申し訳ございません。「修繕」の漢字が間違っております。直すほうの「修繕」ということです。申し訳ございません。私どものチェックミスでございました。申し訳ございません。

○委員長（小泉輝忠君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 承知いたしました。重箱の隅をつつくような質問だったようで、かえって失礼いたしました。

ありがとうございます。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 71ページの特定空家対策事業費180万円ということで計上してあるんですけれども、この事業に関して、まだまだちょっと空き家が美浦村のほうにある

とは思いますが、令和3年度は計画の見直し及び空き家再調査ということの事業内容で書いてあるんですけど、うちの会社のすぐ脇の信太地区の空き家なんかはそのままになっているんですけども、事業をやっていく上での今までの実績といたしますか、本当にこれをやって、どのような効果があったのかっていう、これまでの実績を提示していただきたいと思うんですけども。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課（笹倉英雄君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

特定空家の計画につきましては、5年前の計画の見直しということで来年度予算のほうを計上させていただいて、また、業務委託業者につきましては、村内を改めて調査をさせていただいて、空き家等の改善の推進に図ってまいりたいと考えてございます。

また、現在ですね、協議会におきまして大きく今動いて——案として南原のお話があったけれども、一つ例で出させていただくと、これにつきましてもですね、やはり10年前から危険性が高いということで、関係課とともに対応を進めさせていただいておりまして、我々としては、来年度中にはかなり大きく事態が進展をするように調整をさせていただいているところでございます。長々と事業が進まずですね、近隣住民にご迷惑をおかけしていることにつきましては重々把握してございますので、いち早く解決に向けて進めさせていただければと思います。

また、年明けまして、一般の、こちらで空き家として把握している事業者向けにですね、連絡を差し上げまして、先ほどの空き家バンクの推進ですとか、空き家の解体等について、逐一、個別にご相談をさせていただいて、説明をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。

今までやってきた状況等を説明していただいたんですけども、実際にどれくらいの件数を処理出来たのかって。解体するところには、解体補助金を出したりして解決に至るところもあると思うんですけども、そういったものを今までやってきて、これだけ何件こういうのがあって、何件解決して、まだ解決してないのはこれくらいだっていう、そういった一目で分かるような実績というものをちょっと議会のほうに提示してもらえれば、この事業はこれだけ進んだんだなって分かるんですけども。

先ほど例に挙げた南原の件も、あそこは市街化区域ということで、美浦村でも数少ない、誰でも家が建てられるような地域で平らな地域なので、これからあの地域も、もっともって新しい住民の方に住んでいただいて、人口増につながればいいなと思っている地域なのに、あそこの面している通りは、一応メイン通りはメイン通りで、あの中に都市計画の線が何か引いたのか何か分からないけど、今、あそこは通り抜け——稲敷市の

ほうから阿見町の飯倉とかのほうに行く通勤で使っているのかな。朝夕はかなりの交通量があって、メイン通りなわけなんです。そのメイン通りの通り沿いにあのような建物がずっと放置してあって、いつ倒壊してもおかしくないという状況の中で、さんざん今まで議会の中でもね、どうなっているんだっていう話になった中で、解決に至ってないっていうのは、これは本当に村のほうとしてもしっかりやってもらいたいと思いますし、やっぱりそういうやり方で今後やっていくのであれば、こういった事業は必要ないということになってしまうので、そういった面で、これぐらいの成果があるんだよってということが分かるような形で議会に提示してもらいたいなと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課（笹倉英雄君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

現在ですね、今までの経緯の資料を持ち合わせしてございませんので、あした中にですね、資料の提出をさせていただければと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ぜひ、資料を提示していただいて、前へ進めていくのには検証もしていかないといけないと思うので、ぜひともその資料を提示していただいて、また議論したいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（小泉輝忠君） 柳堀 収納課長。

○収納課長（柳堀 浩君） それでは、沼崎委員のご質問に関連いたしまして、補足して収納課よりご説明申し上げます。

そちらの信太の件でございますけれども、空き家関連法とはまた別なアプローチというような形で、全く違うわけでございますけれども、税法の関連から公売を告示したところでございます。ですので、近いうちに公売が完了すれば、オーナーが変わって空き家の問題も結果として解消されると、当課においては思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ちょっと私もあれだったんだけど、公売はもう告示されているってこと。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○委員（沼崎光芳君） ネットなり何なりで見れば分かるってことなの、公売されたということは。

○委員長（小泉輝忠君） 柳堀収納課長。

○収納課長（柳堀 浩君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

掲示板のほうで告示のほうをさせていただいております、今のところ問い合わせもあるような状況でございます。

以上でございます。

〔「問い合わせあるの」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 柳堀 収納課長。

○収納課長（柳堀 浩君） はい。問い合わせ、現在あるところでございます。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、総務管理費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の徴税費、予算書72ページから81ページの質疑を許します。

質疑をする際は、行政評価シートのページについても、ページ数をお願いいたします。

北出委員。

○委員（北出 攻君） 予算書79ページの一番下ですね。茨城租税債権管理機構の負担金145万8,000円——。

○委員長（小泉輝忠君） 北出委員、行政評価シートのページのほうもお願いします。

○委員（北出 攻君） 評価シートは、115ページですね。先ほどの信太の物件——南原の物件も同じなんですけども、債権機構にですね、多分令和3年度も委託すると思うんですけども、徴税のほうを委託すると思うんですが、その内容ですね、何件ぐらいと、あと、……取りあえず、それをお願いしたいんですけど。

○委員長（小泉輝忠君） 柳堀 収納課長。

○収納課長（柳堀 浩君） それでは北出委員の質問にお答えいたします。

茨城租税債権管理機構につきましては、県内の44市町村で構成されております一部事務組合でございまして、各市町村で債権の回収が困難な案件を移管いたしまして、回収をしていただくというところでございまして、こちらの団体には、現在も本村から1名派遣をしております。帰ってこられた職員は、収納課の滞納業務の核となることから、非常にスキルを学んでこられる意義のある団体であるかなというふうに認識をしているところでございます。

令和3年度につきましては、負担金の額が145万8,000円でございます。こちらの負担金の明細でございますけれども、1市町村当たり5万円の均等割、移管件数が、実は年々——決められておるんですけども、実は年々下がって来ておりまして、令和3年度は8件の割当てをされているところでございます。

債権の回収額ですけども、こちらも年々下がってきているところでございまして、こちらにつきましては、本村を初め県内の市町村共々徴収率がどんどん上がっていることに伴って、滞納額も圧縮をされていると。以前のように、非常に困難な大口案件といえますか、それが市町村ごとどんどん少なくなっているような状況でございます。

負担金の額も、その回収額に応じて負担金の額が決まりますので、機構自体も今はそれほど大きく回収をしているわけではございませんので、移管件数も年々少なくせざるを得ない状況になってございます。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 大口もなくなって移管する案件というのもあまり少なくなってきたというようなことでありますので、先ほどのね、信太の物件じゃないですけども、自前で公売にかけているというようなところだと思うんですね。そうすると、わざわざ負担金出して債権機構に委託しなくても、自前で出来ちゃうんじゃないかなと思うんですけども、その辺をちょっとお願いします。

○委員長（小泉輝忠君） 柳堀 収納課長。

○収納課長（柳堀 浩君） 北出委員の質問にお答えします。

先ほどの信太の案件につきましては、自前の公売というような形になります。機構に移管していて公売というのは、非常に——例えば本村であれば、法人で代表者がなかなか居所がつかめないであったりとか、裁判所に申立てなければ公売が成立しないというような、非常に単独市町村ではちょっと困難な案件等の公売等をお願いしているところでございます。なるべく市町村独自で公売出来るような案件に関しましては、今後も公売を行っていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 了解です。

やはり、強制的に8件毎年移管させられているというようなところでございますけれども、——で、いいんですよね。

〔「強制ではありません」と呼ぶ者あり〕

○委員（北出 攻君） 強制じゃないとしても、8件の割当てが来ているというようなところのようでございますけども、わざわざ移管する必要はないと思うんですよね。してくれよと言われてもないものはない、移管する必要はないんだから、そういう難しい物件のみ委託して——職員もそんなに多い職員でやっているわけじゃないので大変だとは思いますが、なるべく自前でね、やってもらえればと私は思います。

以上です。

○委員長（小泉輝忠君） 柳堀 収納課長。

○収納課長（柳堀 浩君） 北出委員のご意見を尊重いたしまして、私どもといたしましても案件を1件1件吟味いたしまして、機構に移管する案件、自前でできる案件、区別いたしまして、8件にとらわれることなく対応していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、徴税費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の戸籍住民基本台帳費、予算書80ページから85ページの質疑を許

します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、戸籍住民基本台帳費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の選挙費、予算書84ページから89ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、選挙費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の統計調査費、予算書88ページから91ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、統計調査費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の監査委員費、予算書90ページから91ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、監査委員費の質疑を終結いたします。

ここで、執行部の入れ替えを行いますので、自席にて休憩願います。

午後1時31分 休憩

午後1時34分 開議

○委員長（小泉輝忠君） 以前に引き続き、会議を開きます。

第3款、民生費の審査を行います。

民生費の社会福祉費、予算書90ページから109ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 予算書の97ページ。それと、タブレットが167ページです。

2番の高齢者福祉事業費なんですけれど、これ下のほうの補助金、村老人クラブの補助金なんですけど。補助金額が去年は204万円くらいだったんですけど、今年、今年度は、今年度っていうか、令和3年度は155万6,000円。これは、財政——いろんなところを削ってってという関係もあるんでしょうけど、これの老人会、各老人会への補助金額

がどういうふうになっているのかと。そしてこの老人クラブの中には、老人クラブに支払う補助金と、そのほかに趣味クラブへの補助金っていうのに分かれていると思うんですけど、この辺がどういうふうになっているのかをちょっとお聞かせください。

○委員長（小泉輝忠君） 葉梨 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

村老人クラブへの補助金につきましては、単位老人クラブ分として109万6,000円を計上しております。老人クラブ連合会分として15万円を計上しております。申し訳ありません。失礼いたしました。連合会分として20万4,400円を計上しております。

この中で、連合会分は基本割という部分と、人数割という部分で計算をして額が成り立っているんですけども、人数割のところでは今年度、今年度といいますか、3年度の査定で少し減額となりまして、48円掛ける人数ということで例年どおり要求させていただいたんですけども、ここを40円掛ける人数ということで、査定のときに財政当局と調整いたしまして、この金額となりました。

また、趣味クラブ活動につきましては30万円、女性部活動につきましては3万円、こちらは例年どおりとなっております。みほ見守り隊ということで、老人クラブの方々に見守り活動をしていただいているんですけども、こちらでも28地区に1万円ということで計上——要求いたしましたが、社会福祉協議会——ごめんなさい、老人クラブの活動の事務を行っております社会福祉協議会のほうで実績を確認しましたところ、24地区の活動ということでしたので、1万円掛ける24地区の24万円ということで少し減額となっています。

以上です。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、老人クラブに払うっていうか、補助をする補助金っていうものは1人当たり48円だったものが40円に減額になった。で、趣味クラブのほうは変わらないっていうことなんですよ。

何か私も老人クラブ入っているんですけど、何か趣味クラブのほうばかりなんか率がいいような気がするんですけど。何かそのところが不公平感があるような気がするんですけど。この趣味クラブのほうは、どういった補助金の——割当て方法っていうのはどのようになっているんでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 葉梨 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） ただいま山崎委員よりいただきましたご質問につきまして、回答に少しお時間をいただきたいので、休憩後にお返事させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員よろしいですか。

○委員（山崎幸子君） はい。

○委員長（小泉輝忠君） 休憩を取ればすぐに回答ができるのか、それとも——。

〔「今、調べに行つて来たら……」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 葉梨 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） いただきましたご質問につきまして、自席に戻りまして確認をしてまいりたいんですけれどもよろしいでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） はい。

次に質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） それでは予算書の105ページ、行政評価シートのほうは197ページですね。

一番下の5 自立支援センター管理運営費についてですので、次ページの107ページのほうに移りますけれども、最後の12委託料、保守点検委託料が12万4,000円ということで計上されておりますが、昨年よりも7万2,000円ほど減額となっております。保守点検、安全第一だと思いますが、この減額した理由を教えてくださいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 林委員のご質問にお答えいたします。

こちらの減額につきましては、委託の見直しを行っておりますので、それに伴いまして減額となっております。

〔「内容、委託の内容」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉部長（吉田正己君） こちらにつきましては、全庁的に見直しを行っておりまして、委託の内容につきましては変更はございません。

○委員長（小泉輝忠君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解をいたしました。

変更はなしということですが、単価が安くなったのかっていうか、委託料が安くなったということでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 林委員のご質問にお答えいたします。

保守点検委託料につきましては、全て仕様書に基づきまして契約行為でやっているのがほとんどになります。以前におきましては、自動扉であったり、エレベーターであったり、そういうものは各施設で契約をしとったものでございますが、令和3年度より自動扉と、それからエレベーターに関しましては、庁舎一括管理——一括契約ということになっておりますので、そこは全施設のほとんどですね、自動扉は確か1カ所ぐらいちょっとバランスがあったんですけども、基本的には下がっております。それとあと、モップ・マットっていうんですか、入り口にあるモップとかマットのリースも企画財政課一括に切り替えましたので。これは全施設管理費のほうで予算的にはばらばらになっちゃいますので、昨年度と比較していただきまして、大きく下がっている理由といたしましては、そういう理由となります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑ありますか。

それでは、葉梨福祉介護課長が戻ってくるまで暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 6 分 休憩

午後 1 時 5 2 分 開議

○委員長（小泉輝忠君） それでは休憩前に引き続き、質疑を行います。

葉梨 福祉介護課長が戻りましたので、よろしくお願いいたします。

葉梨 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） お時間をいただきまして申し訳ありませんでした。

先ほどいただきましたご質問につきまして、ご説明させていただきます。

「老人クラブ連合会の趣味クラブへの補助金が30万円なのは」というご質問をいただきまして、こちらは、美浦村老人クラブ活動費補助金交付要綱に基づきまして、老人クラブ連合会の趣味クラブへは30万円以内ということで、村から補助することになっております。その補助の上限金額で補助を行っております。

美浦村の老人クラブ連合会にあります趣味クラブは、盆栽、写真、輪投げ、俳句のそれぞれ4クラブとなっています。合わせまして、この趣味クラブを含めました美浦村老人クラブ連合会及び単位老人クラブへの補助金につきましては、村からの補助金の形でご説明させていただきましたが、老人クラブの運営につきましては、クラブの皆さんの会費、今お話ししました村からの補助金、県からの補助金といった収入を合わせまして運営されています。

以上です。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 済みません、ちょっと聞き取れなかったんですが、趣味クラブは盆栽、写真、輪投げの三つですか。

○委員長（小泉輝忠君） 葉梨 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） 盆栽、写真、輪投げ、俳句の4クラブです。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 輪投げって、趣味クラブに所属しないで、ただ普通に老人クラブに入っていて輪投げをやっているところがほとんどなんですけど。そのほかに輪投げ趣味クラブとして登録しているところがあるんでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 葉梨 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） ただいまの輪投げの競技に参加されている方のお話ですが、この趣味クラブの輪投げクラブにつきまして、会員の数も170人余りというふうにいただいておりますので、活動していらっしゃる方がほぼ含まれているのではないかと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 私の知っている限りの話では、老人クラブに入っているところは、大部分が輪投げもやっていると思うんです。それで、村長杯とかそういうときに何百人も集まってきて、そこでやってる輪投げって趣味クラブとして……。

〔「山崎委員マイク使ってますか」と呼ぶ者あり〕

○委員（山崎幸子君） 済みません。どっから、最初からですか。

〔「はい、済みません」と呼ぶ者あり〕

○委員（山崎幸子君） 趣味クラブの団体が、盆栽、写真、輪投げ、俳句っていうお話でしたけど、その輪投げは、普通に老人クラブに入っている人たちは、輪投げをやっている団体がほぼ、大部分だと思うんですけど。普通に老人クラブ入ってるところっていうのは、老人クラブとして1人幾らっていう——さっき48円が40円、そこに県からもらったお金もプラスされてっていうようなあれだと思うんですけど。そのほかに趣味クラブで登録してるところっていうのは、別にもっと、もう少し高いお金もらってるんですね。だから、輪投げは、趣味クラブの中には入ってないんじゃないのかと思うんですけど。

○委員長（小泉輝忠君） 葉梨 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） 先ほど、老人クラブ連合会と単位クラブの補助金につきましてお話ししましたときに言葉が足りませんで、老人クラブの運営につきまして事務をとっておりますのが、美浦村の社会福祉協議会になります。そうしまして、この趣味クラブにつきましても、趣味クラブで輪投げをやられている方と、単位老人クラブで輪投げをやられている方の人数の相違とかですね、金額の割り振りとかが、現在では、申し訳ありませんがきちんとご説明出来ませんので、社会福祉協議会に確認してお返事させていただきたいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） その部分はそんなに重要ではないんですけど、私が一番聞きたいのは、老人クラブとして加盟しているところは、補助金が——私の知ってる限りで金額ズバツと言っちゃっていいのでしょうか。村からもらってるお金プラス県からもらってるお金、それと皆さんからもらってる会費、その中から、実際、申請すると1人当たり600円もらえるんです。それでその中から会費を300円払う。だから、実際もらえるのは300円。趣味クラブはもっと金額大きいんです。だから、そこがちょっと、全部その減額をしないとなかなか難しいっていうことで、ここも減額されたと思うんですけど。それだったら、老人クラブのほうのお金だけを減額するのではなくって、趣味クラブのほうも同じように減額をするべきなんではないのかなって、そういう気持ちがあって、ちょっと質問をさせてもらったんですけど。

それでなくても、ただでさえ趣味クラブのほうがお金はいっぱいもらってるんで、1人当たりの。ちょっと私も今それが幾らだったかちょっと記憶はないんですけど、でも、

老人クラブでもらってる金額よりは大きいです。趣味クラブのほうが、1人当たりの金額は。それは社協の問題だって言われればそれまでなんですけど、ただやっぱりちょっと不公平感のないような感じでやっていただきたいなっていう、そういう気持ちで質問させてもらいました。

○委員長（小泉輝忠君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） ただいまの山崎委員のご指摘、そのとおりだと思うんですけども、今回、予算の査定をする流れの中で、先ほど来ご指摘を賜っている趣味クラブのほうは、査定する側からしてみると、実態があって活動をしている団体っていう判断を今回しております。

それと、全員にすべからくのほうの48円を40円にした部分に関して言えば、ちょっと言葉があれかもしれませんが、薄く広く村から税金を入れてた部分になりますので、3年度の査定に関しては、薄く広くの部分若干減らせてくださいということで査定をさせていただきました。

ですから、活動のあるものに関しては、活動しておるわけですから、きちんと決算をもらいながら、その活動に対する助成金という形になっちゃいますので、その補助金は一応今回残しましょうというのが、3年度の査定でした。

山崎委員のおっしゃられるように、バランスよくきちんと全体の査定を今回したつもりなんですけど、若干どうしても全部がぴったり同じというふうにはいきませんので、その趣味クラブの活動の実態、そういうものもきちんと社協のほうからヒアリングをしまして、来年度予算のつけ方に関しましては検討していくというふうな形でやらせていただければと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 老人クラブも活動実績がないっていうことではないです。ちゃんと書類も出してます。老人クラブも毎年。ということなんで、老人クラブだから余り活動がなく、趣味クラブだから活動してるからって、それはちょっと納得いかないっていう感じが。

よろしくお願いします。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑ありますか。

菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 済みません、今、山崎委員の答弁の中で、来年度予算でという言葉を使いまして、済みません、再来年度予算のときにきちんと査定をさせていただきますので、よろしくお願いします。会員の方からも、社会福祉協議会のほうにも、いろんな意見を出していただきまして、よりよい活動が出来るような、適切な予算というか、補助金の在り方を模索していくしかないなので、ぜひご意見を、社会福祉協議会のほうにも、福祉のほうにもいただければと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 再来年度予算からですか、これ。もう駄目なんですか、3年度からの。老人会のほうだけ減らして趣味クラブは減らさないということで、それはしょうがないんですか。

○委員長（小泉輝忠君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

補助金なので、補助要綱の改正をすれば、3年度——仮にですけど、予算をお認めいただきまして、30万円のままいきますと。交付をするときに、福祉介護課と社協とよく相談をさせていただいて、均一に趣味クラブのほうも下げたほうがいいんじゃないか、当事者の皆様方も分かったよということであれば、補助要綱を直すだけです。じゃあ30万円だったけど20万円で執行しようということは、この予算のままでも出来ますので、そこら辺は福祉介護課と社会福祉協議会のほうと、私のほうも、私も責任持って協議いたしますのでよろしくお願いします。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、社会福祉費の質疑を終結いたします。

続きまして、民生費の児童福祉費、予算書108ページから125ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

北出委員。

○委員（北出 攻君） 予算書が109ページの事業2の子育て支援センター管理費。説明書がですね、207ページです。

そこです、ね、予算支出のほうはあれなんです、歳入のほうの19ページ、予算書19ページ、みほふれ愛プラザ土地使用料っていうのがこれあるんですけども、これ、みほふれ愛プラザのどこの土地を貸してるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○委員長（小泉輝忠君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） ただいまの北出委員のご質問にお答えいたします。

みほふれ愛プラザ使用料は、みほふれ愛プラザの研修室の使用料になります。24万円計上させていただきまして、予算では2万円掛ける1時間。

〔「土地使用料」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（福田浩子君） 土地使用料、ごめんなさい。申し訳ございません。土地使用料ですね、こちらのほうはですね、コイン精米所1台分の土地使用料をカスミさんのほうから土地使用料として入ってくるものでございます。

○委員長（小泉輝忠君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 了解しました。

それじゃですね、カスミとの協定か何かで工事代——駐車場を拡張したときの駐車場料ということで、工事代ということで、毎年カスミのほうからもらうことになってると思うんですが、そちらの代金はどこに入ってきてるんですか。

○委員長（小泉輝忠君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） 済みません、北出委員のご質問なんですが、それは拡張工事に伴う料金ということになりますか。土地の借り上げではないですか。

○委員長（小泉輝忠君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） これはですね、私が部長やっているとカスミとの申し合わせで、工事代金がカスミの持分として払えないと、一括では払えないというようなことで、17年とか18年だと思ったんですけど、それに分割して村に払うよというようなことだったと思うんですよね。その分に関しての歳入というのはどこに入っているのか、お聞きをしたいということです。

○委員長（小泉輝忠君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） ただいまのご質問なんですが、雑入に入っているのではないかなと思うんですが、詳しくお調べして、また休憩後に質問にお答えしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 休憩している間に調べてくれるということですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） それでは、休憩といたします。

〔「何分までですか」「時間を決めないと」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） それじゃあ、20分まで休憩といたします。

午後2時09分 休憩

午後2時29分 開議

○委員長（小泉輝忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 大変申し訳ございませんでした。お時間いただきありがとうございました。

北出委員からご質問いただきました、交流館のところの土地の収入でございますが、予算上どこに当たっているかということで、26、27ページをご覧ください。

こちらの17款財産収入の、項1財産運用収入の、1財産貸付け収入という目がございます。その中の説明のほうの30番、土地賃貸料が131万3,000円という合計額で計上されておりますが、この中に、カスミの交流館駐車場料として月額5万5,700円、5万5,700円掛ける12月分で66万8,400円、66万8,400円。こちらを予算で計上させていただいております。大変申し訳ございませんでした。

よろしくお願いします。

〔「済みません、ちょっと予算書の何ページですか」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（菅野眞照君） 26、27です。27ページ。30番、土地建物貸付料の30番。

○委員長（小泉輝忠君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 時間とらせまして大変失礼しました。ありがとうございました。

それじゃね、違うやつを今度いきます。同じ111ページなんですけども、修繕料で325万円。こちら上がってると思うんですが、ふれ愛プラザのどこを修繕するのかわちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） ただいまの北出委員のご質問にお答えします。

こちらの修繕料は、みほふれ愛プラザ直売所の壁にとかカビが発生しておりまして、その内装工事費として計上させていただいております。冷蔵庫があるじゃないですか、あの壁に、その壁一面にちょっとカビが発生しておりまして、食品を扱う場所なので、そこは完全にきれいにしようということで。カビの発生は去年10月ごろ見受けられたんですが、補正予算でも対応も出来たんですけれども、直売所は2月ごろからイチゴの販売がありますので、影響のないように令和3年の当初予算に上げさせていただきました。

以上です。

○委員長（小泉輝忠君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 了解しました。

カビが発生するということであれば、壁の修理だけで、次はカビは発生しなくなるんですか。

○委員長（小泉輝忠君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） このカビの発生につきましては、去年のですね、7月に大雨の影響で湿気が大変多くなった状況がございまして、それが原因ということで聞いておりまして、どの施設でもそういった現象が見受けられたということなんですけれども、見積りを取った会社のほうでお聞きしまして、この寒暖差でカビが発生してしまうということで、なるべくカビを発生させないようなやり方というか、方法でお願いするようにしております。

○委員長（小泉輝忠君） 木鉛 教育次長。

○教育次長（木鉛昌夫君） ただいまの北出委員のご質問に対する福田課長の説明の中で、雨が長く、昨年異常気象で続きました。どのご家庭でも、どの施設でもカビが発生したと思います。ふれ愛プラザも研修室、それからホール等も若干カビが発生しておりましたが、直売所は商店という性格上ですね、外気温よりも気温を下げてございます。ですからエアコンの室内温度が下がっておりますので、今課長が申しましたように、その寒暖差で異常にカビが発生したと。

それで委員がご心配のように、壁紙だけでは事業者さんのほうで確認したところ、このカビがもっと中に入っているので防ぐことが出来ない、ということで、今回この300

万円という高額な費用をかけて、ある程度根本的に改修すると。ただ、カビですので、絶対に生えないということは保証は出来ませんが、なるべく今後発生しないように、壁紙だけではなくて、いろいろ手を加えて改修するために高額になっているということです。

○委員長（小泉輝忠君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 了解しました。

それで、ここだけじゃないと思うんですけども、先ほどあったように、課長からあったように「ほかの施設でもそういう現象が見られたよ」というようなこと、ちょっとの説明があったんですけども。これほかのどこ、いいのかなここで聞いてね。（うなずく者あり）それじゃ、そのカビの工事というものはどのようにしてるのか、ちょっと聞きたいんですけども。

○委員長（小泉輝忠君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） ただいまのご質問のなんですけれども、先ほど私はほかの施設と申しましたが、それはほかの食べ物を扱う直売所とか、スーパーですとか、そういった施設のことで、公共の施設といったことではございませんでした。

失礼いたしました。

○委員長（小泉輝忠君） 木鉛 教育次長。

○教育次長（木鉛昌夫君） 北出委員ご質問の、他の施設ということで教育施設等で答え申し上げますと、カビが実際生えたところございました。給食室等ですが、こちらにつきましては、通常よりも換気時間を長くする、それから、出たカビをきれいにふき取る。コロナ禍の時代でございましたので、消毒、それから洗浄等の薬品は豊富にございましたので、きれいにふき取り、通常よりも換気を多めにするという対策で対処出来ましたので、教育施設に関しては、ふれ愛プラザ以外にカビのために工事を行うという施設はございません。

○委員長（小泉輝忠君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 今ので大体分かりましたんで。多分ふれ愛プラザのカビについても、やっぱり換気とかそういうものは十分にしていかなければ、また同じような現象が起きてしまうと思うんですよね。だから、その辺を指定管理者である農協のほうにです、それはしっかりしなさいよというようなことで、課長のほうからですね、話してもらえればと思います。

私は工事代が高いからどうのこうのとは、それを言うつもりはありません。直すときには必要な金は、それはつけるしかないと思ってますので、そういうことにならないようにですね、お願いをしたいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 北出委員のほうにですね、食品を扱うからということよりもですね、まずは根本的な部分は、村のほうでも設計を依頼して設計施工までやって直売所、

みほふれ愛プラザを作ったんで、根本的な部分、そういうことが起きないような設計をしてもらおうとこをやっぱり選んでいかなくちやいかん。

また、そういう施工をする業者も、もう建築年数も長くやってるんで、こういう素材を使うとこういう結果になるということをやはり知ってもらうためには、設計業者も呼んで、そして施工業者も呼んで、こういう長雨のときにはこういう事態になるんだよっていうことを、やはりお金は出せとは言わなくても、次のそういう設計をするときには、みほふれ愛プラザを一つ、こういう例があったのでそういう設計をしない、そういう素材は使わない、というふうにしていかないと、また同じようなことが起きてしまうんで、ぜひこれは担当のほうから設計業者を呼び、また施工業者も呼んで、この事実を三百何十万かかる、この事実を、払えとは言わなくても、そのような設計は好ましくないということを伝えていかないと、同じようなことが将来起きる可能性はあるんで、これは申し伝えていきたいというふうに思います。

○委員長（小泉輝忠君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 今の村長のちょっと答弁あったんですけど、私もね、そこまで言いたかったんですけども、なかなかね、言いづらかったんでなかなか言わないところだったんですけど。逆に言えば、この工事代、設計会社からですね、工事会社ではないと思うんだ、設計ですから。あくまでも設計会社にはある程度は、半分持ってもらおうとかそういうのだって、本当であれば必要なんじゃないかなと私は思いますよ。そこまでやれと私は言いませんけども、その辺は必要なんじゃないかなと思ってます。

○委員長（小泉輝忠君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 休憩前にありました南原地区の公売の、土地の公売の件なんですけども、収納課に確認しましたところ、通常の滞納処分の公売ということで、特に広くホームページには載せてなかったのも、資料として皆さんに提示するという事で、明日、紙でお配りしますので参考にさせていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

〔「紙ベースじゃなくて議員掲示板でいいんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 収納課のほうで紙のほうですぐできるようなので、あした紙でということをお願いできれば。どちらでも大丈夫かと思うんですけども、通常の方ほど言ったように、税の関係の処分なりますんで、紙でお配りすることでご理解いただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 先ほどの件はもう過ぎてしまったんですけども、ただちょっと、あした配っていただいてからあれなんですけど。やっぱり、ここにいるどれぐらいの人が、その公売のことを知ってたのかという。その公売をやるということは、そこに参加

してもらう人を募るわけなんだけど、それを村内の人も一部の人しか知らなくて、もう問合せがあったということで。あそこをこまめに掲示板を見てる人はいいいけど、ほとんどそんなに小まめに毎日のように来て、あそこに来て、今日何があるかなんて見てる人はいないと思うんですね。その中で、「もう問合せがありますよ」ってさっき柳堀課長のほうからあったっていうのは、ちょっと腑に落ちないなっていう部分があるんで。本来であれば、もう議会に対して、あそこの南原地区の懸案事項になってたんで、公売に出すなら、全協の場でも報告してもらってもよかったんじゃないのかな。もう3月3日に公示して、3月24日には入札やって、もう決まるっていうことなんで。もう来週には入札ですよ、札入れっていうことで。そんな短期間の間に、今年度中に決まりつきたいっていうことなんでしょうけど、でもそれもちょうと随分急な決定の仕方だなっていうのがあるので。

この前、あそこの消防署の跡地の問題もあったんで、ちょっと進め方として。別に法律に違反してないよっていうことかもしれないけど、やっぱり議会に対して、もう少し情報を開示するべきなんじゃないのかなと思うんで。それはちょっとあした資料配ってもらったときに、もう一度ちょっと話したいなと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） ただいまのご意見で、収納課としましては先ほど言ったように、通常の滞納処分のおりにやってたものですから、私のほうでもそれで来たんですけども、今のご意見をいただいて、いろいろ今後については検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小泉輝忠君） 次に質疑のある方は、ありますか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の113ページ、タブレットは213ページです。

子ども・子育て支援事務費の中の18番、負担金補助及び交付金、予算書でもタブレットでも386万5,000円が計上されています。

まず1点目として、多子世帯保育料軽減事業費補助金に該当する世帯数を知りたいというのと、それから令和3年度は386万5,000円ですけども、令和1年度は302万9,000円、令和2年度は381万8,000円で、多子世帯と言っても子供の数が増えてるわけではないのに、どうしてこういった金額になるのか、関心があったものでお聞きします。

○委員長（小泉輝忠君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） ただいまの岡沢委員のご質問にお答えいたします。

多子世帯保育料軽減事業についてですけども、こちらのほうは、幼児保育教育施設に通われているお子さんの世帯の課税状況により、第二子については半額、第三子以降については無償になるという、そういった内容の事業になりまして、県から2分の1、村が2分の1負担してございます。

そしてですね、こちら県の事業なんですけれども、第三子以降の年齢の数え方なんですけれども、保育の利用料というのは未就学児、未就学児ですから、小学校就学前のお子さんから数えるんですけれども、多子世帯軽減事業では年齢の数え方に制限がございませんので、例えばお兄さんが年が離れていて18歳であっても、そのお子さんをカウントできるということで、人数が、年齢の制限を撤廃することにより完全に無償化という――第三子ですけれども、ということになっております。

金額については、その年によってですね、課税世帯の対象人数が変更になるということになりますので、そちらのほうで変更がございました。

以上です。

○委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 行政評価シートの該当の部分を見ますと、まず、国庫支出金と県の支出金両方とも数年で増えてます。これは制度改正がなくても、国あるいは県のほうでそれだけの支出が増えるってということなんでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） こちらのほうの国庫支出金と県支出金の増なんですけれども、こちらは子ども・子育て支援事業費の事務費の中には、業務委託料として他市町村の保育所に通っているお子さんに関わる委託料というのがございまして、そちらのほうの金額も、この事務費には入ってございます。その部分の負担金もここには影響がありますので、一概に多子世帯と乳児等保育事業補助金だけではないので、こちらの部分も兼ね合いがあるということです。

以上です。

○委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員よろしいですか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） ちょっと理解力がなくて、私の勘違いで子供の数に観点を絞っていたんですけれども、今度は他市町村だとか、あるいは多子世帯の中の子供の数のカウントがいろいろあるとしてもですね、R元年度は国庫支出金が330万4,000円、県支出金が266万9,000円。これがR3年度になると国庫支出金が853万2,000円、県支出金が621万6,000円と、R元年度と比べると倍以上になっているわけですね。何でこんなに数字の差が出てくるか、お聞かせください。

○委員長（小泉輝忠君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） 済みません、ただいまのご質問なんですけれども、この国庫支出金の増の原因なんですけど、先ほどから申し上げている他市町村の私立保育所の申込み児童なんですけれどもね、こちらがゼロ歳から、そうですね、ゼロ歳から2歳のお子さんになるんです。そうしますと、公定価格というのがありまして、これは国で定められているんですが、低年齢であると額が高額になるんですね。ですので、お子さんの数は少なくても、その低年齢の児童が入ってくることによって金額がバーンと上

がるという、そういった内容になりますので、そちらのほうの具体的な人数ですとか、そういったものをお話したほうがよろしいでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） すぐに、例えば人数が分かるとかいうのでしたらお聞きしたいですけれども、今この場で数とかそういうのを無理してお答えにならなくてもよいかと思えます。

○委員長（小泉輝忠君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） 済みません、岡沢議員の、委員の質問なんです、制度上は変わっておりません。国庫支出金も県支出金も、前年と同様に算出しております。

○委員長（小泉輝忠君） よろしいですか。

林委員。

○委員（林 昌子君） 予算書の109ページで、2 子育て支援センター（みほふれ愛プラザ）管理費の中で、次の111ページ移っていただいて。評価シートのほうは207ページです。

207ページ。需用費と委託料の件でちょっとお尋ねしたいんですけれども、評価シートのほうからすると、令和2年度需用費が518万2,000円、委託料が833万7,000円、令和3年度が、この数字が逆転して需用費が812万2,000円、委託料559万7,000円、これでまた令和4年、5年になると、また数字がひっくり返っているんですね。この需用費とこの委託料がちょうど数字がひっくり返っているもんですから、これがどういった経緯でこのようにひっくり返っているのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長（小泉輝忠君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） 林委員のご質問にお答えします。

需用費が今回、令和3年度が812万2,000円になってございますのは、先ほど北出委員のご質問にもございましたとおり、直売所のカビの補修として修繕料325万円を計上しております結果、800万円を超えてしまったというような内容になります。

それと、委託料、委託料についてなんですけれども、委託料が今回減額になっております、この理由といたしましては。

〔「理由を聞いてるんじゃない、数字の違い、記入ミス、令和4と5の数字の誤り」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（福田浩子君） ごめんなさい。林委員ごめんなさい。

令和4と5の数字の誤りになります。令和4と5が令和3年度と同様の額になってきますので、申し訳ございません。誤りです。

○委員長（小泉輝忠君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。

それと、引き続きなんですけれども、111ページの委託料の中の、12委託料の中の4

の清掃委託料で216万5,000円があるんですけど、これは確認ですけど、これは、シルバー人材の方の清掃委託料と見てよろしいでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） こちらのほうは、この清掃委託料につきましては、ふれ愛プラザ全館の清掃委託料です。窓ガラスですとか、テラスですとか、全体的なものを業者に委託してございまして、そちらのほうの委託料になります。シルバーではございません。今年度は、高橋興業に委託してございます。

○委員長（小泉輝忠君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、児童福祉費の質疑を終結いたします。

続きまして、民生費の災害救助費、予算書124ページから125ページの質疑を許します。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、災害救助費の質疑を終結いたします。

ここで、執行部の入れ替えを行いますので暫時休憩いたします。

自席にて休憩してください。

午後2時59分 休憩

午後3時05分 開議

○委員長（小泉輝忠君） 引き続き、会議を開きます。

続きまして、衛生費の清掃費、予算書142ページから、124ページから139ページ。
質疑のある方はどうぞ。

済みません、今ちょっと間違えましたので、衛生費の環境衛生費、予算書138ページから……。

〔「飛ばしてます」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 第4款衛生費の審査を行います。

衛生費の保健衛生費、予算書124ページから139ページについて質疑を許します。
質疑のある方はどうぞ。

〔「災害救助費は」と呼ぶ者あり〕

〔「さっき終わったよ」と呼ぶ者あり〕

〔「終わった」と呼ぶ者あり〕

〔「さっき諮って質疑なかったでしょうよ」と呼ぶ者あり〕（笑う者あり）

〔「災害救助費まで終わったので、休憩して執行部入れ替えましたので」と呼ぶ者あり〕

〔「今、衛生費の保健衛生費ですよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、保健衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の環境衛生費、予算書138ページから143ページについて質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、環境衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の清掃費、予算書142ページから145ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、清掃費の質疑を終結いたします。
ここで執行部の入れ替えを行いますので、自席にて休憩願います。

午後 3 時 1 0 分 休憩

午後 3 時 1 2 分 開議

○委員長（小泉輝忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第 5 款農林水産業費、第 6 款商工費、第 7 款土木費、第 8 款消防費の審査を行います。

農林水産業費の農業費、予算書146ページから155ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、農業費の質疑を終結いたします。

続きまして、農林水産業費の林業費、予算書156ページから157ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 予算書の157ページ、タブレットの327ですね。

この中の商工振興事業費の中の負担金の 7 のジェットロ茨城事務所負担金で、これジェットロってかなり……。

〔「まだだよ、林業費だよ」と呼ぶ者あり〕

○委員（山崎幸子君） まだでした。では次に……。

〔「水産業費の後」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、林業費の質疑を終結いたします。

続きまして、農林水産業費の水産業費、予算書156ページから157ページについて質疑を許します。

質疑のあるは方どうぞ。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 予算書の157ページの中の商工費の……。

〔「水産業費」と呼ぶ者あり〕

○委員（山崎幸子君） 商工費じゃない……。

〔「水産業費だよ、ひとつ前」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、林業費の質疑を終結いたします。

〔「水産業費です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 続きまして、農林水産業費の……。

〔「水産業費の質疑終結からです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、水産業費の質疑を終結いたします。

続きまして、商工費の商工費、予算書156ページから159ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 大変失礼しました。3度目の正直で。（笑う者あり）

予算書157ページの商工費の商工振興事業費の中で、負担金7のジェットロ茨城事務所負担金。ジェットロは茨城県の産物をかなり海外にアピールしてくれて、それで物すごく成功してるところがかなりあるみたいなんですけど、美浦村としては、具体的に何かこのジェットロからは何かやってもらってるようなのは、今んところはないんでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 木村 経済課長。

○経済課長（木村光之君） 山崎委員の質問にお答えします。

美浦村では、今のところはジェットロに関しては、やってもらっているものはございません。ジェットロに関しては、2014年6月に茨城県水戸合同庁舎に開設しておりまして、山崎委員ご指摘のとおり、国内45事務所、海外55カ国74カ所のジェットロ海外事務所のネットワークを活用して、茨城県の産物を世界に紹介するという事業をやっております。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 私がジェットロさんの資料を見せてもらったり話を聞いたのだと、物すごく夢のように美浦村もすごいよくなるんじゃないかみたいな思いをしたことが

あるんで、ぜひともジェトロさん、もう一度よく考えて何かを——海外じゃないにしても、そういったもので使ってもらえるような形を考えていただきたいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 木村 経済課長。

○経済課長（木村光之君） 来年以降、どんなものが海外に売り込めるか役場のほうでも考えていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（小泉輝忠君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 予算書159ページお願いします。タブレットは337でしょうか。336、337、この中の、5 中小企業事業継続応援貸付金費100万円について伺います。令和2年度では600万円を計上しております。この6分の1の予算ということで、確かに、去年の今の状況からすると、危機感は変わってきているのかもしれませんが、決算が進んでくるこれからの中小企業において、公的、民的支援を受けられなかったところというのは、かなりこれから厳しい状況になってくる可能性があると思うんですね。その中で6分の1というのは、その根拠というか、私としては少し率が急激に下げ過ぎているような気がしたのでちょっと伺います。

○委員長（小泉輝忠君） 木村 経済課長。

○経済課長（木村光之君） 松村委員の質問にお答えします。

今年度600万円の予算ですけれども、令和2年5月12日の臨時議会で予算付けをいただきました。新型コロナウイルスの感染拡大ということで、県のほうから美浦村では12件分600万円という数字が来まして予算化したわけなんですけれども、今のところ実績としてこの融資を受けたのが1件ですので、来年分としては2件分の予算ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 承知しました。ありがとうございます。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、商工費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の土木管理費、予算書158ページから163ページの質疑を許します。
質疑のある方はどうぞ。

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 165ページ入ってるんですね。

〔「163まで」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員よろしいですか。

○委員（山崎幸子君） 次にやります。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、土木管理費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の道路橋梁費、予算書162ページから165ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 予算書の165ページの中ほど、道路新設改良事業費、その中の委託料の測量・設計・監理委託料の中で、境界復元測量調査委託料、これはどこの部分の境界復元になるのか教えてください。

○委員長（小泉輝忠君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

当該復元測量といたしまして、村道211及び2638号線、端山地内の太陽光発電所周辺の道路になっております。

○委員長（小泉輝忠君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 山崎委員の質問で数字でお答えいただきましたけど、具体的な図面があると分かりやすいと思いますので、お示しいただけますでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） 分かりました。手元にありませんので改めて整えまして、後日掲示板のほうでお知らせするような形でご了解いただきたいと思います。

〔「確認しなくていいの」と呼ぶ者あり〕

〔「山崎委員、明日で大丈夫ですか」と呼ぶ者あり〕

〔「図面は明日もらえるんでしょ、まだ今日は締めないでしょ」と呼ぶ者あり〕

〔「この部分は先進んじゅうから」と呼ぶ者あり〕

〔「締まっちゃうから」と呼ぶ者あり〕

〔「えっ」と呼ぶ者あり〕

〔「この部分は先に進んじゅうから」と呼ぶ者あり〕

〔「締めちゃったほうがいいってことなの」と呼ぶ者あり〕

〔「そうじゃない、そうじゃなくて」と呼ぶ者あり〕

〔「ここが締まったら、質疑ができないってこと」と呼ぶ者あり〕

〔「締まっちゃうよ、今の質疑」と呼ぶ者あり〕

〔「ああ、大丈夫です。図面を明日もらえれば」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、ここでOKしても……」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 山崎委員よろしいですか。

○委員（山崎幸子君） はい。

○委員長（小泉輝忠君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、道路橋梁費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の都市計画費、予算書164ページから169ページについて質疑を許します。

質疑がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、都市計画費の質疑を終結いたします。

続きまして、消防費の消防費、予算書168ページから175ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、消防費の質疑を終結いたします。
ここで、執行部の入れ替えを行います。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 執行部入れ替えというこのタイミングですので、本日の審査はここまでにしてよろしいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） お諮りいたします。

本日の審査はこれで延会にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認め、本日はこれで延会とすることを決定いたしました。

大変お疲れさまでした。

次回の委員会は、明日16日午前10時から開催いたします。

よろしくお願いします。

午後3時30分 延会

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 3 号)

令和3年3月16日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第18号 令和3年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第19号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第20号 令和3年度美浦村介護保険特別会計予算
- 4) 議案第21号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 5) 議案第22号 令和3年度美浦村水道事業会計予算
- 6) 議案第23号 令和3年度美浦村下水道事業会計予算
- 7) 議案第24号 令和3年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席委員

委 員 長	小 泉 輝 忠 君
副 委 員 長	林 昌 子 君
委 員	下 村 宏 君
〃	山 崎 幸 子 君
〃	北 出 攻 君
〃	松 村 広 志 君
〃	葉 梨 公 一 君
〃	小 泉 嘉 忠 君
〃	塚 本 光 司 君
〃	岡 沢 清 君
〃	飯 田 洋 司 君
〃	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席委員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	富 永 保 君
総 務 部 長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君

経 済 建 設 部 長	濱 田 勘 木 君
教 育 次 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
収 納 課 長	柳 堀 浩 君
福 祉 介 護 課 長	葉 梨 美 穂 君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君
上 下 水 道 課 長	圓 城 達 也 君
生 活 安 全 課 長	笹 倉 英 雄 君

1. 本会議に職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	滝 口 弘 士

午前10時00分 開議

○委員長（小泉輝忠君） 予算審査特別委員会のご参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席委員数は12名です。

それでは、ただいまより予算審査特別委員会を再開いたします。

昨日、委員から資料提出を求められております、生活安全課及び収納課から資料の提出がありましたので、机の上に配付いたしました。

提出資料について、執行部からの説明を求めます。

まず、生活安全課長 笹倉英雄君。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 生活安全課笹倉です。よろしくお願いいたします。

昨日、沼崎委員よりご質問ございました空き家等の実績について、A4の紙をお配りさせていただいております。

ご説明申し上げますと、現在までですね、認定件数、特定空家6件、準特6件の12件認定してございまして、そのうち平成30年度に準特3件、特定1件、それと令和元年においては特定1件、準特1件の解体をしております。

平成30年度には87万8,000円、令和元年度には60万円、本年度については実績なしということでございます。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑があれば、どうぞ。

飯田委員。

○委員（飯田洋司君） 昨日もいただいたファイル、そして今日いただいたファイルなんですけれども、これ議員の各iPadのほうにファイルでしょうから送ってもらえますか。どうですか。

○委員長（小泉輝忠君） 生活安全課長 笹倉英雄君。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 飯田委員の質問にお答えいたします。

i P a d のほうに入るようにちょっと調整させていただければと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） おはようございます。早速の資料、ありがとうございます。

今説明をしていただいて、平成30年には4件の補助金を出して、令和元年度には2件の補助金を出したということで、令和2年度には実績がないということで、コロナ影響なのか、現在準備している段階なのか分かりませんが、今後、令和3年度以降には予定はないのでしょうか。このままゼロで行くんですか。見直しをかけてからの話になるのか、ちょっとその辺を教えてくださいなんですけど。

○委員長（小泉輝忠君） 生活安全課長 笹倉英雄君。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

現在ですね、令和2年度におかれましても2件の方への調整を図ってきているわけなんですが、最終的に解体の補助の実施まで至っていないという状況でございます。また、これら2件につきましても、改めて令和3年度も継続して解体していただくように調整をさせていただいて、補助のほうを実施していければと思っております。

以上です。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 今、2件は一応準備してるということで、令和3年度はそれをやってくつてということなんですけど、それ以外の場所っていうのはないんですかね。この2件というのは、具体的に地域的にはどの辺の地域の2件なんですかね。特定空家で場所っていうのは示されていたような感じしていたんですけど。別に言ってもいいと思うんですけど。その辺は、どことどこっていうのは具体的に言えますかね。

○委員長（小泉輝忠君） 生活安全課長 笹倉英雄君。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

特定空家につきましても、美浦村の協議会において皆さんでご協議をいただいて、お示しをしているところでございます。また現在、特定——残りの4件のうち2件というのが、まず、1件が昨日もお話にございました今回の南原地区の件、それともう1件が土屋地区にもう1件ございまして、その2件になります。

以上です。

○委員長（小泉輝忠君） この件はよろしいですか。

〔「収納課からの説明はあるの」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） あります。

次に、収納課長 柳堀 浩君。

○収納課長（柳堀 浩君） おはようございます。昨日より大変お疲れ様でございます。収納課柳堀でございます。

それでは、お手元にお配りいたしました不動産公売に関する資料につきまして、ご説明申し上げます。

昨日、沼崎委員よりご質問がありました、信太——南原地区の特定空家に指定されている物件につきましては、3月3日に村の掲示板に不動産公売の報告をいたしまして、こちらの資料に記載されておりますとおり、24日に公売の入札を実施する予定でございます。

こちらの見積り価格は、不動産鑑定士に依頼したとおりの額でございまして、お手元に記載してある額という形になってございます。

一つめくっていただきまして、3ページでございしますが、こちらが、現況の写真が載っております。一刻も早く何とかしていかなければならない物件である、というふうに、収納課としても考えているところでございます。

現在、1件、問合せをいただいている状況にございます。

今回の公売でございますけれども、地方税法にのっとりた徴税吏員の権限による税の滞納処分でございまして、税収の確保が目的であるため、滞納情報につきましては慎重を期してきたところでございますけれども、特定空家に指定されている物件の公売でありまして、以前よりご心配をおかけしている議員の皆様に対しましては、公告した時点でお知らせすべきであったと反省しております。大変申し訳ございませんでした。

ご説明、以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 資料の提出ありがとうございます。

今、課長のほうから、説明と、一応、議員のほうには公告をした時点で知らせるべきであったということをいただいたんですけれども、議員の中では多分誰も知らなかったっていうのが正直なところと、告示をあそこの役場の掲示板のところにしたということで、法律上は一応ちゃんとやっているよということで、収納課のほうに昨日ちょっと議会が終わってから——委員会が終わってから行ったところ、やっていますよということを言っていたんですけれども。実際、国のほうの競売も1カ月前ぐらいにはホームページには載せているような形で、しっかり公にしている中で、あそこの掲示板に1枚ぺらのプリントで——こういった不動産の競売参加のご案内というように太文字で見えるようになっているのなら、幾らか目にはつきますが、ちっちゃい文字でこのたび公売やりますっていうのが、何かこう何ていうんだろう、本当に公にするっていう意思があるのかっていうぐらいの1枚ぺらの紙が1枚あっただけで、それをやったからちゃんと法律にのっとりやっているからいいんだっていうんじゃないで、本来であれば、ホームページに載せて——ちょっと、この意味がよく分からない。公売の実施ということで美浦村ホームページ、広報みほなどに手続上、これ流れの中で4ページなんですけど、載っているんだけど、美浦村のホームページにも載ってないですね。広報みほにも載ってないということで、なおさら、これまで議会に対しては、ある程度やっぱり全員協

議会で——時間が、調整がとればやっぱりそこへ報告してきていただいた中で、この案件とか、他のものもそうなんですけど、何かちょっとこう議会に対して、強く言ってしまうと、議会軽視的なところがあるんじゃないのかなというふうに思います。だから、収納課のほうとしては、適切に事務をやったということで、それは分かるんですけども。じゃ、そこから先、議会に対して報告を怠ったっていうのは、これは大変な問題だなと思うんで、その辺、総務部長どうですか。

○委員長（小泉輝忠君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

不動産公売の件で、いろいろ要望というか、議会のほうとの調整ということで、ご意見というか質問をいただきました。

昨日もちょっと申し上げたんですけれども、不動産公売に関して、全ての案件について議員さんに今までお知らせした、してきたわけではないので、執行部としてもそういう形で法的に進めてきたところなんですけれども、今回の件につきましては、建物もたっているし、空き家としての周りの住民の方への影響ですね、大きかったことから、皆さんにお知らせしなかったということは、大変申し訳なく思っております。

今後につきましては、いろんなケースがあるかと思うんですけれども、極力、皆さんに情報を伝えられるものについては、伝えていきたいと思います。ホームページ、広報みほ——広報みほは月に1度なので、なかなか掲載が難しい場合もあるんですけれども、ホームページ等へも案件の内容を精査しながら、掲載できるものについては掲載していきたいと考えております。

今回のものについては、空き家撤去が大きな要因でもありますので、なるべく信用のおける方を買っていただきたいということもありまして、幅広くやらなかったところもあるんですけれども、今後についてはいろいろ検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 広報みほは載せる暇がなかったっていうかね、時間がなかったということなんでしょうけど、ホームページのほうはね、当然、上げようと思えば幾らでもすぐ上げられるっていうのがあると思うんで、その辺はしっかりやってもらいたいっていうのと、入札書は書き方が書いてあるんだけど、入札書自体もやっぱりホームページからダウンロード出来ないような状態だし、今最後に、総務部長が信頼をおける方を買っていただきたいっていう話だと、もう特定の人が決まっているかのような話なんだけど。公売っていうのは、あくまでも公にして誰でも参加していただいて、買っただくっていうのが、一般常識的な考えじゃないのかなと思うんだけど。信用出来るとか、信用出来ないとかっていうのは、どこで判断しているのか。その辺ちょっとお伺いしたいのと、やっぱりこういう、そういう役場の職員が、役場の体質っていうか、ほかのところにも出てきちゃうんじゃないのかなと。その辺は少し違うのかなっていう感じ

は、ちょっと私はするんですけど。

消防署の跡地の問題にしても、本来であれば、多くの方に声をかけて、村の財政が厳しい中なので、処分するに当たり、幾らかでも高い金額で買っていただく、落札してもらうってことであれば、特定の方がいる中でやるのはちょっとおかしいんじゃないのかな、っていうのは私はちょっと思うし、昨日の地域おこし隊の空き家——借家の件にしても、ある程度もう意中の人がいるかのような形で。何かこう、秘密裏に、もう話が進んじゃっているような、何かそういう印象を受けるので。こういうことに関しては、やっぱりもう少しちゃんと公にしてもらって、誰に言っても疑念を抱かせない、疑念を持たせないような、そういうやり方にしていただかないと、村に対する不信っていうのは高まっていくんじゃないかなと。一般の人が分からないからいいんだとかっていうんじゃないくて、やっぱりその辺は、公平公正にやっていただくのが本来の在り方なのかなと思うので。

その辺、村長どうですか。

○委員長（小泉輝忠君） 中島 村長。

○村長（中島 栄君） 今、部長のほうからね、何か特定の部分を除外するような話がありましたけども、公売という一つの名目で公に誰でも参加出来る、というのが正しい公売の仕方だと思いますので、これからは、そういう特殊的に一方的な方に公売をしてもらうということではなく、一般の方は誰でも参加が出来るというふうなことを、やはり周知をしていかなければならないというふうに思いますので、役場がそういう公的でないというふうにとらわれるようにならないようにですね、各課、自分の仕事をきちっと一般の方に認識されるような、広報も視野に入れてやっていかなければならないというふうに思っておりますので、沼崎委員がおっしゃったように、一部の特定な方ではなく、開かれた、公的に誰でも参加出来るよと。また、周知出来る体制を、これからも各課申し合わせて対応していきたいというふうに思っております。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 村長のほうから、そういった答弁をいただけたけましたけれども、議会に対しての報告っていうのは、これはよくて、これは悪いんだとかってのは、確かにそれは個人情報とかそういうものがあるかもしれないけど、でもこういうものに関して、議会に報告しなくていいのかっていう判断が、何でこういうふうに出してしまうのかなっていうのは、別に何で隠さなくちゃいけないのかなっていうのが率直な疑問で、やっぱりその、議員は村民から選ばれていて、今回は特に近隣住民から「どうにかしてくれ」って言われている中で、「どうなってんだ」、「どういうふうに進行してんだ」って言われている中で、ある程度そういった告示をしたら、別に議員に1番先に言たっていいんじゃないのかな、告示したんなら。それを言われるまで、入札が行われるまで、もしかしたら質問がなかったら、そのまま公売が進んで、収納課では、この金額で落札してもらえれば、税金の滞納分は取れるからいいよと。これよりも高く落札して

もらっても、結局はそのお金は村に入るわけじゃないという流れみたいだから、収納課は収納課の仕事をしているっていうのは分かりますよ。生活安全課はそれで落札してくれた人は、すぐ解体をしてくれれば一石二鳥だっていうのは、それは分かりますよ。だけどやっぱり、その流れ的なものは、議会はずっと質問してきて「どうなってんだ、どうなってんだ」っていうことで、事あるたびに質問してきたのに、議会に対して事後報告でいいやみたいな、そういう判断ってちょっとおかしいんじゃないのかなと思うので。この案件に限らず、今後全ての案件に関して、議会は全協なり、毎月自治研というのはあるので、報告できるものは報告していただくような、そういう体制でやっていってもらわないと、先ほど言ったように、議会を軽視してるのかなと。何かこう、議会に対して別にいいやっていうのがあるのかなっていうふうになってしまうので、そうならないように、ぜひとも庁内でしっかりと今後はやっていただきたいなというのを要望したいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 林 委員。

○委員（林 昌子君） ただいま、沼崎会長がね、しっかりと私たちの声を代弁して訴えていただいたことは、本当に重々、皆様ご承知おきいただきたいと思うんですけど。

私からは、掲示の仕方ですね。掲示板を昨日見てまいりました。役場の下、掲示板にしたということで。そしたら、公売公告兼見積り価格公示ということで、公示しますという名目でちゃんとうたっているんですけども、実際どの場所のどの物件で、どういう価格でというのは、一切——その表紙の1枚だけが掲示されていたんですよね。あとは、ホチキスで閉じている下にいろんな書類があるんでしょうけれども、あれを見ただけで、例えば、一般の方がたまたま見たとしても、どこの物件か分からず、もし、そこだったら自分でも買えると思ったら、役場に来れるような人でも、1枚ぺらを見ただけでは誰も分かんないですよ。だからこういう掲示の仕方っていうのは、本来の掲示の仕方なのかどうか、基準をお聞きしたいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 柳堀 収納課長。

○収納課長（柳堀 浩君） 林委員の質問にお答えいたします。

不動産公売に関する掲示でございますけども、まず、最低限しなくてはいけないことといたしまして、その掲示場への公告。それと、滞納者への公売の通知というものは、最低限しなくてはならない。

ただ今回に至りましては、通常の公売ではなくて、特定空家というものが建っている物件でございます。例えば、今回は幅広く公告しなかったのは、先ほど部長も言われましたとおり、本当に幅広く公告してしまった場合に、もしかしたら本当に悪質な業者に買われて、空き家がそのままになってしまう。私どものほうとしては、現在、現況のまま売るといような形でしか出来ませんので。そのあと、壊されるか、壊されないかという心配も今回に限ってございます。ですので、今回は最低限の公告にさせていただいたというのが収納課、私の判断でございます。非常に今回そのことに関して疑念を持た

せてしまったということに関しては、大変申し訳なく思っておる次第でございます。

今後は、そのところも含めて、収納課といたしまして考えた上で、公明正大な公売ということで考えていきたいなと思っております。

規程というか、様式に関しましては、税法等にのっとりた様式になっておりまして、あちらのほうで正式な様式でございますので、その部分だけで今回非常に分かりづかったということに関しましては、掲示はあれで間違いはないんですが、ほかの手段を使って皆様にも、どなたにも分かるような形で、公売の公告を今後していきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 掲示の仕方は正確ということなんですけれども、でも、場所も何も分からないでね、掲示されては、これで正式と言われても、検討のしようがないなというのは率直な感想です。

あとは、どのような業者に買われてもみたいなお話ですが、ある程度手を挙げられた方をきちっと審査するのが職員の仕事じゃないですか。それをうのみにして、その方に公売するっていうかね、売るっていうことは、私は今までの役場職員の仕事の中ではなかったかなと思います。ですので、掲示の仕方はこれで正確かもしれませんが、ある程度、情報と言ったら変ですけどね、住所ぐらいはあってもいいのかなというふうにちょっと感じたものですからお話をいたしました。これからは公平に、ぜひよろしくお願いいたします。

○委員長（小泉輝忠君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） それでは、第10款から入ります。

第10款 災害復旧費、第11款 公債費の審査を行います。

災害復旧費の公共公用施設災害復旧費、予算書242ページから243ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、公共公用施設災害復旧費の質疑を終結いたします。

続きまして、公債費、予算書242ページから243ページについて、質疑を許します。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、公債費の質疑を終結いたします。

以上で、議案第18号 令和3年度美浦村一般会計予算の質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○委員長（小泉輝忠君） 議案第19号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） あくまで参考のためにお聞きするんですけども、予算書の285ページの特定健康診査等事業で、委託料の25番、糖尿病性腎症重症化予防事業委託料、この予防事業というのはどういうことなのか。それと、どこに委託しているのかお聞きします。

○委員長（小泉輝忠君） 鈴木 国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 章君） おはようございます。国保年金課鈴木でございます。岡沢委員のご質問にお答えいたします。

予算書285ページ、委託料、特定健康診査等事業の委託料25番、糖尿病性腎症重症化予防事業の委託料509万円でございますけれども、内容的には、腎臓透析になると月に20万円から40万円くらい費用がかかるということで、このページで見たと思います。これだけ個人の負担のほうは、月1万円、高額所得の方2万円という金額で、そのほかの部分は医療保険者が持っていますが。そういう腎臓透析になる前にもう既に症状のある方、そういった方について働きかけをして、病院にかかる、検査をすとか、そういったことをするための委託料でございます。

医療保険者からレセプト健診データとかデータのマスターあたりを提供して、あとかかりつけのお医者さんあたりと、患者さんと、3者間でデータ共有とか、お知らせ、面談などをやることを委託の内容を指定しております。

業者としましては、データホライゾンというところに委託をするんですが、この業者については実績があるということで、ほかの医療保険者、市町村とかに対しても、そのデータ提供、実績があるということで聞いております。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 私は、腎症っていうんで、人工透析やるようになってから、人工透析するようになってから、何かこの事業を受けるのかって感じがですね、思っていたんですけども、そうではないことが分かりました。

ちなみに私も糖尿病患者ですので、なるべくこの509万円の中からお金は使わないように頑張っていこうと思っています。

以上です。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

よって、本案を原案のとおり可決することに決定いたします。

○委員長（小泉輝忠君） 議案第20号 令和3年度美浦村介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（小泉輝忠君） 議案第21号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（小泉輝忠君） 議案第22号 令和3年度美浦村水道事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の379ページです。

資本的収入及び支出の中で、建設改良費の3番、固定資産購入費とありますが、これはどういったものを購入するのでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 圓城 上下水道課長。（暫くの間資料確認）

圓城 上下水道課長。

○上下水道課長（圓城達也君） 申し訳ございません。

こちらにつきましては、水道のほうで使ってる車両がもう大分古くて、今年度1台ちょっと廃車にしまして、それにかわる現場用の車を1台購入する予定でございます。その分でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） ちなみにその車両っていうのは、ただの移動用の車両ですか、それとも貨物のタイプなんでしょうか。

○委員長（小泉輝忠君） 圓城 上下水道課長。

○上下水道課長（圓城達也君） 岡沢委員のご質問にお答えします。

現場に使うものなので、具体的な車両はまだ特定はしてないんですけど、軽のバンとかそういったものになるかと思えます。

○委員長（小泉輝忠君） 質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（小泉輝忠君） 議案第23号 令和3年度美浦村下水道事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 当初予算説明書の1番最後のページの令和3年度公共下水道事業整備箇所という図面があるんですけども、この図面に関して、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 圓城 上下水道課長。

○上下水道課長（圓城達也君） ただいまの沼崎委員のご質問にお答えします。

来年度の整備予定としましては、こちらにあるとおりなんですが、赤い部分で示してありますとおり、布佐地区の一部と、宮地地区の一部、あと受領地区の一部で、口径に関しましては、パイ75から200で、延長は3,200メートル、開削という予定になっております。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 随分ざっくりな説明ですけど、それは見れば分かるんですけど、もっと詳しく教えてほしいなっていうのがあったんですけど。

まず今回整備をすることによって、ちょっと書いてなかったと思うんだけど、この公共下水道事業でどれぐらいの、何%の普及率になるのか。その辺を教えていただきたいのと、今、管渠だけの話をしているらしいんですけども、処理場の施設を増設工事でも予定をされていると思うんですけども、その点についてもちょっと説明をしていただきたいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 圓城 上下水道課長。

○上下水道課長（圓城達也君） ただいまの沼崎委員のご質問にお答えします。

こちらのエリアを整備することによっての普及率は、ちょっと現在把握しておりませんので、後ほど報告したいと思います。

それと処理場の整備なんです、本年度の6月の全員協議会で示させていただいたとおりなんです、少々お待ちください。（暫くの間資料確認）

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 休憩してもらっていいですか。

○委員長（小泉輝忠君） それでは暫時休憩といたします。何分……。

〔「休憩中に調べてもらうしかないから、何分あればいい、10分、15分」
と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 圓城課長、何分ぐらい必要ですか。普及率の件も併せて。

〔「11時まで」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 11時までで大丈夫ですか。

それでは、11時まで休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時58分 開議

○委員長（小泉輝忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

圓城 上下水道課長。

○上下水道課長（圓城達也君） 大変失礼しました。

先ほどのご質問の下水道の加入率なんです、ちょっと整備面積のほうでお答えさせていただきたいと思います。令和2年度末で整備面積が522ヘクタール、令和3年度で約8ヘクタール整備する予定でございます。令和3年度のこの8ヘクタールを整備し終えますと、大体整備率が92.6%になる予定でございます。

それと水処理センターの工事計画なんです、今年度から令和5年度までの4カ年で整備する予定でございます。工事の総額としましては、14億4,700万円を見込んでおります。今年度、来年度で塩素緩和池の増設と脱水機の増設、それと汚泥処理と受変電施設の整備を行います。あと令和3年度から始まるものとしましては、水処理センターの増設、令和4年で引き続き水処理センターの増設と消毒槽、ポンプの整備、令和5年で場内の整備という流れの予定でございます。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。

92.6%ということなんですけども、今回、だんだんやる範囲も狭くなってきているん

ですけども、下水も公下と農集の地域、この水色部分になるのかな。令和5年の大谷とか余郷入のほうは、農集のほうに接続するような形の流れで考えているんですよね。その辺ちょっと確認、まず確認したいんですけど。

○委員長（小泉輝忠君） 圓城 上下水道課長。

○上下水道課長（圓城達也君） 沼崎委員のご質問にお答えします。

今年度、農集のほうでは最適整備構想を完了しまして、それをもとに今後、村内の排水設備の広域化ということで見直しを行うことになると思います。現在の計画では、信太の処理場と舟子の処理場の分を公共下水道のほうに流し込む計画で、来年度から検討の調整を始めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 公共下水道事業は、ちまたではね、後3年だとか4年だとかって言われながら今に至って、ようやく先が見えてきたのかなっていう感じはするんですけども。工事の量というのは大分減ってきてるんですけど、業者目線っていうか、村内の業者の目線で言わせてもらおうと、今回、令和3年度都市建設課の箇所づけが位置図の上にあるんですけども、村内でわずか3カ所の位置づけで、ふだんならもっと多いのかなっていう形で、この辺の工事に関しても、当然村内の業者が落札をして、入札をしてやってるわけですけども、美浦村の業者も十数社いると思うんですけど、年々工事量も減ってなかなか厳しい状況かなっていう中で、下水のほうはね、まだ管渠が令和3年で3,200メートル、3キロメートルぐらい工事は令和3年度であるので、そういうのをやれる業者はやりながらっていう形で令和3年度はやっていくと思うんですけど。やっぱりこう、この先、どんどん工事量っていうのは減っていくのは誰が見ても明らかなので。今回っていうか、その水処理センターの建設、4カ年で15億弱なのかな、14億4,700万円って先ほど話があった工事があるんですけども。これっていうのは、前にも説明があったかもしれませんが、下水道事業団というか、そっちへ設計監理、管渠工事の発注なんかも、入札なんかも向こうでやるっていうことだったんですよね。それをちょっと確認したいんですけど、まず。

○委員長（小泉輝忠君） 圓城 上下水道課長。

○上下水道課長（圓城達也君） ただいまの沼崎委員のご質問にお答えします。

水処理センターの増設工事に関しましては、下水道事業団のほうにお願いしております。おっしゃるとおり、下水道事業団のほうで業者の入札や何かを行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） この水処理センターの工事を下水道事業団のほうで入札の準備をして、入札かけて工事業者を選んでいくと思うんですけども、いつも言ってるんです

けども、やっぱり村外の業者が受注をして、工事をして、工事が終われば当然それで終わりなんですけども。村内の業者っていうのは、この村内で事業を営んで、税金も納めて、従業員を養ってやっていくわけなんですけども。村としてはね、税込なり予算が厳しいからと言って、どんどん工事量を減らしていくと、その業者は当然生活がままならない、やっていけない状態の中で、下水道事業団に15億の仕事を渡すわけなんですけども、入札に関しては、村のほうで要請とか要望——村の業者が幾らかでも仕事を、村の業者で関わられるような、そういう流れに村のほうで要請することは出来ないんですか。それちょっとお聞きしたいんですけど。

○委員長（小泉輝忠君） 圓城 上下水道課長。

○上下水道課長（圓城達也君） ただいまのご質問にお答えします。

村の業者を入れるということをこちらから強く言うことは出来ないと思いますが、その可能性があるかどうかについては、ちょっと事業団と今後話し合っていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 今まであそこの処理場をつくってきた業者さんは大体分かるんですけれども、その中で美浦村にも工事業者——今バイパス工事を、今いろんな業者が入ってやっているんですけれども、その中にも美浦村の業者が二、三社入って今工事をやってるんですけど。この下水道の水処理センターの工事を単独では出来ないかもしれないけれども、JVなり、そういった形だったら参加して十分やっていけるような業者は村内にもいると思うんですけども。その辺はやはり、村として事業団のほうに投げかけていくべきなのかなと思います。やはり、この美浦村の一番主要な125号バイパス工事の中で、工事本数何本出ているか分からないけど、1本1億二、三千万円の工事が、多分十数本もうずっと出てきていると思うんですけれども、その中に美浦村の村内でとれる業者が2社ぐらいしかいない、二、三社しかいない。そういう状況で、美浦村の道路をつくるのに村外の業者が来て、そういった金額の工事を何本もとってやっていってしまっ。結局、村に税金が落ちるのかと言ったら、落ちないわけですね。村内企業の育成、育成って村のほうも言いますけど、見ていて工事量も少なくなっているし、そういった中で村の業者を守っていけるのかと。村民を守っていけるのかっていう意味では、やれるところから村のほうでもっと汗をかいてもらって、下水道事業団のほうにどんどん言ってもらうことはいいと思うんですけど、その辺、下水道課長、どんどん向こうに言ってもらうことは出来ないですかね。その辺ちょっともう1回お願いします。

○委員長（小泉輝忠君） 圓城 上下水道課長。

○上下水道課長（圓城達也君） ただいまのご質問にお答えします。

水処理センターの増設に関してはかなり専門性も高いところもあるので、沼崎委員のご意見については、下水道事業団のほうに働きかけて、できる可能性があるのかは調整

してみたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小泉輝忠君） 中島 村長。

○村長（中島 栄君） 今、圓城課長のほうからも話がありましたけれども、機械的な部分は、なかなかどの業者がやってもそういう専門業者に発注する部分があるんで、総合的な躯体の工事に関してはできる限り、1社で出来ない場合にはJ Vをしてでもですね、村内の企業が入れる、または特殊な部分でもJ Vを組ましてもらうというようなことは、課長のほうからも下水道事業団には話してもらうけども、私のほうからも文書で下水道事業団のほうに要請をするということはしていきたいと思います。多分、学校の建設も大きいんですけども、この処理場の14億からもある仕事っていうのはなかなか、村内でもそう出る仕事ではないんで、これも含めて課からの要請、プラス私のほうからの要請もしていきたい。どういう条件なら村内の業者も仕事として入れる部分があるのかという部分を、入れない部分については、なぜ入れないのかという下水道事業団からの報告もいただいて、それをもって議会に報告をしていきたいというふうに思います。議会からの要請という部分も入れ込んで、議員12名の署名も含めて上げていければというふうに思いますので、今、沼崎委員のほうからあった要請の部分を、ほかの12名全員が、その名を連ねて出すというのはかなり重みのある要請であるというふうに思いますので、その辺も、今日、委員長から諮っていただいて、議会の要請、そして、私の村長としての要請と、担当課としての要請も含めて、回答も——できるかできないかの回答も事業団から引き出したいというふうに思いますので、そういうことを実施をしていきたいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 村長のほうから明快な答弁をいただいたんですけども、村の業者に対して——今年は大雪っていうのはなかったんですけども、そういう災害があったときには、地元業者に頼らざるを得ない。そういう業者が当たり前の事業を営めなくて、設備投資も出来なくて、機械も買えなくて、あそこの道路が雪で埋まっちゃったら、地元の業者さんに機械持ってきて除雪作業をやってくださいって言ったって出来ないし、後継者だって、美浦村でこれだけしか工事がなかったら美浦村でやっている意味がないから廃業しようと言って、もうやめてしまうような業者もかなりいるわけですよ。そういった中で、村はさっきも言ったように「予算がないから工事出せないよ」ではなくて、それだったら、ここの部分だったら村の業者のためにね、やれるなっていう部分は追求していかないと。村長が言われるように、その可能性があるところには、どんどん力を注いでいかなければいけないんじゃないのかなと、それは切に思います。

ほかのところの入札を見ると、J Vで工事を出すときには、例えば美浦村なので美浦村に構成員——J Vだと親がいて構成員がいるんですけども、構成員は村内に本店がある企業と組んでください、みたいなそういう縛りというか、そういう条件もつけ

られるし、いろんな可能性をできると思うんです。JVというのは、もともと大きな工事をやったことがないとか、経験の浅い企業と大手と組んで経験を積んでいくっていう意味も私はあるんじゃないのかなと、そういう意味もあると思いますよ。だから、やったことがないからとか、その事業団のほうで、いやそれだけの技術はないでしょうとかっていうんじゃないくて、やっぱりどんどん村の事業者を、ちゃんと県の竜ヶ崎工事事務所の工事、一般競争総合評価のやつをちゃんと入札に参加してとって、もう1億2,000万以上の工事をやっている業者なので、処理施設の水槽を造ったりなんなりっていう現場うちでやったりとかっていうのは、絶対出来るわけですよ。村長が言うように、機械設備とかね、そういう特殊なやつは出来ないかもしれないけど、工事——構造物を造ったりなんなりっていうのは間違いなく出来るはずなので、それが出来ないとかっていう返答したときには、村のほうでもっとしっかり議論ぶつけていく必要は間違いなくあるのかなと思います。

あと、余談なんですけれども、この前のガス工事、埋設工事が終わって舗装の復旧工事やっていますけど、結局あの工事、今舗装の復旧やっているのは、大手の道路屋さんが今復旧工事を——当然大手なので大変スムーズにやっていただいて、もう白線引きも順調にやって、きれいに道路は仕上がってきているんじゃないのかなと思うんですけど、やっぱり、村のある程度、もうちょっと権限っていうかね、そういうのをもっと出して、美浦村の中でやる事業に関しては、村でしっかりと統制していくっていうかね、指導していくっていうか、要請していくっていうのは全然おかしいことじゃないと思うので、その辺は下水道事業団がね、上なのか下なのかっていうのはないとは思いますが、やっぱり対等にしっかりと物を言う美浦村として、下水道課——担当課としてしっかりとやっていってもらいたいなと強く要望したいと思います。

○委員長（小泉輝忠君） 今、沼崎委員と村長のほうからいろいろ話がありましたけど、その件についてはよろしくをお願いします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（小泉輝忠君） 議案第24号 令和3年度美浦村電気事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（小泉輝忠君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査はすべて終了いたしました。

これで、予算審査特別委員会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

午前11時19分 閉会